

る御事也。終に繼體の主として、此御末ならぬはましますさず。

(抑此天皇正路に歸りて日嗣を受け給ひし) 此天皇の前に皇統が一旦傍系にわたつたけれども、この天皇に至りて、正系に立ち歸つて天位を受け給うたことはの意。

(先立ちて様々齋瑞在りき) その御即位に先立つて様々の不思議な瑞相があつたといふのである。その事は増鏡に出てるのであるが、父天皇土佐に遷され給うた時にはこの天皇僅に二歳で、外戚源通方をたよつて京に止まつてゐられたが、通方が薨じたから、御祖母承明門院の御方に従り給ひ、長ずるに及んで世をはかなみ給うて僧とならうとせられたが承明門院がこれを止められた。そこで天皇は御意に決しかねて潜に石清水八幡宮に詣で通夜して黙禱せられた所が、夢に壇上で、椿葉の影再改まる(これは新撰朗詠に載せた徳是北辰椿葉之影再改、尊猶南面松花之花十廻といふ句で、北辰は天子の居にたとへ、南面は天子の位であるから、行末天子になり給ふべきを神の告げ給うたものと思はれねばならぬのである)と聞えたから、天皇は覺めてこれを喜び、僧となることをやめて是から學問に勵精せられたとある。又上にも述べた所の泰時が鶴岡八幡宮で籙をとつたが、この天皇立ち給ふべしといふ事が出た事などをさしたのであらう。

(又土御門院阿波國にて告文かかせまして石清水の八幡宮に啓白させ給ひける) この事は増鏡に見えてゐるが、土御門上皇が阿波から願文を石清水八幡宮に奉りて祈願せられたその御願意が達したから、この天皇は篤く石清水宮を信仰せられ、みづから經論を寫して八幡宮に藏め、毎春この宮に詣で、齋み籠りたまふこと七日に及ぶとある。

(終に繼體の主として此御末ならぬはましますさず) この天皇よりして後皇位繼承の方々いづれもこの天皇の御子孫であらせらるゝといふこと。

壬寅の年即位。癸卯の春改元。御身を慎み給ひければにや、天下を治め

給ふ事四年、太子をさなく御座しかども讓國あり。尊號例の如し。院中にて世を知らせ給ふ。御出家の後もかはらず、廿六年在りしかば、白河鳥羽より以來にはおだやかに目出度き御代なるべし。五十三歳御座しき。

(壬寅の年即位) 壬寅即ち仁治三年正月二十日踐祚、三月十八日に即位せられた。御年二十三。

(癸卯の春改元) 翌年二月二十八日に寛元と改元せられた。

(御身を慎み給ひければにや天下を治め給ふ事四年、太子をさなく御座しかども讓國あり) この天皇寛元四年正月二十九日に御讓位があつた。御在位滿四年。皇太子はこの時に御年四歳で入らせられた。かく幼ない皇太子に御位を讓られたのは、御身を慎み給うた爲であらうといふ。それは尊貴の位に永くゐたまふことを御讓遜あつたといふ意であらう。(尊號例の如し) 太上天皇の尊號例の如く新帝より上られた、それは二月十三日であつた。

(院中にて世を知らせ給ふ) 御讓位の後院政を行はせられた。

(御出家の後もかはらず) 文永五年十月に御出家あらせられたが、院政は相かはらず行はせられた。

(廿六年在りしがは) その院政は、後深草龜山の二代にわたり、寛元四年の御讓位から文永九年二月十七日の崩御まで、滿二十六年を超えたのである。

(白河鳥羽より以來にはおだやかに目出度き御代なるべし) 院政を行はれた方々は白河院四十餘年、鳥羽院二十餘年、後白河院三十餘年、後鳥羽院二十餘年、後堀河院三年であるが、後白河後鳥羽の二院の時代は天下大亂に及んだのである。この院の院政時代は幕府は泰時時頼の執權であつて天下が治まつてゐたのである。それ故に白河鳥羽以後のおだやかな結構な時代であらうといふ。

(説) こゝに「おだやかに目出度き御代なるべし」といふ語には微意があるであらう。

(五十三歳御座しき) 御年齢に異説は無い。

第八十八代、後深草院、諱は久仁、後嵯峨第二の子。御母、大宮院藤原の姞子、太政大臣實氏の女也。丙午の年四歳にて即位。丁未改元。

(後嵯峨第二の子) 皇胤紹運録、歴代皇紀、皇年代略記には本書と同じく第二の皇子とすれど、百鍊抄、帝王編年記、皇代記、東鑑には第一子とある。蓋しこの第二子とあるは第一の御子宗尊親王をかぞへ奉るからであり、第一の御子とするのは后腹の御子だけについてかぞへ奉るので、結局はいづれも誤ではないのであらう。

(御母大宮院、藤原の姞子、太政大臣實氏の女也) 大宮院は後嵯峨天皇の中宮で、太政大臣從一位西園寺實氏の長女である。御名は百鍊抄に姞子とあるけれども、誤であることは定論で、本書の如く姞子とあるのが正しい。正統記でも白山本、類從本以下の流布本みな姞子としてあるが、底本梅小路本青蓮院本は正しく書いてある。この御方は仁治三年に女御となり、ついで中宮に立たれた。この天皇御即位の後寶治二年六月に大宮院の尊號を上られたのである。

(丙午の年四歳にて即位) 寛元四年正月二十九日受禪踐祚、三月十一日に即位の禮を行はれた。
(丁未改元) 寛元五年二月二十八日に寶治と改元せられた。

天下を治め給ふ事十三年。后腹の長子に御座しかども、御病ひに御座しければ、同母の御弟恒仁親王を太子に立て、讓國尊號例の如し。伏見の御代にぞ暫く政を知らせ給ひしが、御出家在りて政務をば、主上に譲り申させ給ふ。五十八歳御座しき。

(天下を治め給ふ事十三年) 正元元年十一月に讓位あり、御在位滿十四年に足らぬこと二ヶ月。

(后腹の長子に御座しかど) 大宮院の所生は後深草天皇、恒尊親王、龜山天皇、雅尊親王、貞良親王、月華門院の六人ましました。その長子でこの天皇はいらせられた。

(御病に御座しければ) この御病の事未だ他の書に見ぬ。されど、著者は虚構の事を記すべき人でない。必ず事實であつたらうと思ふが、今その旁證をなすことが出来ぬ。

(同母の御弟恒仁親王を太子に立て) 恒仁親王は即ち龜山天皇である。正嘉二年八月七日に恒仁親王を皇太弟に立てられた。本文太子に立ててとあるのは汎くいつたので必ずしも誤ではあるまい。而して、この皇太弟に立ちたまつたのは後嵯峨院の思召によつた事は増鏡等に明かである。

(讓國) この讓位は正長元年十一月二十六日であつた。時に御年十七歳。

(尊號例の如し) 正長元年十二月二日に新帝から尊號を上られたのである。

(伏見の御代にぞ暫く知らせ給ひしが) 龜山天皇御即位の後も後嵯峨院の院政であり、後嵯峨院崩御の後には龜山天皇の親政で、院政は行はれず、ついで後宇多天皇の御代には龜山上皇の院政であつて、その間三十年ばかりはこの天皇は政務に無關係で入らせられたが、伏見天皇即位後、院政を行はせられた。しかしそれも御出家在りてからは政務を伏見天皇に御譲りになつたから、この天皇の院政は伏見天皇御即位の弘安十年十月から正應三年二月の御出家まで三年未滿であつた。

(五十八歳御座しき) この天皇は、後二條天皇の嘉元二年七月十六日に崩御になつた。御年は増鏡、歴代皇紀、皇年代略記に六十二とある。本書に五十八歳とするのは何によられたか分らぬが、誤りであらう。

第八十九代、第四十七世、龜山院、諱は恒仁、後深草院同母の御弟也。己未の年即位、庚申に改元。

(己未の年即位) 正元元年十一月二十六日皇太弟として受禪踐祚。十二月二十八日に即位の禮を行はれた。御年十一。
(庚申に改元) 正元二年四月十三日に文應と改元せられた。

「も」底本「二」に作る。他諸本による。梅本によりて補ふ。「けるに」の「に」底本なし。他諸本による。

此天皇を繼體と思召し置きてけるにや、后腹に皇子生れさせ給ひしを後嗟取サガり養ヤシひまして、いつしか太子タイシに立タて給ひぬ。後深草ゴフカクサ其時新院との御子ミコも先立ちサキダて生れ給ひしかども、引きこされまじき。太子は後宇多に御座す。御年二、後深草の御子に、伏見四歳にて御座しき。
後嗟取ゴサガ隠カクれさせ給ひて後、兄弟の御あはひに諍アラツはせ給ふ事コト在りければ、關東クワントウより母儀大宮院ボギオホミヤノケンに尋ね申マテしけるに、先院の御素意オンソウイは當今タウジンに御座す由ヨシを仰オホせ遣ツカはされければ、事定りて禁中キンチュウにて政務セイムせさせ給ふ。

(此天皇を繼體と思召し置きてけるにや、后腹に皇子生れさせ給ひしを後嗟取り養ひましていつしか太子に立て給ひぬ)
後嗟取天皇が、この龜山天皇をば皇位繼承の御系統と定めようと思召したのであるであらうか、この天皇の皇后の御腹に皇子(即ち後宇多天皇である)の生れあそばしたのをば、後嗟取天皇が引きとり養育し奉らせ給うて、やがて間もなく、皇太子に立て給うたといふのであるが、この立太子は文永五年八月で、太子二歳の時である。
(後深草の御子も先立ちて生れ給ひしかども引きこされまじき) 後深草院(この文永の頃には後嗟取、後深草の二院ましましたので、後嗟取を本院、後深草を新院と申し上げた)の御子(これは伏見天皇である)も先立ちて(文永二年の御降誕で、後宇多天皇より二歳の御兄)生れ給うたが、先をこされたまうた。

(太子は云々) この注の事は上に述べた。

(後嗟取隠れさせ給ひて後、兄弟の御あはひに諍はせ給ふ事コト在りければ) 後嗟取院の崩御は上にいうた通り、文永九年二月であるが、この崩御の後に、後深草、龜山二帝の間に皇位繼承に關して御諍の事が在つた。これは、増鏡によるに、御父後嗟取院、御母大宮院共に龜山天皇を愛し、龜山天皇の御子孫をして長く大統をつがしめむと欲し、後嗟取院崩するに臨み、大宮院にこの旨を遺詔したまひ、又朝廷に古から坂上田村麿の劔を藏め傳へて鎮國の寶としてあつたのを、大宮院が龜山天皇に傳へ給うた。これによつて後深草院が大宮院を快からず思はれたといふことである。
(説) この御諍は、院と天皇との御諍といふよりも、その祇候人の争に基づくものと思はる。増鏡には「かゝればいっしか院方(後深草)内方(龜山)と人のこころも引き分るるやうに、うちつけ事どもいできにけり。人ひとりおはしまさぬあとはいみじきものにぞありける」とある。さて同じく増鏡に「さてしもやはなれば、このよしをも關の東への給ひつかはしける」とある。これは、この御諍を鎌倉幕府に訴へられた事で、これまた皇威を軽くする漸をなしたものであつて、後の兩統迭立の大事を起す源となるのであるが、これも、後深草院の近臣の物の理を知らぬものしわざであらうが、慨嘆にたへぬ事である。

(關の東より母儀大宮院に尋ね申しけるに、先院の御素意は當今に御座す由を仰せ遣はされければ) 後嗟取天皇が、龜山天皇の御血統を以て皇統とおぼしめた事は増鏡「あすか川」の卷に後嗟取天皇崩御の條に「世の中は新院(後深草)かくておはしませば、法皇の御かはりに引きうつして、さぞあらむと、世の人も思ひ聞えけるに、當代(龜山)の御ひとつすぢにてあるべきさまの御おきてなり」とあつて、この事は明かである。さてその事をば關東より大宮院に何ひ奉つた事は、本書以外には未だその説を傳へたものを見ないが、これはもとより事實であらう。増鏡「あすか川」の卷に「朝の御まもりとて田村の將軍よりつたはりまゐりける御はかしなども、かの御けしきのしかおはしませ給ひけるにや、御かくれの後やがて内裏へたてまつらせ給ひしかば、それなどをぞ女院(大宮院)のうらめしき御ことには院(後深草)も思きこえさせ給ける」とある。この記事によれば、大宮院が關東の何に對して本文のやうに御答あつたことは當然の事であつたと思はる。

(事定りて) その諍も落着して、この天皇の御政といふ事に治定したのである。

(禁中にて政務せさせ給ふ) 天皇の御親政あつた事をいふ。この御親政も北條の諒解を得なければならぬといふ事になつ

てゐた事を思へば、慨いてもあまりある事である。

「も」底本なし。他諸本によつて補ふ。「あらたまり」底本「新り」に作る。他諸本による。

天下を治め給ふ事十五年。太子に譲りて尊號例の如し。院中にては十三年まで世を知らせ給ふ。事あらたまりにし後に御出家。五十七歳御座しき。

〔天下を治め給ふ事十五年〕 正元元年十一月の踐祚から文永十一年正月二十六日御讓位まで、御在位は足かけ十五年である。

〔太子に譲りて、尊號例の如し〕 太子は後宇多天皇である。太上天皇の尊號は新帝踐祚の後文永十一年三月二十六日に上られた。

〔院中にては十三年まで世を知らせ給ふ〕 御讓位後院中に在りても舊の如く政務をとりたまふこと十三年間であるといふのであるが、これは後宇多天皇御在位の間この院の院政であつたのである。

〔事あらたまりにし後に御出家〕 事あらたまりにし後といふのは、北條氏の干渉でこの龜山天皇の御一統のみが皇位をつがせ給ふべしといふ先帝の遺詔が奉行せられずして、後深草、龜山二天皇の血統が、かはるゝ立たるるといふ新内規が出来、それによつて、後宇多天皇の御讓位で伏見天皇の御即位となり、世は後深草上皇の院政となつたことをいふ。それからはこの天皇の院政はなくなつた。その後には御出家あつたといふのであるが、御出家は伏見天皇御即位の翌年正應二年九月である。

〔五十七歳御座しき〕 後二條天皇の嘉元三年九月十五日に崩御。御年に異説はない。

第九十代、第四十八世、後宇多院、諱は世仁、龜山の太子。御母、皇后

藤原の信子、後に京極院 左大臣實雄の女也。甲戌の年即位。乙亥に改元。

〔御母皇后藤原の信子云々〕 御名をば、一代要記其他には信子と見ゆるが、それは大宮院の御名であるから誤である。又

正統記でも、類従本以下は信子としてゐる。又慶安本には取子としてゐ、白山本には實子としてゐる、いづれも誤であつて、本書のが正しいのである。この方は山階左大臣といはれた西園寺實雄の長女である。文應元年に女御となり、弘長元年二月に中宮に立ち、八月に皇后になられた。龜山天皇御在位中文永九年八月に崩御。京極院の號を贈られた。それ故に本書に「後に云々」といつたのである。

〔甲戌の年即位〕 文永十一年正月二十六日に受禪踐祚、三月二十六日に即位禮を行はれた。時に御年八歳。
〔乙亥に改元〕 文永十二年四月二十五日に建治と改元せられた。

「種」底本「秋」とす。他諸本による。「せめ」底本「貴」とす。他諸本による。

丙子の年、唐の宋の幼帝徳祐二年に當る。今年北狄の種、蒙古起りて元國と云ひしが、宋の國を亡す。辛巳の年蒙古の軍多く船をそろへて、我國をかす。筑紫にて大に合戦あり。神明威を顯はし、形を現じて防がれけり。大風俄かに起りて數十万艘の賊船皆漂倒破滅しぬ。末世と云へども、神明の威徳不可思議也。誓約のかはらざる事是にて押計るべし。

(丙子の年、唐の宋の幼帝徳祐二年に當る) この天皇の御世の丙子の年は建治二年で、支那には宋の恭宗皇帝の徳祐二年に當る。ここに幼帝といふはこの恭宗の事である。

(今年、北狄の種蒙古起りて元國と云ひしが、宋の國を亡す) 北狄即ち支那北方の夷狄の種族である蒙古が、これより前に起りて勢が強大になり、金を壓倒し後宋と連合して金を亡し、その後は直ちに宋に迫つて屢戦つてこれに勝ち、勢益大になり、わが龜山天皇御即位の年には元の世祖といふものが位に即き、その至元八年(わが國の文永八年)に國號を立てて元と云つたが、その十三年即ち徳祐二年に、元は宋を攻めて、その帝都を陥れ、幼帝及び皇太后、皇族をとらへて北に去り、帝を廢した。ここに於いて宋は一旦亡びたのである。然れども、文天祥、張世傑、陸秀夫などの忠臣ありて、恭宗の兄益王是を立てて帝として宋朝を興した。この帝は端宗といふのである。この時徳祐二年を改めて景炎元年とした。景炎三年に端宗崩じて衛王昌が帝と稱したが、それは殆ど名のみで、その翌年に軍敗れ、陸秀夫帝を負ひて海に入つて宋全く亡びた。本書はその端宗の時に一旦亡びされたことを主としていつたのである。

(金國起りしより、宋は東南の杭州に遷りて百五十年になれり) この宋の南渡の事は崇徳の條に述べてある。その南渡からこの時まで、正しく百五十年になるのである。

(蒙古起りて先金國をせめ其國をあはせ、後に江を渡りて宋をせめしが、二年終にほろぼさる) 當時宋は江南に偏在し、支那の本國は金の盤踞する所であつたが、蒙古は南宋と聯合して金國をせめて、其國をあはせ、その後宋と境を接するやうになつてから又宋をせめて、つひにこれを亡したのであることは上にもいつた。

(辛巳の年蒙古の軍多く船をそろへて我國ををかす) 辛巳の年は弘安四年である。これより先文永五年に蒙古の使者が太宰府に來つてその牒狀を送つた。太宰少貳覺惠がこれを受けて鎌倉に致し尋いで朝廷に奏上した。その牒狀はもとより無禮のものであるが、その本旨はわが國を名義上でもよいから屬國とせうとするに在つたらしい。もとよりその書辭が不禮であるによつて返書は遣はされなかつたのである。しかし、この際かねて計畫せられてあつた後醍醐天皇五十の御賀の儀も中止せられ、二十二社に幣帛を奉つて國家の安寧を祈られた。文永八年に又蒙古の使者が來たが、これ亦退けられ、文永十年にも同じ事が繰返された。文永十一年十月には終にその兵が對馬を侵し、壹岐を攻め、進んで博多に迫つたが、わが軍は苦戦してこれを退けた。朝廷には折節大嘗祭を行はせらるる時であつた。それで御祭の儀、節會のみ行はれて、五節舞等は止められたといふ。さて建治元年に蒙古の使者がまた來たから鎌倉の執權北條時義、節會のみ行はれて、五節舞等は止められたといふ。さて建治元年に蒙古の使者がまた來たから鎌倉の執權北條時

宗がこれを斬つた。かやうな譯で、元と我國との間には一大衝突を見ずば止まぬといふ勢になつた。そこで幕府も武士に命じて、その用意を怠らなかつた。弘安四年五月に元の兵が大舉して來り寇した。その兵十萬と稱した。(筑紫にて大に全戰あり) この役は主として博多灣附近に行はれ、わが軍も苦戦したが、終に元軍を蹙にしたことは今に人口に膾炙する所である。

(神明威を顯はし形を現して防がれけり。大風俄かに起りて數十万艘の賊船皆漂倒破滅しぬ) この年閏七月勅使を伊勢に遣し、大神宮に元寇をやむむことを祈りたまふ。増鏡によるに、龜山上皇は御命を以つて國難にかはらうといふ御願文を上りたまふとある。この時に大風が起りて元の軍艦が悉く肥前鷹島の邊で没して元兵が殆ど盡きたといふ。その大風の起つたのは弘安四年七月晦日の夜から閏七月一日の夜までであつたといふ。又此時宇佐八幡の宮が鳴動し、箭矢が神殿中から出て西に向つて飛び去つたなどいふやうなさまざまな説があつた。本書はこれらの説にもよられたものであらう。

(末世と云へども) 末世とは佛教の語で末法の世といふこと。末法とは佛の世を去ること長く遠くして教法の衰へて微になつた時期をいふ。

(神明の威徳不可思議也) これはいふまでもないが、末世といひながら、上述のやうに神威赫々たるものがあるといふのである。八幡愚童訓にこの時の事を叙した末に「濁世末代ニウケ謀叛殺害ノ時ニアエルハ悲トモ云計ナシト雖トモ大菩薩靈驗新ニ不思議神變現サセ給ヘル時ニ生シ合セ、結ニ和光同塵緣皆得解脱惠ニ云々末代迄モ盡セヌハ只八幡大菩薩靈威也」とあるのも同じ考へである。

此天皇天下を治め給ふ事十三年。思の外に遁れましくして十餘年在りき。
後二條の御門、立ち給ひしかば、世を知らせ給ふ。遊義門院隠れまして
御歎の餘にや出家せさせ給ふ。前大僧正禪助を御師として、宇多圓融の

「座」底本「府」に作る、他諸本による。「ぞ」底本「フ」に作る、他諸本による。

例により東寺にて灌頂させ給ふ。珍らかにたふとき事に侍りき。其日は後醍醐の御門、中務の親王とて、王卿の座につかせ御座す。只今の心地ぞし侍る。後二條隠れさせ給ひし後、いと世を厭はせ給ふ。嵯峨の奥、大覺寺と云ふ所に、弘仁寛平の昔の御跡を尋ねて、御寺など數立てぞ行はせ給ひし。其後、後醍醐の御門位にましくしかば、又暫く世を知らせ給ひて三年計在りて譲り御座しき。

〔此天皇天下を治め給ふ事十三年〕 弘安十年十月廿一日の讓位であるから、踐祚の時から十三年を過ぎ十四年に近い。

〔思の外に遁れまし〜〕 案外に位を去らせ給うたことをいふ。これは執權北條時宗の計らひで位を皇兄伏見天皇に譲り給うたことをいふ。初め後嵯峨天皇崩御ありて後、後深草上皇と龜山天皇と諍を生じ給ひ、上皇使を遣して、先帝の素志未だ必ずしも正嫡を廢して庶流を立て給はざるなりと宣うたから、時宗がこれを御母大宮院に何ひ奉つた所が、先帝の御意は龜山天皇にましました由を仰があつたから已むを得ず、その儘で止まつた。さて後宇多天皇御即位に及んで、後深草上皇が憤られて、出家せられようといふ事を時宗が聞いて、御氣の毒に思ひ奉り、因て讓して、先帝の御意が専ら龜山天皇にましましたと云ふとも本を推して申さば、後深草天皇は先帝の皇嫡子におはして、御在位中も別に失徳もない。されば、皇太子を置かれむには宜しく後深草上皇の御子を立つべしと云つて遽に龜山上皇に奏して、後深草天皇の皇子熙仁親王を立て後宇多天皇の皇太子とし奉つた。この時又關東から奏上して御讓位あるべきよしを申し奉つた。それにより後宇多天皇は心ならずも、位を讓らせられたことを云つたのである。

〔十餘年在りき〕 その御讓位後、伏見後伏見二代の間十四年許の間は閑散の地遊に居たまつたのである。

〔後二條の御門立ち給ひしかば、世を知らせ給ふ〕 後二條天皇はこの天皇の御子で、後伏見天皇の後をうけて御即位になつた。この時にこの天皇は上皇として院政を行はせ給うたといふのである。

〔遊義門院隠れまして御歎の餘にや出家せさせ給ふ〕 遊義門院は後宇多天皇の皇后で入らせらるる。後深草天皇の長女で御名を始子と申す。御子が無く、後二條天皇の准母として、伏見天皇の正應四年八月に遊義門院の號を上られた。後二條天皇の徳治二年七月御年三十八で崩御になつた。この上皇が之を哀ませられて同月に御出家になつたのである。

〔前大僧正禪助を師として宇多圓融の例により東寺にて灌頂させ給ふ〕 前大僧正禪助は内大臣源通成の子で、仁和寺に入りて僧となり、正應五年には東寺長者となり、永仁元年に大僧正に任ぜられ、同二年に法務となり、七月二日に大僧正を辭した。それ故にこゝに前大僧正とある。仁和寺御傳を見ると「徳治三戊申年正月二十六日於東寺傳法灌頂奉授太上天皇勸賞以益信僧正號本覺大師」とあり、その御灌頂の事を從三位隆長卿が記した文は後宇多院御灌頂記と題して今に傳はり、群書類從に收めてある。この時の御灌頂は上の如く傳法灌頂であつた。本書に宇多圓融の例により云々とあるが、それはこの二法皇の御灌頂をうけられた先例によらせられたといふのであるが、元來傳法灌頂は密教でも重大な事であつて、深い御修養が無くてはならず、容易な事では無いのであつて、この御灌頂は宇多天皇の先例によらせられたのである。(御諡を後宇多天皇と申し上げるも尋常の意味では無い) 増鏡に「仁和寺の禪助僧正を御師範にてかの寛平のむかしをやおぼすらむ。密宗をぞ學せさせ給ひける」とある。それ故に

〔珍らかにたふとき事に侍りき〕と云つたのである。

〔其日は後醍醐の御門中務の親王とて王卿の座につかせて御座す〕 この御灌頂は上に述べた通り徳治三年の正月二十六日の事であつた。續史愚抄に「二十六日丙戌法皇被遂御灌頂於東寺、先御子灌頂院、王卿中務卿尊治親王右大將具守已下三人、殿上人藏人頭治部卿仲親朝臣已下十五人供奉。次於西院道場有御灌頂大阿闍梨前大僧正禪助、教授無品性融法親王西院蓮華院勅使藏人左少辨光忠參向。今夜法皇入御内道場向曉有後夜御入堂。已上奉行院司權右中辨隆長朝臣」とある。この隆長の記した文が上に述べた通り群書類從にも收めてあるが、ここに中務卿尊治親王とあるのが即ち後醍醐天皇である。この時に後宇多上皇の御二子として、ここに奉事せられたのである。この親王は徳治二年三月に太宰帥に任じ、五月に中務卿を兼任せられたのである。「王卿の座」といふは、朝儀の際の親王公卿の座をいふ。たとへば、江家次第に、元日の節會に「當御帳第二間中央東西兩行設親王公卿座」とあるが如きこれである。内裏式

によれば、東は上首太政大臣、次左大臣、次大納言等、西は上首親王、次右大臣、次非參議一二位等である。後宇多院御灌頂記に門外行列に先殿上人(十五人)次公卿(三人)次中務卿親王とあり、又著座の條には「次王卿着座」とあり、又王卿の列立など見ゆる。さてこの時親王御年二十一であらせられた。

(只今の心地ぞし侍る) その時を今思ひ見るに、目の前にある如く思はるといふのである。當時親房は年十六で、從三位彈正大弼であつたが、當時から後醍醐天皇に親しく奉事してゐたらうと思はるるから、この文をかきつつ往事の盛儀と、この天皇の御若くあらせられた時のはれ々しさを思ひ出して感慨を催したものであらう。

(後二條隠れさせ給ひし後いとど世を厭はせ給ふ) 後二條天皇が崩御あらせられたのは、御灌頂の後間もなく即ち徳治三年八月二十五日であつた。御子に先立たれさせ給ひし事であるから、一層この世をはかなく思召し厭はせ給ふ。

(嵯峨の奥大覺寺と云ふ所に弘仁寛平の昔の御跡を尋ねて御寺など敷立て行はせ給ひし) 嵯峨の里の奥にあつた大覺寺はもと嵯峨天皇の離宮であつて、嵯峨天皇御讓位の後はここに遷り御座し、後に淳和天皇の皇后正子内親王(嵯峨天皇の皇女)尼となりてここに居たまひ、貞觀十八年にこの離宮を改めて寺となし、勅額を賜ひて大覺寺と號し、淳和天皇の皇子恒寂法親王(廢太子恒貞)に賜はつた。さて延喜年中宇多法皇が、この寺で兩部灌頂を行ひ給うた。それ故に、ここに「弘仁寛平の昔の御跡を尋ねて」とあるのである。さて文永年中に後嵯峨上皇ここにうつり給ひ、正應年中には龜山法皇が入らせました。(これによつてこの御一流を大覺寺統と申し上げる)弘安十年に後宇多天皇讓位の後この寺に移りたまひ、伽藍僧房を建て、更に教王成就院を創めて寺院の法規を定め、王法佛法の訓誡を垂れ、崩御の際皇子性圓法親王を住職とせさせ給ひ、永遠に密教を傳へ遊ばされた。

(其後、後醍醐の御門位にましくしかば、又暫く世を知らせ給ひて三年計在りて譲り御座しき) さて後二條天皇の次は花園天皇で、伏見上皇の御院政であつたが、文保二年に後醍醐天皇御即位になつてからは又この法皇の御世となつて大覺寺殿で院政を行はれたが、元亨元年に至つて、院政をやめて、今上、後醍醐天皇の御親政に遊ばざるやうに御決心遊ばされたが、御一存で御きめ遊ばすことが出来ぬので、吉田大納言定房等を勅使として關東へ遣はされ、北條高時の承認を求められたが、十一月九日に勅使が歸參して北條高時が御承諾申し上げた事を申し上げたによつて、即夜に關白藤原内經を以て院より天皇にこの御親政の事を申され、それから後醍醐天皇の御親政となつた。

(説) 天皇の御親政も上皇の御院政も一々幕府の鼻息をうかがはせられた世の有様は今日の吾等から考へても慨歎に堪へぬ次第である。増鏡にこの時の事を叙して次のやうに云つてゐる。曰はく「その夏の頃、定房の大納言あづまへ遣さる。御門に天の下の事譲り申さむの御消息なるべし。大方はいとあさましうなりはてたる世にこそあめれ。かばかりの事は父御門の御心にいとやすく任せぬべきものとめざましけれど、きのふ今日はいじまりたるにもあらず。承久よりこなたはかくのみなりもて來にければなせり。」と言つてゐるが、かやうな状態であれば、後醍醐天皇の幕府を亡さうと御企てになつたのも當然の事といはねばならぬのである。本書にはこの事を洩してゐるけれど、これはこの當時の世相を考ふるに重要な事であるからあげたのである。さて又、北條氏が外に居て、かくの如く、天皇の御位をも御政治をも左右する有様であるが、然らば、朝廷の臣下はどうかといふに、これまた不純な人間が多かつたらしい。これは増鏡の上文のつづきに次の如く言つてゐるので考へらる。曰はく「内に近くさぶらふ上達部などのなま腹ぎたなき、わが思ふ事のとどこほりなどするをなほ法皇をうればしげに思ひ奉りて、この事、いかであづまより申すわざもがなといのりをさへぞしける」とある。かやうな腹ぐるい廷臣が後醍醐天皇の御左右にも居たのである。これを以て見ると、建武の中興が一旦成つて而して間も無くくづれた事も、かやうな人間が左右に居た爲でもあらう。しかして、その誰人であるかは今日よりして知ることが出来ぬ。さてこれからは少しく方面をかへて、この天皇の英明にわたらせられた事を述ぶるのである。

「侍」底本「傳」に作る。他諸本に「文學」底本「文字」に作る。他諸本によりて改む。

大方此君は中古より以來には在りがたき御事とぞ申し侍るべき。文學の方も後三條の後にはか程の御才聞えさせ給はざりしにや。

(大方此君は中古より以來には在りがたき御事とぞ申し侍るべき) 概括的に申しあげれば此後宇多天皇は中古以來稀なる英主と申し上げ奉るべき御方である。
(文學の方も後三條の後にはか程の御才聞えさせ給はざりしにや) 後三條天皇の御學才の事はその御世の條に云つてある

〔説〕 が、その以後の歴代の天皇には、この天皇程の御學才を有し遊ばされた方は出で給はなかつたやうである。これから、上の御學才に連關して帝王の御學問についての著者の主張を述ぶるのである。

「の」底本なし。他諸本に「古」底本「右」に作る。他諸本に「云ふ」とあり。誤なること著しければ改む。

寛平の御誠には帝皇の御學問は群書治要などにて足りぬべし。雜文に付きて政事を妨げ給ふなど見えたるにや。されども、延喜、天曆、寛弘、延久の御門は皆宏才博覽に諸道をも知らせ給ひ、政事も明かに御座しかば、先二代は事古りぬ。次ぎては寛弘延久をも賢主とも申すめる。和漢の古事を知らせ給はねば、政道も明かならず、皇位も輕くなる、定れる理也。尙書に堯舜禹の徳を譽むるには古若稽と云ふ。傳説が殷の高宗を教へたるには、事古を師とせずして、世に長き事は説が聞かざる所也とあり。唐に仇士良とて近習の宦者にて、内權を取る極めたる奸人也。其黨類に教へけるは人主に書を見せ奉るな。はかなき遊び戯れをして御心を亂るべし。書を見て此道を知り給はば、我輩は失せぬべしと云ひけ

「は」と「く」底本「程」に作る。梅本によ

る、今も在りぬべき事にや。寛平の群書治要を指しての給ひける、部せばきに似たり。但此書は唐の太宗、時の名臣魏徵をして撰ばせられたり。五十卷の中に所有經史諸子までの名文をのせたり。全經の書、三史等をぞ常の人は學ぶなる。此書にのせたる諸子などは見る物少し。ほと／＼名をだに知らぬ類もあり。まして万機を知らせ給はんに、是まで學ばせ給ふ事よしなかるべきにや。本經等を習はせましそにては在るべからず。既に雜文とてあれば、經史の御學問の上に此書を御覽じて、諸子等の雜文までなくとも御心也。寛平は殊に廣く學ばせ給ひけるにや。周易の深き道をも愛成博士に受けさせ給ひき。延喜の御事は左右にあたはず。菅氏輔佐し奉られき。其後、紀納言、善相公等の名儒在りしかば、文道の盛なりし事も上古に及べりき。此御誠に付きて天子の御學問さまでなくとも申す人の侍る。あさましき事也。何事も文の上にて能く料簡在

「あさましき」同上。

るべきをや。

(寛平の御誠には帝皇の御學問は群書治要などにて足りぬべし。雜文に付きて政事を妨げ給ふなと見えたるにや) 寛平の御誠は上にも云つた通り、宇多天皇が御讓位の際に醍醐天皇に遺し給うた御教訓の文であるが、それは寛平御遺誠といふ題目で今に傳はつてゐる。しかし現存の本は端が削けて不完全な本であつて、ここに引かれた文は見えぬ。けれども明文抄にはこの文が引用せられてあるからとあつたものであることは疑ふべくもない。曰はく「天子雖不窮經史百家而有何所恨乎、唯群書治要早可誦習、勿就雜文以消日月耳」とある。少しく文句が違ふが大意をとつたものと見て、即ちこの文をさすのであらうと思はれる。群書治要は五十卷あつて、唐の名臣魏徵が、太宗の勅を奉じて撰したもので、周易、尙書、毛詩、春秋左氏傳、禮記、周禮その他經史諸子等、群書六十七部の中から治政の要に關するものを抜いて編したもので、分ちていへば周易治要、尙書治要等といひ、合していへば群書治要といふ。唐にては諸帝最も此書を重んじたのであるが、宋の初めには既に散佚して傳はらなくなつた。この書の本邦に渡來したのはいつであるか明かでないが、仁明天皇の承和五年六月に天皇清涼殿に御して群書治要第一卷を讀ませられたことが續日本後紀に見え、その後歴代の天皇皆これを尊崇せられた事は史籍に明かである。その後第四、第十二、第二十の三卷を佚したが、他の四十七卷は今に傳はり、徳川將軍が元和二年にこれを出版し、天明五年に名古屋藩またこれを出版した。その後支那に傳はり、彼國でもこれを覆刻した。「雜文」とは治要に載せぬやうな種々雜多の文章をいふ。(下の著者の言に、群書治要の内の諸子類をいふといふが、これでは群書治要自身をも擇ぶことになりて意味徹底せぬ。さやうな事ではない。治政の要旨に關係ない雜文といふことであるのは明かである)

(延喜天曆寛弘延久の御門は皆宏才博覽に諸道をも知らせ給ひ、政事も明かに御座しかば) 延喜は醍醐天皇、天曆は村上天皇、寛弘は一條天皇、延久は後三條天皇をさし奉る。この御方々は御學才も博くわたらせられ、又漢學のみならず、その他の種々の學藝にもわたらせたまひ、又政事の道にも深く通じて御座しましたからといふのであるが、「御座しかば」から下の文には直ちに「つづかぬ。この下に或る語がなくてはならぬ。或は略していはぬのであらう。略したとすれば、たとへば「その御學問は群書治要に止まらせ給ひしものと見えぬ」といふやうな意味が在つたと見ねばならぬ。

(先二代は事古りぬ) 醍醐村上の二代の御事は、昔からいひふるして誰人も熟知の事であるから、今更申し上ぐるまでもないとの意。

(次ぎては寛弘延久をも賢主とも申すめる) 延喜天曆の二代に次いで、一條後三條の二代をも世には賢王と申し上げてゐるといふ意。この事も上に述べてある。

(和漢の古事を知らせ給はねば政道も明かならず、皇位も軽くなる、定れる理也) ここに和漢の古事といふのは、ただ學者机上の空論としてその事蹟を穿鑿するといふ意味ではない。時世と人物と、その行はれた事實とをよく照し合せて考へて、政事の要諦を知る手本にする爲に古事を知る必要があるのである。古事を知れば、大體似た様な事情が生じた時にその先例を考へて、これに處する方法を略、過誤なく講ずる事が出来る等のごときは少くない。それ故に古來わが國の歴史の書に、大鏡、水鏡、今鏡、吾妻鏡、増鏡などの名を附けてゐるのは、古に鑑みて今を知る意に基づくものである。「皇位も軽くなる」をば、群書類從本に「皇威」と改めてゐるが、それはかへつて不可である。ここは天皇の位を軽くするやうな事が起るといふので、天皇の御稜威といふやうな意味ではなく、皇位そのものを軽くするといふ重大な意味があるのであるから「位」でなくてはならぬ。即ち和漢の古事を知らせ給はぬ時は政事の爲方も明かでなく、又天皇の位の重いといふ事も分らなくなるのは必然的に生じてくる道理である。而して天子學問の要旨の一句にこもつてゐる。

(尙書に堯舜禹の徳を譽むるには古若稽と云ふ) これは尙書堯典のはじめに「曰若稽古帝堯」舜典のはじめに「曰若稽古帝舜」又大禹謨のはじめに「曰若稽古大禹」とある「若稽古」を日本流に書いたのである。その孔氏傳に曰く「若順稽考也、能順考古道而行之者帝堯」とある。この若稽古は即ち古事を稽へ、その本旨を知りて、當面の政事を處置するといふ意である。

(傳説が殷の高宗を教へたるには、事古を師とせずして世に長き事は説が聞かざる所也とあり) 傳説は支那殷の高宗の時の賢者で、高宗が夢に賢人を得て、その人の姿を圖して天下に求めて、その人を得て宰相としたといふ名臣である。この人が、高宗に教へたといふ語は尙書説命下篇にある。それは「玉人求多聞、時惟建事、學于古訓、乃有獲、事不

師古以克永クスルコトハアラズカトコロニ 世匪ニ説ニ攸ト聞クとある文であるが、この古訓は古來の遺訓である。その古來の遺訓を法としてこれによらねば、世を永く保つこと出来ぬといふのである。

(唐に仇士良とて近習の宦者にて内權を取る極めたる奸人也) 仇士良は唐の玄宗の時の宦官である。宦官は宮中の奥に仕ふる下等の官吏で、男子の虚勢した者が任ぜられてあるから宦者ともいはれる。内權といふのは宮中に於いての權勢をいふ。唐には宦者を宮中の近臣として用ゐたが、はじめは人数も少く位も卑かつた。中宗の時に嬖倖多く宦官の位も高くなり、七品以上のもの千餘人あるに至り、玄宗の時には三千人に上つた。これよりは宦官の權強く禁軍をつかさどり、政務に參與し、終に弑逆廢立をも恣にするやうになつた。玄宗も宦官王守澄といふ者の擁立する所であつたが、その專横を忌んで仇士良を拔擢して王守澄の權を分けしめたが、後には他の宦官の勢力あるものを殺して仇士良獨り權を恣にして、皇帝も宰相も宦官の府たる内侍省(宦官の役所)の決した事を名義上行ふ機關となつた。ここに「極めたる奸人也」といふのは事實である。

(其黨類に教へけるは人主に書を見せ奉るな、はかなき遊び戯れをして御心を亂るべし書を見て此道を知り給はば我輩は失せぬべしと云ひける) 仇士良が言は唐書宦官列傳仇士良の傳中に見ゆる。曰はく「士良之老スルヤ中人舉送還第。謝曰、諸君善事天子能聽老夫語乎。衆唯唯。士良曰、天子不可令閑暇、暇必觀書、見儒臣。則又納諫、智深慮遠、玩好省游幸。吾屬愚且薄而權輕矣。爲諸君計、莫若殖財貨盛鷹馬日以毬獵聲色蠱其心。極侈靡使悅、不知息、則必斥經術關外事、萬機在我恩澤權力欲焉。往哉。衆再拜」とある。これをさしたのであらう。眞に怖れ懼むべきことである。

(今も在りぬべき事にや) 上の仇士良の事は支那の昔の事なれど、今日でもまたかやうな事がないともいひ難い。されば帝王はこれに鑑みて、よく學問をし、古今治亂の理を明らかにせ、かやうな奸人の近づかぬやう、かやうな奸人の奸策にかからぬやうにし給ふべしといふのである。これは現在でも同じ事である。

(説) この一段先づ、若稽古の例をあげて聖王の行につきてその證をあげ、次に賢臣の格言を引いてその説を確にし、末に奸臣の奸策を以て人主を暗愚にせうとする反對の事實を以てして、すべて人主には治要の爲の學問の必要であることを説明した。周到な叙論の法といふべきである。さて又立ちかへりて次に群書治要を的として、實際の上から天子の學問を論ずる。

(寛平の群書治要を指しての給ひける、部せばきに似たり)

(説) 寛平の御遺詔に群書治要をさして、天子は、經史百家の書を窮めずともよい、唯群書治要一部をよめばよいと仰せられたのは、その御眞意は天子は生字引のやうな物識りになり給ふことはいらぬ、政治の要道を知らむが爲に、書を讀まるゝのであるから、それならば、群書治要はこの一書を網羅してあるから、それ一部で十分な筈と思召しての御事と拜察しうるのであるが、この著者はこの書一部でよいと仰せられたのは、範圍が狭いと思はるるといふのである。そこで、進んで群書治要について立ち入つていふ。

(但此書は唐の太宗、時の名臣魏徵をして撰ばせられたり) この事は上に述べた。魏徵は唐代の賢臣で、太宗が魏徵を以て鏡とするまでいはれた程の信任があつた人である。

(五十卷の中に所有經史諸子までの名文をのせたり) この事も上に述べたか、なほ少しくいふ。經は修身治國の大道を説いた聖賢の書をいふ。群書治要にとつたものでは、周易、尙書、毛詩、春秋左氏傳、禮記、周禮、孝經、論語等がそれである。史は所謂歴史であるが群書治要にとつたものでは史記、漢書、後漢書、魏志、蜀志、吳志、晉書等がそれである。諸子とは經書以外で學者の意見を記した書をいふ。これに陰陽家、儒家、道家、墨家、名家、法家、農家、兵家等種々の區別を立つることが出来る故にこれを總稱して諸子といふ。群書治要にはこの諸子をとつた部分が少くない。少しくその名をあげれば孔子家語、六韜、鬻子、管子、司馬法、孫子、老子、騶冠子、列子、墨子、文子、曾子、吳子、孟子、尉繚子、孫卿子(荀子)呂氏春秋、韓子(韓非子)三略、淮南子等で、經史あはせて十九部、諸子あはせて四十八部である。さてそれらの諸書のうち、政治の要とするに足る名文を抄録したのが群書治要である。

(全經の書) 全經は孝靈天皇の條に「孔子の全經日本に留まる」とある全經で、經書の全體である。經は六經と云つて、詩、書、易、禮、樂、春秋の六であるが、樂には書が古から無いので、他の五經を以て全經とする。この五經がわが國に入つたのは繼體天皇の七年で、百濟國から五經博士を貢したのがはじめである。爾來わが國教學の根本となつたのである。

(三史) 拾芥抄に「毛詩、尙書、禮記、周易、左傳已上謂之五經、史記、前漢書、後漢書已上謂之三史、或說史記、漢書、東觀記謂三史、見史記發題也。吉備大臣三史撰入此三史云」とあるが、普通には史記、前漢書、後漢書をいふ。支那の正史として最も古いものから三を合せていふ。以上の經書、三史等をば、わが國の普通の人は學んでゐるのであ

他諸本多くは
一ならずはせま
しらすまはせま
ずとす。から
それにては意
をなさず。本
書及青蓮本に
よりて誤を正
すべし。

るといふこと。

(此書にのせたる諸子などは見る物少し) これは如何にも事實で在つたらうと思はるる。

(ほとく名をだに知らぬ類もあり) 殆ど、その諸子の書名をさへ知らぬやうな人もあるといふこと。

(まして万機を知らせ給はんに、是まで學ばせ給ふ事よしなるべきにや) 萬機とは天下の政務のしげきをいふ。尙書に「一日二日萬幾」といふ語から出たもので、幾は機ともかく、樞機の機で、其機の發する所極めて多端であるが故に一二日の間に萬にも至るといふ所から萬機といふ。普通の學者すら五經三史位を研究してゐるだけで足りてゐるに、況んや帝王は一日二日萬機の政をきかせ給ふ事であつて、その御暇に學問を遊ばさるゝ事ゆゑ、諸子まで學ばせ給ふことは必要があるまいかと思はるるといふ。

(本經等を習はせしそにては在るべからず) 「本經」とは群書治要にあげた經書の抄文に對してその全篇のまゝの經をいふ。「本經等」といふのは、その全篇のまゝの五經三史をさす。「習はせしそ」とは正しくは「な習はせしそ」といふべきである。それは「なそ」の格といつて、上に「な」といふ禁止の語があり、下に「そ」といふ念を押す語があつて、その中間に用言をはさんで禁止をあらはす古い語格の一であるが、この頃に往々上の「な」を省き、下の「そ」だけでこの用に供することが行はれた。嚴密に論ずれば、誤といふべきだが、時世の慣習として往々このやうな事が行はれた。著者もこの誤をしてゐるのであるが、その意は了解出来るのである。寛平の御遺誠に群書治要一部だけでよいと仰せのあつたのは、經史の全書を御覽するのはよくないと仰せられた御旨趣ではあるべきでないといふ意。諸註本文を誤つたために意をなさず。

(既に雜文とてあれば、經史の御學問の上に此書を御覽して諸子等の雜文までなくとももの御心也) これは著者が、かの寛平御遺誠の「雜文云々」の文についての見解である。この見解では「雜文につきて政事を妨げ給ふな」と見えてゐるのを見ると、これは經史の御學問の上にこの群書治要を御覽じて、その中の諸子等の雜文は不用であるとの御意見で、しるしおかれたものであらうといふ意である。

(説) この文を著者は上のやうにとつてゐるが、既に述べた通り、そのやうなことでは「群書治要などにて足りぬべし」と仰せられた意味が徹底せぬ。加之たとひそれは諸子の言であるとはいへ、魏徵が金言として抄出したものであつて、それを雜文といひて見下すといふことは、群書治要にて足りぬべしとの御精神には合致せぬ。これは著者のふとした

思違ひであると思はるる。

(寛平は殊に廣く學ばせ給ひけるにや、周易の深き道をも愛成博士に受けさせ給ひき) 宇多天皇の儒佛二道に通じ給うた事は有名な事であるが、ことに經書中でも最も困難な周易の深遠なる道理を大學博士善淵愛成に學ばせられた。愛成は本姓六人部氏で、兄永貞と共に今の姓を賜はつた。貞觀中、右中辨山城守となり、清和天皇の爲に群書治要を讀んだ事があつた。後大學博士となり、侍讀となつた。周易を進講したのは仁和四年十月九日からはじめられたことは日本紀略にも見ゆるが、田氏家集には同三年六月十三日講畢と見ゆる。而して、その御研究の名残を拜しうる御宸翰周易抄が東山御文庫に傳へられて存すると承る。

(延喜の御事は左右にあたはず) 醍醐天皇の御事はとやかく申上ぐる事が出来ぬ。何となれば、

(菅氏輔佐し奉られき) 菅原道眞が御輔佐を申し上げ奉られたから、いふをまたぬといふこと。

(其後) 菅原道眞左遷の後

(紀納言善相公等の名儒在りしかば) 紀納言は中納言紀長谷雄、善相公は參議三善清行のこと。參議の唐名を宰相といつたから相公といふ。これらの人々は世に稀な儒者であつて、それがこの御世に出たので、學問の道の盛だつた事は上古に匹敵する程度であつた。

(此御誠に付きて天子の御學問さまでなくとも申す人の侍るあさましき事也) さて此の寛平の御遺誠は活學を學び、死學をしたまふなの御本旨である。それ故に治要の文を學んで雜文に心を奪はれ給ふなと諫められたのである。然るにその御本旨を誤解して、この御誠の文を證として天子の御學問はさほど多くなくてもよろしからうと申す人のあるといふことであるが、これは誠に案外な驚くべき事であるといふ意。

(何事も文の上にて能く料簡在るべきをや) 文の上は書籍の上といふことで、何事も古典などに照してよく考へ、よく慮れば分別が生ずるものであるによりて、學問は大切であるといふのである。(料簡はもと佛經の語で、義理をはかりえらびわくすること、解釋といふに異ならなかつたが、俗語には思慮分別の意に用ゐる。) ここは學問が無ければ大事な判断も出来ぬといふ事を述べたのである。

(説) 以上で帝王の學問についての意見を述べ終へたから、再び、後宇多天皇の御上の叙述にもどる。

「後深草」の類本によりて補ふ。

此君は在位にても政事を知らせ給はず、又院にて十四年閑居し給へりしかば、稽古に明かに、諸道を知らせ給ふなるべし。御出家の後も念比に行はせまし〜き。上皇の出家せさせ給ふ事は聖武、孝謙、平城、清和、宇多、朱雀、圓融、花山、後三條、白河、鳥羽、崇徳、後白河、後鳥羽、後嵯峨、後深草、龜山にまします。醍醐、一條は御病重く成りてぞせさせ給ひし。加様に數聞えさせ給ひしかども、戒律を具足し、始終かくる事なく、密宗を極めて大阿闍梨をさへせさせ給ひし事いご在りがたき御事也。此御末に一統の運をひらかる、有徳の餘薰とぞ思ひ給ふる。元亨の末、甲子の六月に五十八歳にて隠れ御座しき。

(此君は在位にても政事を知らせ給はず) 此天皇御在位の間、十三年は全く龜山上皇の御院政で、この天皇は實際の政事には御關係がなかつた。
 (又院にて十四年閑居し給へりしかば) さて又御讓位の後院には居させられたけれども、伏見後伏見二代の間十四年はこの君の御院政でなかつたから、全く閑居の御有様で居させられたのである。
 (稽古に明かに諸道を知らせ給ふなるべし) かやうに引きつゞき三十年近くも御閑居の御身で居させられたからして、

學問も諸道もよく修め給ふことになつたのであらう。「稽古」は上にあげた尙書の「若稽古」から起つた熟語で、古道を考へ明らむることであるが、主として儒教の學をすることをいふ。
 (御出家の後も念比に行はせまし〜き) 御出家の後もなほそれらの學問諸道をば心をとめて行はれたといふ。
 (上皇の出家せさせ給ふ事は云々) この十七方の事は既に上に述べて来た。
 (醍醐一條は御病重く成りてぞせさせ給ひし) 醍醐天皇には御讓位の後御病重くなり延長八年九月二十九日に御出家あつて、その日に崩御、一條天皇は寛弘八年六月十三日に病氣によつて御讓位あつて御出家、二十二日に崩御になつた。この事をいふのである。
 (加様に數聞えさせ給ひしかども) 上皇の御出家と云ふ事は上の様に多くおはしましたけれども、下にいふ如くこの天皇の如きは稀であるといふのである。
 (戒律を具足し始終かくる事なく) この戒律は佛教の語で、分ければ戒法と律儀となるが、戒律と熟すれば戒法と同じ意である。戒法は佛がその弟子の爲に制定した法規で、五戒、八戒、十戒等あり(律は梵語毘奈耶の譯で道德的規律の意)その戒法を具足すといふのは具足戒をさすのであらう。「具足」とは圓滿の義で、比丘、比丘尼の持すべき戒法を具足戒といふ所以は、比丘、比丘尼は佛の制し給ふ所の戒法を一として持せざるなきが故である。而して比丘には二百五十戒、比丘尼には三百四十八戒あり。今、後宇多法皇は比丘として具足戒を完全にした。たれて始終かくる事なくあらせられたといふのであるが、この事は増鏡を見てもそのやうに傳へてゐる。浦千鳥の卷に曰はく「院もそれゆゑ(遊義門院の御事)御しおろして、ひたぶるに聖にぞならせたまへる」又曰はく「御しおろし給ひて後は大方々房はつかうまつらず、男、番におりて御臺などもまゐらせ、よろづにつかうまつる。いつも御持齋にておはします」とある。
 (密宗を極めて大阿闍梨をさへせさせ給ひし事いと在りがたき御事也) 阿闍梨は梵語の音譯で軌範師と譯する。弟子僧俗の學解行儀を糾正指導すべき師範職であつて、この名目は天台宗眞言宗律宗の間に用ゐらる。さて天台眞言の兩宗では秘密眞言の解行の勝れた者の學位としてこれを與ふるが、東密即ち、仁和寺東寺一流では金剛界胎藏界兩部の大法を傳法したものを傳法灌頂大阿闍梨位といつて極位とする。この法皇は東密のこの大阿闍梨となられたのである。花園院宸記正中元年六月二十五日の條にこの法皇の御事を記されてあるがその文中に「中遇遊義門院之早世一旦落飾入佛道續有後二條院之晏駕彌厭俗塵深歸釋家習律義學密宗以西郊大覺寺有栖霞之仙居擬寬平法皇座仁

和寺。徳治中對前大僧正禪助度祕密灌頂以來密宗之高徳少比肩者二品親王、道意僧正以下受法皇之密灌頂者多矣」とある。これを以てその盛んな御修行の有様を髣髴として知るべしである。

(此御末に一統の運をひらかる、有徳の餘薫とぞ思ひ給ふる) 此御末とは御子後醍醐天皇をさす。後醍醐天皇の御世に幕府を廢して天下一統、天皇の親政に復するといふ御運を開かるゝといふことは、後宇多天皇の御高徳の餘薫と思はるゝとなり。

(説) この一節は事も無きやうで、しかも天皇の御學問といふものは不要のものであるといふ説は、この天皇の御有徳の餘薫といふ事を考へてみても不可であるといはねばならぬことを示してゐる。この天皇の御有徳の徳化の及ぶ所御子孫に及んで、この天下一統といふ承久の大亂以後の皇室陵遲の大勢を挽回しうる事になつたといふ意を示さうとしてゐることは明かである。

(元亨の末甲子の六月に五十八歳にて隠れ御座しき) 後醍醐天皇の元亨四年甲子の歳(この年十二月九日に正中と改元せられた)によりて元亨の末と云つた)六月二十五日に大覺寺で崩御あつた 御年に異説はない。

第九十一代、伏見院、諱は熙仁、後深草第一の子。御母玄輝門院、藤原
愔子、左大臣實雄の女也。後嵯峨の御門、繼體をば、龜山と思召し定め
ければ、深草の御流いかゞと覺えしを、龜山弟順の儀を思召しけるにや、
此君を御猶子にして、東宮にする給ひぬ。其後御心もゆかず、悪様なる
事さへ出來て、踐祚在りき。丁亥の年即位。戊子に改元。東宮にさへ此

天皇の御子居給ひき。天下を治め給ふ事十一年。太子に譲りて尊號例の
如し。

(後深草第一の子) 一代要記、帝王編年記も本書と同じく第一の皇子とあるが、歴代皇紀、皇年代略記、皇代略記等には第二子としてある。大日本史は第二子説を正しいといつてゐる。

(御母玄輝門院藤原愔子云々) この方は左大臣實雄の女で、龜山天皇の皇后京極院の妹である。後深草天皇の宮に入りて東御方と申し、この天皇を生み奉つて後、弘安三年に従三位に叙し、この天皇御即位の後、三宮に准ぜられ、正應元年十二月十六日に玄輝門院の尊號を上られた。

(後嵯峨の御門繼體をば龜山と思召し定めければ) この事は龜山院の條下に見ゆる。
(深草の御流いかゞと覺えしを) 深草の御流とは後深草天皇の御子孫をいふ。「いかゞと覺えし」とはいかゞあらんかとおもはれたといふ。即ち後深草天皇の御末が皇統をつがせらるるかどうかとおもはれたといふ意。

(龜山弟順の儀を思召しけるにや此君を御猶子にして東宮にする給ひぬ) この天皇の東宮に立たせ給うた時の事は後宇多天皇御讓位の條に述べた通りで、北條時宗の奏上に基づいたので、龜山上皇の御素志ではなかつたのであらう。されば、若し、龜山上皇が、後嵯峨天皇の御遺詔といふ事を強く主張せられたならば、どのやうな結果を生じたかわからぬ。即ち龜山上皇が穩便にすむやうにその奏上を開届けられたことをば、こゝに言つてゐるものと思はる。さてこの伏見天皇をば龜山上皇の御猶子とせられたといふ事は他に未だその證を知らぬ。しかしこの事は、著者が近く見聞した時代の事でもあり、又著者がかやうな國家の大事に輕々しい言をもいふ筈がないから、いづれ他からこれを證する事實が発見せらるであらう。この東宮に立ち給うたのは建治元年十一月五日である。

(其後御心もゆかず悪様なる事さへ出來て踐祚ありき) 「御心もゆかず」とは思ひの通りにならず満足せぬこと、こゝは伏見天皇の御側からみた詞ではなく、後宇多天皇の御側から見た詞である。即ち不愉快で不都合な事までが生じて、後宇多天皇の御讓位が在つたことをさす。それは關東から御讓位あるべき由を申し出た。この邊の事は、増鏡はその

立太子の事を叙したところに「新院(龜山)は御心ゆくとしもなくやありけめど大方の人めには御中いとよくなりて云々」と。又この御譲位の時に關東の使が屢々京都に往復し、後深草龜山兩院からも使を鎌倉に遣はされたのである。これらで大分こみ入つた事の在つたらしいといふことを想像する。さてこの天皇の踐祚は弘安十年十月二十一日である。

(丁亥の年即位) 丁亥の年は弘安十年であるが、御即位は弘安十一年三月十五日である。時に御年二十四。本書は誤である。

(戊子に改元) 戊子即ち弘安十一年四月二十八日に正應と改元せられた。

(東宮にさへ此天皇の御子居給ひき) 後深草天皇の御末として御即位あることも、はじめはいかゞと危まれたが、今は皇太子もこの天皇の御子が立たれたといふのである。この東宮は後の後伏見天皇で、正應二年四月に皇太子に立ち給うたのである。

(天下を治め給ふ事十一年) 弘安十年十月二十一日から永仁六年七月廿二日の御譲位まで足かけ十一年である。

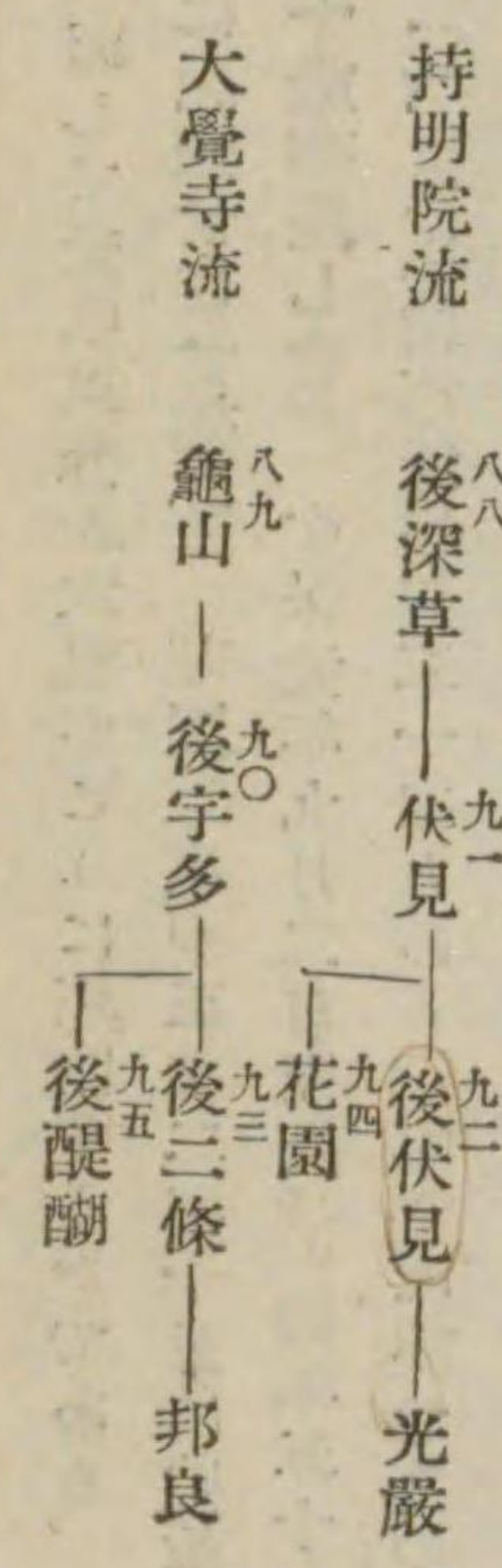
(太子に譲りて尊號例の如し) 永仁六年七月二十二日御譲位。八月三日新帝から太上天皇の尊號を上られた。

院中にて世を知らせ給ひしが、程なく時遷りにかしども、中六年計在りて、又世を知り給ひき。關東の輩も龜山の正流を受け給へる事は知り侍りしかども、近比成りて世を疑はしく思ひければにや、兩皇の御流をかはるゝする申さんと相計ひけりとなん。後に出家せさせ給ふ。五十歳御座しき。

(院中にて世を知らせ給ひしが) 御譲位の後は御子後伏見天皇の御世であつたから院政を行はせられたのをいふ。(程なく時遷りにしかども) 後伏見天皇の御在位は三年で、後二條天皇の御世になつては時世がかはつて、この上皇は院政をきこしめさぬ事になつたのをいふ。

(中六年計在りて又知り給ひき) さて後二條天皇は六年餘あつて崩御あり、花園天皇が御即位になつた。この天皇は又この上皇の御子にましましたから院政を行はれたのである。

(關東の輩も龜山の正流を受け給へる事は知り侍りしかども) 近比となりて世を疑はしく思ひければにや兩皇の御流をかはるゝする申さんと相計ひけりとなん) 關東の輩は北條氏のものどもをいふ。これらが、後嵯峨天皇の遺詔により龜山天皇の御一流が正しい繼體の君でましますといふ事は知つて居たが、この頃になつて世を疑はしく思ふたといふのは、龜山天皇の御一流は政權御回收の御志が傳へられてあるのでないかと疑ひを思ひつたといふのであるが、これは伏見天皇が密に執權貞時に諭して、龜山天皇位におはしました折、汝の先祖義時が後鳥羽天皇を海島に遷し奉つたことを御憤りあつてこれに報いようと思ひたまはれたが、機會がなくて輕々しく動き給はぬのである。それ故もしその御子孫をして代々位に在らしめたら、必ず汝の家の爲になるまい。朕は先帝の餘德によつて天位に即いたが、願はくは汝と心を同じうし力を戮せて天下の安全をはからむと宣ひしによつて、貞時深くその旨を然りとして、龜山天皇の後の復大統を承けらるゝことを望まず、伏見天皇と謀りて後伏見天皇を太子に立て、終に御即位にもなつた。是に於いて後宇多上皇が不快に思召し、使を鎌倉に遣し、貞時をせめて「國に二主あるべからざるに、何故に先帝の遺詔に背くか」と仰せられたによつて、貞時が、遂に後深草龜山二天皇の後をして十年を限りて迭に立ちたまふべしといふことに爲し奉つた。これが所謂兩統迭立といふことの始まりである。その後深草天皇の統を持明院流といひ、龜山天皇の統を大覺寺流といふ。これはいづれもその御居所について名づけたのである。その御略系と皇位繼承の次第とは次の通りである。(代數は本書のによる)



而して元弘以後の大亂がこゝに胚胎するのである。
〔後に出家せさせ給ふ〕 花園天皇の正和二年十月に院政を後伏見上皇に譲つて御出家あらせられた。
〔五十歳御座しき〕 文保元年九月三日崩御。御年五十三歳であることは御降誕の年から計算して明かである。帝王編年記、皇胤紹運録等皆五十三とある。本書は誤つたのである。

「緯」底本脱す梅類諸本によりて補ふ。

「弘」底本「和」とす他諸本による。

第九十二代、後伏見院、諱は胤仁、伏見第一の子。御母、永福門院藤原經子、入道太政大臣實兼の女也。實の御母は准三宮藤原の經子、入道參議經氏の女なり。戊戌の年即位。己亥に改元。天下を治め給ふ事、三年。推讓の事あり。尊號例の如し。正和の比父の上皇の御讓にて世をしらせ給ふ。時の御門は御弟なれば、御猶子の儀なりとぞ。元弘に世の中亂れし時、又しばらくしらせ給ふ。事あらたまりても、かはらず都にすませまし／＼しが、出家せさせ給ひて四十九歳にてかくれさせまし／＼き。

〔御母永福門院藤原經子、入道太政大臣實兼の女也〕 この御方は太政大臣西園寺實兼の女で、伏見天皇の中宮となりたまうたが、御子が無いにより救してこの天皇を以て子とせられた。この天皇御受禪の後永仁六年八月に尊號を上りて永福門院と號せられた。

〔實の御母は准三宮藤原の經子、入道參議經氏の女なり〕 この方もこの天皇即位の後三后に准ぜられ、中園の准后と申し上げた。

〔戊戌の年即位〕 永仁六年七月二十二日に踐祚、十月十三日に即位。御年十一。

〔己亥に改元〕 永仁七年四月二十五日に正安と改元せられた。

〔天下を治め給ふ事三年〕 正安三年正月二十一日の御讓位まで御在位は足かけ四年であるが、滿二年半許である。

〔推讓の事あり〕 正月二十一日に皇太子に御讓位になつたのであるが、これも關東より使を上せて御讓位あるべしと奏上したのである。それ故に御本心から出た御讓位では無かつたのである。

〔尊號例の如し〕 同年正月二十八日に新帝から太上天皇の尊號を上られた。

〔正和の比父の上皇の御讓にて世をしらせ給ふ〕 正和は花園天皇の時で、その二年十月まで伏見上皇の御院政であつたがその政をこの上皇に御讓りになつたから、その時からこの上皇が院政を行はれたのである。而してそれは花園天皇の御世文保二年までつゞいた。

〔時の御門は御弟なれば御猶子の儀なりとぞ〕 花園天皇は御弟であるから、御猶子の御取扱で、それで院政を行はれたのであるさうだといふこと。

〔元弘に世の中亂れし時又しばらくしらせ給ふ〕 元弘六年に北條氏が、後醍醐天皇を推しおろし奉り、この上皇の御子皇太子量仁親王を擁立して光嚴天皇と稱してゐた時に二年まで院政を行はれた。

〔事あらたまりてもかはらず、都にすませまし／＼しが〕 「事改まる」とは建武の中興となりて、量仁親王の帝位も廢せられたが、後醍醐天皇の方からは別にこれといふ御干渉もなく、相變らず、都に御住み遊ばされたがといふ意。

〔出家せさせ給ひて〕 元弘三年六月持明院で御出家あらせられたのである。
〔四十九歳にてかくれさせまし／＼き〕 延元元年四月六日持明院殿で崩御。御年には異説は無い。

第九十三代、後二條院、諱は邦治、後宇多第一の子。御母、西花門院、

源 基子、内大臣具守の女也。辛丑の年即位。壬寅に改元。天下を治め給ふ事六年有りて、世をはやくし給ふ。二十四歳おまし〜き。

(御母西花門院源基子、内大臣具守の女也) 内大臣堀川具守の女で、宮中に奉仕して帝を生み奉つた。後二條天皇崩御の時出家し、延慶元年に准三宮となり、西花門院の尊號を受けられた。
(辛丑の年即位) 正安二年正月二十一日踐祚、三月二十四日に即位。御年十七。
(壬寅に改元) 正安四年十一月二十一日に乾元と改元せられた。
(天下を治め給ふ事六年有りて、世をはやくし給ふ) 徳治三年八月二十五日に崩御、御年二十四であるから世を早くし給ふと云つた。御在位は中六年、足かけ八年である。御年齢に異説は無い。

「顯」底本「顯」とす。他諸本「む」によりて改本

第九十四代の天皇、諱は富仁、伏見第三の子。御母顯親門院藤原季子、左大臣實雄の女也。戊申の年即位、改元。父の上皇世をしらせ給ひしが、御出家の後は御讓にて御兄の上皇しらせませす。法皇かくれ給ひても諒闇の儀なかりき。上皇御猶子の儀とぞ。例なきこと也。天下を治め給ふこと十一年にて遁れ給ふ。尊號例の如し。世の中改りて出家せさせ給ひき。

(第九十四代の天皇)

(説) これはこの著述をした延元四年の時にして、又修正した興國四年にしてもこの天皇の御在世の時であらうから御諡號の在る道理が無い。随つて右のやうにかくより外に方法が無かつた筈である。然るに明治年間以後の神皇正統記の殆どすべてが「第九十四代花園院」と書いてあるのはどうした理由によるのであるか「花園院」といふ稱號は遺詔によることは皇年代略記に「奉號「花園院」依勳也」とあるのでもわかる。今底本とする本には「天皇」の傍に「花園院」と小さく注してあるが、これは後人の記入に相違ない。而して梅小路本、清家本には完全に「天皇」とあるだけである。又慶安の版本と川喜田眞彦の評注本とは「天皇」の下に「花園院又號藤原院」と二行に注してあるが、これも後人の記入に相違ない。しかし、以上の記入はみな本文とは別になつてゐるから、後人の記入であることを識別し得るのである。然るに、今の流布本は「花園院」として「天皇」の文字を省いてゐるが、古書の實を淆亂するものといはねばならぬ。そこで、このやうな事がどうして起つたかとその源をしらべて見ると、今、國寶になつてゐる白山本と群書類従本とは「天皇」の二字を削つて「花園院」としてゐる。これによると、この二本は後人のさかしらを加へた本たる事は明かであるが、從來群書類従本は善本と信ぜられてゐたからして、今の流布本はこの群書類従本によつたものらしい。而して白山本と群書類従本との同様な杜撰はなほ下にもある。

(御母顯親門院藤原季子、左大臣實雄の女也) この方は京極院、玄輝門院の異母妹である。伏見天皇崩御の後御出家あらせられたが、嘉曆元年に三宮に准ぜられ、顯親門院の號を上られた。

(戊申の年即位改元) 徳治三年八月廿五日後二條天皇崩御により二十六日踐祚、十一月十六日に即位の禮あり。御年十二。これより先十月九日に改元あつて延慶と號せられた。

(父の上皇世をしらせ給ひしが御出家の後は御讓にて御兄の上皇しらせませす) 御即位の當時は父伏見上皇の院政であつたが、伏見上皇正和二年に御出家の後、その御讓によりて御兄の後伏見上皇が院政を行はせたまうた。

(法皇かくれ給ひても諒闇の儀なかりき。上皇御猶子の儀とぞ) 増鏡浦千鳥卷に「そこはかとなく御惱月日へて、文保元年九月三日かくれさせ給ひにき。伏見院と申しき」とあり、又「御門は御輕服の儀なれば天下も色かはらず」とある。これは花園天皇は伏見法皇の御子ではあるが、後伏見上皇の猶子にならせ給うてあるによつて、御祖父の儀であるからして御重服の錫紵を召させ給ふに及ばぬよして随つて天下も諒闇でなく黒衣の喪服を著用しないといふので、こゝ

の説明に役立つ文である。

(例なき事也) 先帝の崩御に諒闇が行はれぬといふ事は、先例の無い事であると批判したのである。

(説) これは一言であるけれど、非常に重大な事である。名教の廢れといふことはかやうな事によつて證明せらるるものであり、又かやうな事からますく、名教が廢れてゆくのである。それ故に一言なれども重いと見る。

(天下を治め給ふこと十一年にて遁れ給ふ) 延慶元年八月二十六日の踐祚から十一年目の文保二年二月二十六日に御讓位になつたのである。

(尊號例の如し) 文保二年三月十六日に新帝後醍醐天皇から太上天皇の尊號を上られた。

(世の中改めて出家せさせ給ひき) 建武中興の後、建武二年十一月に出家せられて、萩原殿に居られたによりて、世に萩原法皇と申し上げた。

(説) 底本、梅小路本、清家本、青蓮院本慶安版本、川喜多の評注本みな上の通りで終つてゐる。然るに、今の流布本及び白山本、群書類従本「五十一歳おましましき」とある。今これを考ふるに、この御享年は崩御の後でなくては書きあらはす事の出来ぬものであることは明かであつて、本書の著述當時の文でない事は明白である。つまりこれは上の「天皇」の文字を「花園院」と改めたと同じ人間のしたさかしらである。これらのさかしらを加へてゐる本の信憑するに足らぬことはいふをまたぬ。かやうな悪本のみが跋扈してゐることは道の爲に嘆はしいことである。

第九十五代、第四十九世、後醍醐天皇、諱は尊治、後宇多第二の御子。御母、談天門院藤原忠子、内大臣師繼の女、實は入道參議忠繼女也。御祖父龜山の上皇養ひ申し給ひき。弘安に時うつりて龜山、後宇多世をしらしめさずなりにしをたびく、關東に仰せ給ひしかば、天命の理、忝

「ゆゑ」底本「うへ」に作る。他諸本に

くおそれ思ひければにや、俄に立太子のさたありしに、龜山はこの君をすゑたてまつらむと思食して八幡宮に告文を納め給ひしかど、一のみこさしたるゆるゑなくて捨てられがたき御事なりければ、後二條ぞる給へりし。されど、後宇多の御心さしも淺からず。御元服ありて、村上の例により太宰の帥にて節會などに出でさせ給ひき。後に中務の卿を兼せさせ給ふ。後二條世を早くしましめて父の上皇歎かせ給ひし中にもよろづこの君にぞ委附し申させ給ひける。聽て儲君の定め有りしに、後二條の一のみこ邦良の親王を給ふべきかと聞えしに、思食すゆるゑありとて、此親王を太子にたて給ふ。彼一のみこをさなくましませば、御子の儀にて傳へさせ給ふべし。若、邦良親王の早世のことあらば、此御末繼體たるべしとぞしるしたかせましくける。かの親王鶴膝の御病有りてあやふく思食しけるゆるゑなるべし。後宇多の御門こそゆゑしき稽古の君にまし

まししに、其御跡をばよくつぎ申させ給へり。剩へ諸道を好みしらせ給ふこと、ありがたきほどの御事なりけんかし。佛法にも御心ざし深くてむねと眞言を習はせ給ふ。始は法皇に受けまししくけるが、後に前大僧正禪助に許可まで受け給ひけるとぞ。天子灌頂の例は唐朝にもみえはべり。本朝にも清和の御時、禁中にて慈覺大師灌頂を行はる。主上を始め奉り、忠仁公なども受けられたる。これは結縁の灌頂かとぞ申すめる。このたびは實の授職と思食ししにや。されど猶許可に定まりきとぞ。其ならず。又諸流を受けさせ給ふ。又諸宗をも捨て給はず。本朝異朝禪門の僧徒までも内にめしてとぶらはせ給ひき。都て和漢の道にかね明かなる御事は中比よりの代々には越えさせまししくけるにや。

(説) 以上は先づ後醍醐天皇の御生立と御人柄とを説き奉ることを主としたものであるが、先々の御世の條の始めに比すれば遙に委しいのは、著者がこの天皇の御世の記事に主力を注ぎ、又大に論ぜむとする勢を指示してあるものである。
 (御母談天門院藤原忠子云々) この方は參議花山院忠繼の女で、同族内大臣藤原師繼(有名なる師賢の祖父)の養女として

後宇多天皇の宮中に入り典侍となり、この天皇等四人を生み奉られた。正安三年七月に三宮に准ぜられ、嘉元元年九月に出家せられたが、この天皇御即位の後文保二年四月に談天門院の尊號を上られた。

(御祖父龜山の上皇養ひ申し給ひき) この天皇の御世の事は本書の記事を第一の典據とすべき事で、他に傍證を求むる必要のない事である、しかし、この事は増鏡にも見ゆる。曰はく「この帥宮(この天皇)と聞ゆるを法皇(龜山)とリわき御傍さらずならはし奉り給ひて、いみじうらうたがり聞えさせ給ひしかば、人より殊におぼし歎くべし。」

(弘安に時うつりて) 弘安年間に時世がかはつたといふ事であるが、それは、伏見天皇の御即位で、後深草天皇の御流の御世となつたことをさす。

(龜山後宇多世をしろしめさずなりにしを) 後宇多天皇御讓位となつたが、院政は後深草上皇の御手に出で、龜山後宇多二上皇ともに政務に御關係のない事になつたのをいふ。

(たび／＼關東に仰せ給ひしかば) さて伏見天皇の後に、更にその御子の後伏見天皇が即位せられた事は、後嵯峨天皇の御遺詔に背く旨を龜山上皇から北條氏に對して責め給うたこと。

(天命の理忝くおそれ思ひければにや) 天命は天皇の仰せをいふ。この天皇の御下命には道理のある事であるによりて忝く恐れ奉つたのであらう。

(俄に立太子のさたありしに) 北條氏が遽に後伏見天皇の御讓位といふ事をいひ出して、その後をつぎ給ふべき皇太子を立て奉ることに對しての評議が在つたこと。

(龜山はこの君をすゑたてまつらむと思食して八幡宮に告文を納め給ひしかど) 「八幡宮」は男山なる石清水八幡宮である。この時の御告文は述者は知らぬが、著者が當時の事をかいたのであるから信すべきことである。

(一のみこさしたるゆゑなくて捨てられがたき御事なりければ、後二條ぞお給へりし) 一の御子は後宇多天皇第一の御子即ち後二條天皇である。これといふほどの事故なくして第一皇子をさしおかるべきでないによりて、後二條天皇が皇太子の位に居給うたといふ。

(されど、後宇多の御心ざしも淺からず) こゝに龜山上皇の御名の無いのは、後二條天皇の嘉元二年に崩御になつたから、その後は御父後宇多上皇の思召を主とすべきであるによる。さて龜山上皇の御寵愛は一方でたかつたが、後宇多天皇も御同様に深く御寵愛あつたといふこと。

(御元服ありて村上の例により太宰の帥に) 御元服は後二條天皇の嘉元元年十二月に行はれ、その時三品に叙せられ翌二年三月に太宰帥に任ぜられた。これは村上天皇が當代朱雀天皇の皇弟として太宰帥に任じて後に皇太弟となり、即位せられたその先例を追はれて、當代後二條天皇の皇弟として太宰帥に任ぜられたといふこと。

(節會などに出てさせ給ひき) 節會は恒例又臨時の朝廷の儀式及び宴會のこと。恒例には元日、白馬、踏歌、豊明の節會などあり、臨時には御即位、立后、立太子、任大臣の節會などがある。増鏡に、この天皇の御子尊良親王の事をいふうちに「む月の十六日の節會(踏歌)にめぐらしく出で給ふ。御門も(後醍醐)徳治の頃、(續史愚抄に、徳治二年正月七日とある)帥にて七日の節にいでさせ給へりしためしむらばしにや」とある。

(後に中務の卿を兼せさせ給ふ) この兼任は徳治二年五月に命ぜられたこと歴代皇紀、皇年代略記等に見ゆる。

(後二條世を早くしまし〜て、父の上皇歎かせ給ひし中にも、よろづの君にぞ委附し申させ給ひける) 後二條天皇の崩御を後宇多上皇のいたく歎かせられた事は、後宇多法皇佛法御師依の事を述べた下に引いた花園宸記の文で見ても明かである。しかし、さる御歎のうちにも萬事この君の御上に望を屬して御出になつたといふこと。

(應て儲君の定め有りに) 後二條天皇崩御の後はその時の皇太子が御即位になつた。即ち花園天皇であるが、その皇太子には大覺寺統の御方が立ち給ふべき約束であつて、その詮議が在つたといふこと。

(後二條ののみこ邦良の親王を給ふべきかと聞えしに) 順序からいへば、後宇多天皇の第一の御子が、後二條天皇、その第一の御子が、邦良親王であるから、邦良親王が儲君の位に給ふべきかといふと沙汰があつたけれどもといふこと。

(思食すゆありとて此親王を太子にたて給ふ) 後宇多天皇が思召す次第があるとして、この親王を太子に立て給うたといふこと。この立太子は延慶元年九月十九日である。増鏡にこの時の事を次のやうに書いてある。「大覺寺殿(後宇多)には遊義門院の御事に(後二條崩御)うちそへて御涙のひる世なくおぼさるべし。帥のみこ(後醍醐)の御事をあづまへの給ひ遣したる、相違なしとて九月十九日立太子の節會ありて坊に居給ひぬ」とある。

(彼一のみこをさなくまはせば、御子の儀にて傳へさせ給ふべし、若邦良親王の早世のことあらば此御末繼體たるべしとぞしるしおかせまし〜ける) 彼一のみこは邦良親王である。邦良親王はをさなくまはしますから(後醍醐)天皇即位の年に邦良親王は御年十九で天皇は御年三十一) 御子の儀で、御位を傳へ給ふこととせらるべく、若し邦良親王早世の事

もあるならば、この天皇の御子孫が皇位繼承の順位にたゞせ給ふべしと後宇多法皇が記しおかせられたといふことであるが、然らば、この事を記して後世に示された文書があつたに相違ないのである。それは御遺告の形式であつたかどうか、今日ではこれを見ることが出来ぬかも知れぬが、著者の言を信すべきである。而して、この天皇踐祚の後間もなく、文保二年三月九日に邦良親王を皇太子に立てられたのである。

(かの親王鶴膝の御病有りてあやく思食しけるゆゑなるべし) 鶴膝の病とは鶴膝風と云ふ病である。諸病源候論に「小兒稟生血氣不足、即肌肉不充、肢體柴瘦、骨節皆露、如鶴之脚節也」とある。かやうの御持病が邦良親王にあつたために、將來危くおぼはれ、それがために、この天皇を皇位につけ奉り、又上述のやうな御文書をも残し置かれたのであらう。

(説) 以上、この天皇が、第二皇子として天位に即き給ふ事になつたいはれを説いたのであるが、これから、この天皇の御人柄を申し上げるのである。

(後宇多の御門こそゆゑしき稽古の君にまし〜しに其御跡をばよくつぎ申させ給へり) 「稽古」の意は既に述べた。「稽古の君」とは學問にすぐれたる君主といふ義。「ゆゑしき」はこゝでは並々ならぬの意。上に述べてある如く、後宇多天皇は非常に學問にすぐれたる君主に御座したが、この天皇は其の後繼として恥ぢぬ英明の御方であらせられたといふ。

(剩へ諸道を好みしらせ給ふこと、ありがたきほどの御事なりけんかし) この御事は太平記にも見ゆるが、増鏡には「才(御學才)もいとほしたなうものし給へば、萬の事くもりなむめり。三史五經の御論議などもひまなし」とあり、又和歌管絃の道にも達せられた事が同書にも見ゆる。又建武年中行事及び日中行事の御著述なども見ゆる。かやうの御著述は後三條天皇、順徳天皇を除き奉れば、先例が無い程の御事である。それ故に著者が上のやうに述べたのである。(佛法にも御心ざし深くてむねと眞言を習はせ給ふ) 儒學又諸道の上に止まらず佛法にも御熱心であつて、佛法の中でも眞言宗を主として學ばれたといふ。これらの事も太平記に見ゆる。

(始は法皇に受けまし〜けるが、後には前大僧正禪助に許可まで受け給ひけるとぞ) 最初は後宇多法皇にその密教を傳へ受け遊ばされたが、後には法皇に密教を授け奉つた前大僧正禪助(この人の事は後宇多天皇の條に見ゆる)に學ばれたといふのである。許可とは許可の灌頂の事で、この事は宇多天皇の御世の條に淳祐が元果に許可を授けた條の下

に述べてある。(三五三頁)

(天子灌頂の例は唐朝にも見え侍り) この事は天寶五載に唐の玄宗皇帝が不空三藏から灌頂を受けた事などをさしたのであらう。

(本朝にも清和の御時禁中にて慈覺大師灌頂を行はる、云々) これは在位の天皇の御灌頂の例をあげたので、宇多、圓融、後宇多三代の讓位後の御灌頂の事とは別である。この灌頂の事は清和天皇の御代の條に見ゆる。

(これは結縁の灌頂かと思はる) この清和天皇の御時の禁中の灌頂は結縁灌頂であつたやうに申し傳へてゐるやうだといふこと。結縁灌頂とは結縁の爲の灌頂で、結縁とは佛法に縁を結ぶこと、即ち未來得度の因縁を創むるといふ意である。この灌頂の儀は灌頂壇に入れて、その本尊の印、眞言を授くるのであるが、傳法灌頂と異なる第一義は秘法の授受が無いことにある。

(このたびは實の授職と思食ししにや、されど、猶許可に定まりきとぞ) この時の灌頂をば天皇は授職灌頂を受けようと思したやうに思はれたが、しかしそこまで許されず、許可灌頂に定まつたといふことである。この灌頂は何時行はれたことか、明かでない。禪助大僧正は元徳二年二月に寂して、この天皇御即位後十三年間生存してゐたから、その間に在つた事であらう。

(其ならず、又諸流を受けさせ給ふ) 眞言宗は先づ、小野廣澤の二流に分れ、その各流又各六派に分れたが、この天皇の主として受け遊ばされたのは、仁和寺即ち廣澤流の密教であるが、その他の諸流の密教をも傳へられたといふのである。(又諸宗をも捨て給はず) 密教のみならず、他の諸宗を捨て給はなんだといふこと。この事實は一々その證據を知らぬが、禪宗の事は次に記す。

(本朝異朝禪門の僧徒までも内にめしてとがらはせ給ひき) 禪門といふ語は禪定の法門といふ義であるが、普通在家にして入道した人を某禪門といふ習慣になつてゐるけれど、こゝはさやうな意ではなくて達磨所傳禪宗の法門の義で、即ち禪宗の事である。禪宗所傳の戒法を禪門戒といひ、禪宗の書名に禪門寶訓、禪門諸祖傳頌などいふのがその例である。この天皇の禪宗に依せられた事の著しい證は、大徳寺の開祖大燈國師宗峰を信じ給ひ、清涼殿に請じて説法を聞き給うたことあり、その禪法御問答の御宸翰が、今も大徳寺に寶藏せられて國寶となつてゐる。又元徳年中に支那の元から來朝した禪僧楚俊(所謂俊明極)を宮中に引見して禪法を問ひ給うたことあり、やがて南禪寺に居しめられた事は名高い話である。

(都て和漢の道にかね明かなる御事は中比よりの代々には越えさせましくけるにや) 「にや」の下に「ありけん」を補ひて見よ。

戊午の年即位。己未の夏四月に改元、元應と號す。始つかたは後宇多院の御政なりしを中二とせ計有りてぞ譲り申させ給ひし。其よりふるきが如くに記録所をおかれて、つとにおき、夜はおほとのごもりて民の愁をきかせ給ふ。天下こそぞりて是をあふぎ奉る。公家の古き御政に歸るべき世にこそと高きも賤きもかねてうたひはへりき。

(戊午の年即位) 戊午即ち文保二年二月二十六日に花園天皇の讓を受けて踐祚、三月二十九日に即位の禮を行はれた。御年三十一。

(己未の夏四月に改元、元應と號す) この改元は文保三年四月二十八日に行はれた。(始つかたは後宇多院の御政なりしを中二とせ計有りてぞ譲り申させ給ひし) この事は後宇多天皇の條の下に説いてある。さて後宇多上皇の政をかへされたのは元亨元年十二月九日であるから、その後に御親政が行はれたのである。

(其よりふるきが如くに記録所をおかれて) 記録所は後三條天皇の御世に置かれたのであるが、この天皇の時これを再興せられたのである。この事は太平記、保曆間記にも見ゆる。(つとにおき 夜はにわほとのごもりて) 「おほとのごもり」は天皇の御寝あるをいふ。これは詩經小雅、小宛篇に「夙興夜

寐、無^{ハツカシムル}忝^{コト}爾^ナ所生^ナから出た語で、朝は早くより起き、夜は遅く寝て、その職にいそむことをいふ。ここは天皇が御政に勵精せらるることをいふ。

(民の愁をきかせ給ふ) これは上の記録所をおかれて政務にいそまれたその目的こゝにあつたことをいふ。愁は愁へ訴ふる所である。

(天下こそぞ是をあふぎ奉る) 天下の人悉くこの天皇の御政を歓迎して感謝し仰ぎ奉つたといふこと。増鏡にこの御親政の事を叙して「院の文殿(文殿は院政の時に院中に置かるるもので、禁中の記録所の變形である。名目抄院中の條に「文殿、御治世之時被置之、移記録所」とある)議定所にうつされ、(これ即ち院の文殿をこゝにうつして記録所のもとの姿に復せられたのである)評定衆など、せうくかはるもあり、さて世をしたゝめさせ給ふ事、いとかしこうあきらかにおはしませば、昔に恥ぢず、いとめでたし」とある。

(公家の古き御政に歸るべき世にこそと) 公家は皇室である。天皇御親政の古に復する、即ち王政の復古すべき御世にこそ(あらめ)といふ意。

(高きも賤きもかねてうたひはべりき) 「高き」は身分の尊きものをいふ。貴賤上下いづれも、王政復古になるべき御世であらうと興期して(かねて)謳歌し奉つたといふこと。「うたふ」は謳歌といふことを譯したのであらう。謳歌とは孟子にある語で、天子の徳を稱へ詠じてこれにむかひ歸する意味をいふのである。後の事ではあるが、この天皇崩御の事をきいて、中院一品記に書した語に「天下之重事、言語道斷之次第也。公家之衰微不能左右、愁歎之外無他事」諸道再興偏在彼御代、賢才卓犖于往昔、衆人不^レ可^レ悲歎者歟」と云つてゐる。北朝の廷臣さへかやうに惜み奉つてゐる。その人望のおはしました事はこれで一斑を推すことが出来る。

かゝりし程に、後宇多院かくれさせ給ひて、いつしか東宮の御方にさぶらふ人々そばく^レに聞えしが、關東に使節を遣され、天位を諍ふまでの御

中らひに成りにき。あづまにも東宮の御事を引立て申す輩有りて御いきどほりの始と成りぬ。元亨甲子の九月のするつかた、漸く事顯れにしかども、承^レり行ふ中に、いふかひなき事出で來にしかど、大方はことなくてやみぬ。其後程なく、東宮かくれ給ふ。神慮にもかなはず、祖皇の御いましめにもたがはせ給ひけりとぞ覺えし。今こそ此天皇うたがひなき繼體の正統にさだませ給ひぬれ。されど坊には後伏見第一の御子、量仁の親王あさせ給ふ。

「給ひぬれ」底本「給フヘシ」に作る。梅本青本等による

(かゝりし程に後宇多院かくれさせ給ひて) 後宇多法皇の崩御は元亨四(正中元)年六月二十五日である。

(いつしか東宮の御方にさぶらふ人々そばく^レに聞えしが) この天皇と東宮邦良親王との御中、よくなかつた事は増鏡の後宇多法皇の崩御の際東宮が法皇の御所に行啓あつた時の記事に「御門(後醍醐)の御なからひ、うはべはいとよけれどまめやかならぬをいと心苦しと思さるれど、ことにいで給ふべきならねば、云々」とある。「そばそば」は源氏物語や宇都保物語などにある「そばそばし」といふ形容詞の語幹で副詞に化したものである。その意はよそよそしく親しからぬといふことである。さて法皇御かくれの後はこの御中のよくおはしませぬ事が漸く露骨になつて來たといふのであるが、こゝに

(東宮の御方にさぶらふ人々) とあることは注意を要する。これは増鏡によると、中御門大納言經繼、その子左衛門佐俊顯、六條中納言有忠、右衛門督教定などである。元來、かやうな高貴の方々の御中のよくないやうに見ゆるのは多く

は側近の臣の私から出でて事を構ふるのである。而して、この時代の事はかつて花園院宸記を拜讀して當時の廷臣の有様を推察し、天皇の御慨嘆の様を想ひ奉りて落涙した事であつた。

(關東に使節を遣され、天位を諍ふまでの御中らひに成りにき) この事は増鏡にも明かに記してある。曰はく「有忠の中納言先坊の御使にて東に下りにし、いつしかと思ふさまならむ事をのみ待ち聞えつる、踐祚の御使の都に參らむと同じやうにのぼらむとて、いまだかしこものにせられつるに、かかあやなき事の出できぬれば、いみじともならなり。三月三十日やがて、かしこにてかしらおろす」とある。これは邦兵親王薨去の後の記事であるが、この記事によれば、中納言六條有忠が早く東宮御即位あらん事を望み御使として關東に下向して東宮の踐祚あるべきことを請求したが、その望を達した。即ち北條高時がこれに同意して東宮踐祚の爲の使を都に上せうといふ事になつたから、それと同道せうと思つて、鎌倉に滞留してゐるうちに東宮薨去の事になつた。そこで、有忠はそのまま、鎌倉に居て後に出家したのである。公卿補任を見ると嘉暦元年の條に「前權中納言正二位源有忠、月日出家於關東法名賢忠」とある。即ち、この時高時は後醍醐天皇御讓位、邦兵親王即位といふ事に極めて了た事は明かであつて、邦兵親王が薨去せられなかつたならば、嘉暦元年には後醍醐天皇は讓位せられなければならなかつたことと考へらるる。

(あづまにも東宮の御事を引立て申す輩有りて御いきどほりの始と成りぬ) 關東で東宮の御方に加擔した事は上の通りであるが、上の増鏡の記事では嘉暦元年の事だけが記してあるが、それは最後の事をあげたのであるから後宇多法皇崩御の後間もなくこの事が企てられ、關東の輩と内外相應じて策を行つたものであらう。その事をこゝに云つてゐるのであらう。さやうな譯でこの事が、後醍醐天皇が北條氏討伐の御志を起したまふ端緒となつたといふのであるが、これはもとより今の語でいふ動機となつただけのもので、天皇の遠大の御志は幕府を廢して天皇親政の古に復し給ふことにあつたのであらう。

(元亨甲子の九月のすゑつかた) 元亨甲子は元亨四年(十二月九日に正中と改元せられた)九月の十九日に土岐十郎頼兼、多治見藏人國長といふものが京都で、六波羅の兵に攻められて自殺した。これは後醍醐天皇の討幕の密勅をうけてゐたといふ事である。これから一事變が生じてその月下旬はこれが爲に天下大騒動となつた。漸く事顯れにしかども」といふのはこの事をさす。さてここに「事顯れにしかども」といふ語は次の一句と相並んでその下の「大方はこ

(承り行ふ中にいふかひなき事出て來にしかど) 「承り行ふ」とは天皇の命を承つてその事を行ふことであるが、「いふかひなき事」とは折角の企が、未だ熟せぬうちに早くもあらはれてその效のなくなつた事をいふ。即ち、この事露れてかの二人の武士は自殺し、その計畫に専ら當つた權中納言日野資朝、右中辨藤原俊基の二人は九月廿三日に捕へられて、やがて關東に護送せられたのである。
(大方は事なくてやみぬ) かやうに大騒動になつて、資朝は佐渡に流さるるといふやうな事もあつたが、(俊基は釋されて京に歸つた) 先づ大體穩に落着いたといふのである。その落着いたのは、後醍醐天皇から誓書を北條高時に賜つた爲である。

(其後程なく東宮かくれ給ふ) 邦兵親王の薨去はその騷から中一年を隔てた嘉暦元年三月である。
(神慮にもかなはず、祖皇の御いましめにもたがはせ給ひけりとぞ覺えし) これは邦兵親王の早く踐祚あらせられむとして、かやうに天皇と御位争のやうな事をしたまうた事は天祖の神慮に叶はぬ事であらうし、又御祖父後宇多法皇の御遺詔に違はせられた爲に御早世になつた事と思はるといふ著者の想像である。
(今こそ此天皇うたがひなき繼體の正統にさだまらせ給ひぬれ) これは上にある邦兵親王立太子の時の後宇多上皇の仰せに對應してゐるので、あの仰には「若し邦兵の親王早世の御事あらば、この御末繼體たるべし」と仰せおかれた旨によると、邦兵親王早世しましたによつて、この天皇の血統が繼體の正統と定まらせられて、彼是の疑論もなくなつたといふのである。

(されど、坊には後伏見第一の御子量仁の親王あさせ給ふ) 後宇多天皇の御遺詔では、この天皇の御繼體といふ事に確定してゐたのであるけれども、北條高時はやはり、兩統並立の事を主張して、坊(即ち春宮坊)の略で、東宮の事をさす)には持明院統の御方をといふ事で、後伏見天皇第一の御子量仁親王をす奉つた。この立太子は嘉暦元年七月二十四日に行はれた。
(説) これから所謂元弘の大亂の事を叙する。

かくて元弘辛未の年八月に俄に都を出でさせ給ふ。奈良の方に臨幸有りしが、其所よろしからで、笠置と云ふ山寺のほとりに行宮をしめ、御志

「かたく」底本「堅ク」に作る。他諸本による。

ある兵を召し集めらる。たびく合戦有りしが、同九月に、東國の軍多く集り上りて事かたく成りにければ、他所にうつらせ給ひしに、思の外の事出で来て、六波羅とて承久よりこのかた、しめたる所に御幸なる。御共に侍りし上達部うへのをのこどもも、或はとられ或は忍びかくれたるもあり。

（かくて元弘辛未の年八月に俄に都を出でさせ給ふ）辛未の年は元徳四年である、その八月十日に元弘と改元せられたのである。この年五月から天皇御病に臥させ給ひてゐさせられた。その頃に、幕府がかの一旦ゆるした俊基を捕へようとしたが、俊基は禁中に逃げたのを武士共が禁中に闖入してこれを捕へた事がある。天皇の御病中をもちへりみず、かかる不敬な事を敢行したので、ここに又天皇の御憤りが一層甚しくなつて、かねての討幕の事をここに速に實行せうとして御用意あつたといふ事を増鏡に言つてゐるが、俊基の捕へられたのはその計畫が中止せられずして繼續せられてゐた事を北條氏がさつたのであらう。さてこの時分皇女一品権子内親王が伊勢の齋宮に定まらせ給ひ、この九月すぎに伊勢に發向あらせらるるから、その御支度が終わつたら、先づ六波羅の北條氏を御征伐あるべしといふかねての宣旨があり、源中納言具行が内々その事を奉行したと増鏡に見ゆる。さうしてこの事には延暦寺の衆徒も加擔するといふやうな事も在つたが、その事が北條氏に漏れ聞えて彼もその用意をしてゐたが、元弘元年八月二十四日に天皇が記録所におはしまして人民の雜訴を聞召し、後その日の御政務も終つて御休息あつた所へ、大塔宮尊雲法親王から内々の御使があつて、關東の使の上洛する事、その目的は又天皇を遠國に遷し奉ること、尊雲法親王を死罪に行はうとすることでありませうから、今夜急ぎ奈良の方へ御逃びあるべしと内奏せられたから俄に都を出でさせられたのである。

（奈良の方に臨幸ありしが）かねての御計畫では比叡山に行幸あつて、そこで兵を召さるる御決定であつたが、俄な事であるのでその事の決定通りに運ばなくて、尊雲法親王の内奏の通り奈良に赴かせられたのであるが、奈良には二十五日につき給うた。

（其所よろしからて笠置といふ山寺のほとりに行宮をしめ御志ある兵を召し集めらる）奈良では御都合がよくないので、

中一日あつて廿七日に山城の相樂郡和束の鷲峯山金胎寺に入らせられたが、そこもあまり御要害の地でなくて、同じ郡の笠置山に行幸なり、その山寺の邊に行宮をつくりこれに居給ひて、近國の兵を召し集められた。増鏡によると、「大和、河内、伊賀、伊勢より兵ども參りつどふ」とあるが、楠正成がはじめて天皇に拜謁したのもこの行宮である。

（たびく合戦有りしが）さて延暦寺へは大納言師賢が天皇と稱して赴き、世上には天皇が延暦寺に入らせ給ふと披露したから、北條氏の兵が比叡山をせめたが、後に天皇の笠置におはしますといふ事が明かになつて、今度は北條氏の軍が皆笠置に押しよせて、たびく合戦の在つた事をいふ。

（同九月に東國の軍多く集り上りて）賊將大佛貞直、金澤貞冬、足利高氏が、北條高時の命をうけて上り來り、大軍を以て九月二十七日に笠置に通つたのである。

（事かたく成りにければ）「かたく」は事難儀に及んだことをいふ。即ち、賊兵が笠置の後方から上りて御親兵を敗り、行在所を侵したのである。これは九月二十八日である。

（他所にうつらせ給ひしに）かねての手筈には楠正成の獻策によつて、笠置が若し危くなつたら、河内の正成の許に至り給ふ豫定であつたから、この時に笠置を立ち出でて河内へ志したまうたものと思はる。この事は増鏡に明記してある。

（思ひの外の事出で来て）山城國綴喜郡多賀村といふ處で賊兵山城國の民深須五郎入道といふものに見出され給ひ、それから賊將大佛貞直の手に渡らせ給うたことをいふ。御本意と全く違つた事件となつたのである。これが九月三十日の事である。

（六波羅とて承久よりこのかた、しめたる所に御幸なる）六波羅は六波羅密寺のあつた所で地名であるが、ここにもと平清盛の邸があつたのを平家が亡びてから頼朝が占領し、それから幕府の出張所をここに設けたのであるが、承久以來ここに南北二つの役所を置き、京都守護二人がこれに居つた。この時戦亂の際の萬一をはかつて、北條氏は持明院の

後伏見、花園の兩院及東宮量仁親王を「六波羅の北に代々の將軍の御料とてつくりおける檜皮屋ひとつあるに兩院春宮いらせ給ふ」と増鏡にあるやうにここに移し奉つてゐたのである。さて後醍醐天皇をば一旦宇治の平等院へ行幸なし奉り、十月三日都に入らせ給うたが、かの六波羅の北の檜皮屋には兩院春宮が在しますによつて、この天皇をば北方の板屋にすゑ奉つたのである。

(御共に侍りし上達部うへのまのことも或はとられ或は忍びかくれたるもあり) これは笠置の行宮に御共した公卿、殿上人の身の上をあげたのであるが、天皇の笠置を出で給ひし時に御共に参つたものは中納言藤原藤房、同源具行、大納言藤原師賢等であるが、これらの人々は皆この時に捕へられた。その他の人々はあちらこちらに逃げかくれたといふのである。

「もよほし」底本「倭シ」に作る。他諸本によりて改む。

かくて東宮位につかせ給ふ。次の年の春隱岐の國にうつらしめまします。みこ達もあなこなたたにうつされ給ひしに、兵部卿護良の親王ぞ山々をめぐりもよほして、義兵をおこさむと企て給ひける。河内國に楠の正成と云ふ者ありき。御志深かりければ、河内と大倭との境に、金剛山と云ふ所に城を構へて、近國ををかし平げしかば、あづまより諸國の軍を集めて責めしかど、かたくまばりければ、たやすく落すにあたはず。世中亂れ立ちにし。

(かくて東宮位につかせ給ふ) 東宮量仁親王が、北條高時の取計で御踐祚といふ事になつた。これ即ち光嚴院である。この御踐祚は元弘元年九月二十日の事であつて、後醍醐天皇の笠置におはしました間の事である。この時、後醍醐天皇は内侍所をはじめ神璽寶劍をも御伴ひ奉られたからして、この御踐祚には神器は傳へられなかつた。これが、この光嚴院の御位をば、大日本史その他に正位と認めない根本の理由である。神器はその後北條氏が後醍醐天皇に強請して十月六日に皇居に渡御あつたといふ事であるが、皇年代略記に「或説神璽聊有子細」とある。これは後醍醐天皇が偽器を渡されたのであるといふ。さて新帝光嚴院の御即位式は元弘元年三月二十二日に行はれた。

(次の年の春隱岐の國にうつらしめまします) 北條氏は承久の亂の先例にまかせて後醍醐天皇を隱岐國にうつし奉るべき事に定めて、長井右馬助高冬といふ者を上せて、この事を行はせた。天皇は元弘二年三月七日に都を出でられ、四月二日に隱岐國の國分寺に着かせられたといふ事である。

(みこ達もあなこなたにうつされ給ひしに) 北條氏が後醍醐天皇の皇子達の成人し給へるをば、各所に配流し奉ることとしたのである。即ち尊良親王は土佐に、尊澄法親王は讃岐に、恒良親王は但馬に、いづれも遷され給うた。

(兵部卿護良の親王ぞ山々をめぐりもよほして義兵をおこさむと企て給ひける) 護良親王は、その當時は大塔の尊雲法親王と申し奉つたのであるが、かの際に所をのがれて、北條氏の手にかからず、彼方此方とさすらへおはしましたつ山々寺々をすすめ、王政を復せむと謀り、令旨を諸方に下して義兵を募られた。その間に自ら還俗せられてもとの御名護良親王を名のられたのである。又兵部卿も御剃髮以前の御任官であつた。さて建武中興の時六月十三日に新に征夷大將軍、兵部卿に任ぜられ給うた。而してその間に令旨をうけて兵を起したものが續々生じたが、そのうちの中堅となつたのは楠正成である。増鏡久米のさら山の巻に曰はく、「大塔の法親王、楠木の正成などは猶同じ心にて世を傾けむ謀をのみめぐらすべし」とある。

(河内國に楠の正成と云ふ者ありき) ここに「ありき」とあるのは他と例が違ふ。恐らくはこの記を起草した時に正成は既に世に亡き人であつたので、それを追懐する心地で記したものであらう。増鏡むら時雨の巻に笠置にての事を叙して、「事のはじめより頼み思されたりし楠木兵衛正成といふものあり。心猛くすくよかなるものにて河内國におのがたちのあたりをいかめしくしたゝめて、このおはします所もし危からむをりは行幸をもなしきこえむなど用意しけり」とあり、後醍醐天皇の笠置を出で給うたのも、その正成の館を心ざして出でましたのであつた。それで護良親王

と心を合せて復興の事を謀つたのである。正成は橘諸兄の末孫で、世々河内國赤坂城に住み、この以前から世間にも北條氏にも名を知られてゐた勇士であつた事は當時の史乘に明かである。

(御志深かりければ) 諸の註釋皆、天皇が正成に御志ふかく依頼したまひしかばの意にとるべしと云つてゐるが、これは國語といふものに何の理解も無い無智の徒の言といふべきであるのみならず、極言すれば、甚しい不敬な語であるともいはねばならぬ。上の註釋書のやうな解釋は正しい國語としては未だかつて見聞せぬ所である。これはいふまでもなく、正成が天皇に御奉公の志が深く在つたからといふ意である。増鏡つげの小櫛の巻に龜山法皇崩御の後の事を叙して「誰もく夢の心ちしてほのく」と明けゆく程に、おのおのまかで給ふ。三條大納言入道公貞、萬里小路大納言師重などは、とりわき御志深くて御茶毘のはつるまで墨染の袖を顔におしあてつゝ候ひ給ふ」とあり、又本書のこの下にも「都近き所々にも御志ある國々の兵よりくうち出づれば合戦もたびくになりぬ」とあり、なほ他に同じ語がある。これは御爲に志を運ぶことをいつたので當時の語遣である。諸の註釋書のやうにすれば、上の例どもをどう解釋すべきか解らぬ事になる。本書には上にも屢この語が見ゆる。(四五四頁、五九七頁)

(河内と大倭との境に金剛山と云ふ所に城を構へて、近國ををかし平げしかば) これは河内と大倭との境に金剛山と云ふ所があるが、その金剛山と云ふ所といふ程のいひ方である。その城は所謂千早城である。増鏡くめのさら山の巻に「正成は金剛山ちはやといふ所にいかめしき城をこしらへて、えもいはず、武きものども多く籠り居たり。さて大塔宮の令旨とて國々の兵をかたらひければ世にうらみあるものなど、こかしこにかくろへばみてをるかぎりあつまりつどひけり。宮(大塔宮)は熊野にもおはしけるが、大衆をつたひて、しのびく吉野にも高野にもおはしましきよひつゝ、さりぬべきくまにはよく紛れものし給ひて、武き御ありさまをのみ顯し給へば、いとかしこき大將軍にていますべしとて附隨ひ聞ゆるものいと多くなり行きければ、六波羅にもいと安からぬ事ともてさわぎて、猶かの千はやをせめくづすべしといへば、つはものなどのぼりかさなると聞ゆ。」とある。

(あづまより諸國の軍を集めて責めしかど、かたくまほりければ、たやすく落すにあたはず) この時の北條氏の軍は太平記によれば、「千劍破城の寄手は前の勢八十萬騎に又赤坂の勢、吉野の勢馳加はりて百萬騎に餘りければ、城の四方二三里が間は見物相撲の場の如く打圍で尺寸の地を餘さず、充満たり」とあるが、これには誇張もあると思はれるが、北條氏が日本國の軍兵をつくして攻めても落し得なかつたことは事實である。増鏡久米のさら山の巻には「正成は聖

徳太子の御堂の前を軍のそのにして、いであひかけひき、寄せつ返しつ潮のみちひく如くにて、年はただくれに暮れはてぬれば、春になりて事どもあるべしなどいひしろふもいとむづかしう心ゆるびなき世のありさまなり」といひ、太平記には「千劍破城軍事」をはじめ「楠田張天王寺事」などの條に於て、これらの事實を叙してゐる。
(世中亂れ立ちにし) 大塔宮の令旨、又楠正成の奮闘で、北條氏の權威が、段々に薄らいで天下が戦亂の巷となるべき有様となつたこと。

次の年癸酉の春、忍びて御船にたてまつりて隱岐を出でて、伯耆につかせ給ふ。その國に源長年と云ふ者あり。御方にまゐりて船上と云ふ山寺にかりの宮を建ててぞすませ奉りける。彼あたりの軍兵しばらくは競ひて襲ひ申しけれど、皆なびき申しぬ。

(次の年癸酉の春、忍びて御船にたてまつりて隱岐を出でて伯耆につかせ給ふ) 癸酉の年は元弘三年である。その閏二月二十四日に後醍醐天皇はひそかに隱岐を出でさせ給ひて、その日に出雲國につき給ひ、廿五日に伯耆國につき給うたのである。

(その國に源長年と云ふ者あり) 増鏡月草の花の巻に「この國に奈和の又太郎長年といひて、あやしき民なれど、いとまうに富めるが、たぐひひろく、心もさかしく、むねくしきものあり」とある。この人は村上源氏で、但馬前司行盛の子、本名は長高と云つたのを後醍醐天皇より長年の名を賜はつて改めたのである。

(御方にまゐりて船上と云ふ山寺にかりの宮を建て、ぞすませ奉りける) 船上山は伯耆國東伯郡以西村にある。増鏡月草の花の巻に「かれ(長年)がもとへ宣旨を遣し給ひたるに、いとかたじけなしと思ひて、とりあへず五百餘騎の勢に

て御迎にまゐれり。又の日賀茂の社といふ所にたち入らせ給ふ。都の御社おほしいでられていとたのもし。これより船上寺といふ所へおはしませせて、九重の宮になすらふ」とあり、又「これよりぞ國々のつはものどもに御かたきを亡すべきよしの宣旨遣はしける。比叡の山へものぼせられけり。」ともある。

(彼あたりの軍兵しばらくは競ひて競ひ申しけれど、皆なびき申しぬ) 隱岐の守護佐々木清高が、天皇の遣れ給うた事を翌日にさとり兵を率ゐて攻めて来たが、長年等がこれを敗りて追ひかへした。梅松論に「主上には舟上臨幸の翌日佐々木清高三百餘騎にて押寄たりけるに、長年が親類身命を捨て終日攻戦ふ間、寄手の軍勢數輩討捕られ創を被る者多かりければ引退畢」と見ゆる。

都近き所々にも御志ある國々の兵よりくうち出づれば、合戦もたびくになりぬ。京中さわがしくなりては、上皇も新主も六波羅にうつり給ふ。伯耆よりも軍をさしのぼせらる。爰に畿内近國にも御志ある輩、八幡山に陣をとる。坂東よりのぼれる兵の中、藤原親光といふ物も彼山に馳せくははる。御方にまゐる輩多く成りにけり。源高氏と聞えしは、昔の義家朝臣が二男義國と云ひしが後胤なり。彼義國が孫なりし義氏は平義時朝臣が外孫也。義時が世と成りて源氏の號ある勇士には心をおきければにや押しするたる様なりしに、これは外孫なれば、取り立て領す

「と」底本「ノ」に作る。他諸本によりて改む。

「かへりみ」底本「願」に作る。他諸本によりて改む。

る所などもあまたはからひおき、代々になるまで隔てなくてのみ有りき。高氏も都へさしのぼせけるに、疑を遁れむとにや、告文を書き置きてぞ進發しける。されど、冥見をもちかへりみず、心はりして御方にまゐる。官軍力を得しままに、五月八日のことにや都にある東軍みな破れてあづまへ心ざして落ち行きしに、兩院新帝同じく御幸あり。近江國馬場と云ふ所にて御方に志ある輩うち出でにければ、武士はたゝかふまでもなく、多くは自滅しぬ。兩院新帝は都に返し奉り、官軍是をまぼり申しき。かくて都より西さまほどなく鎮りぬときこえければ、還幸せさせ給ふ。實にめづらかなりしことになむ。

(都近き所々にも御志ある國々の兵よりくうち出づれば合戦もたびくになりぬ) 近畿地方にも義兵が、彼方此方に打ち立ちて、北條氏を攻めたことを述ぶる。楠正成が、この復興の義兵の中心で、其の勢が強く屈伏しなかつた事が全國の士氣を振ひ起したのであるが、正成の擧兵と前後して備後の人櫻山茲俊が一宮城を築いて兵を起し、つづいて赤松則村が、護良親王の令旨を奉じて播磨に兵を起し、山陰山陽兩道を絶ち、進んで京に入らうとし、元弘三年三月には伊豫の人士居通治、得能通言の二人が義兵を起し、延暦寺の僧徒も亦護良親王の令旨によりて兵を起して京都を

攻めた。かやうにして到る所に勤王の兵起りて合戦が各地に行はれたといふ。

(京中さわがしくなりては上皇も新主も六波羅にうつり給ふ) 増鏡月草の花の巻に曰はく「やよひ(元弘三年)にもなりぬ。十日あまりのほど、俄に世の中いみじうのゝしる。何ぞと聞けば播磨の國より赤松なにがし入道圓心とかやいふもの、先帝の勅に従ひて、攻めくるなりとて都の中あわてまどふ。例の六波羅へ行幸なり。兩院も御幸とて上下たちさわぐ。馬車走りちがひ武士どものうちこみのゝしりたるさまいとおそろし」とある。上皇は後伏見、花園の兩院で、新主は北條高時の擁立した光嚴院である。これは三月十二日の事である。

(伯耆より軍をさしのぼせらる) 後醍醐天皇はこの時まだ伯耆船上山にましましたが、左近衛中將源忠顯に勅して山陽山陰兩道の兵を帥ゐて赤松圓心入道則村を授けて京都を攻めさせられた。この勅は三月十三日に下されたのであるが忠顯は丹波に至りて但馬の守護太田守延が恒良親王を奉じて歸順するを容れ、四月に恒良親王を奉じて京都に迫つて西山の峯室に陣をとり、これより屢京都を攻めた。

(爰に畿内近國にも御志ある輩、八幡山に陣をとる) 八幡山は石清水八幡宮の鎮座する男山をさす。この山に官軍の據つたはじめは、三月十五日に赤松則村が、男山と山崎とに屯營して西海道を塞いだ事に起る。かくて、この地が、京都を攻むる官軍の根據となり、四方の義兵がここに集まることになつた。四月八日には源忠顯も京都を攻めたが敗れて男山に入つたのである。

(坂東よりのぼれる兵の中、藤原親光と云ふ物も徳山に馳せくははる) 藤原親光は結城氏、宗廣の子である。陸奥の白川の豪族であつた。この時宗廣は鎌倉に在り、親光は北條氏の催促を受けて京都の軍勢中に在つたが、この時に歸順して八幡山の官軍に加入したのである。この時、ここには赤松圓心、左近衛中將中院定平、源忠顯等が主領としてゐた。(説) ここに特に結城親光の名をあげたのは、親光の歸順といふことは官軍の勢力に大きな影響を與へた點にもよる事勿論であるが、その後親光は足利高氏を刺さんとして事成らずして戦死し、その父宗廣その後勤王を以て終始して伊勢に客死したが、親光の弟親朝が白河に居て兩端を持して形勢を觀望し、著者がこの書を草せられた當時、常陸國關城は北條氏の大軍に包圍せられ危急の秋であつて、親房は屢書を送つて親朝の來援を促した時であつたから、ことに親光に關心する點が深かつた爲でもあらうと思はる。

(源高氏と聞えしは昔の義家朝臣が二男義國と云ひしが後胤なり) 源高氏はいふまでもなく足利高氏である。昔の義家朝

臣といふことは、昔名高かつた義家といふ意である。義家の長男は義親でその子孫が鎌倉將軍となり、二男義國その長男義重が新田氏の祖で、次男義康が足利氏の祖である。義康から六代にして貞氏、その子が高氏である。

(彼義國が孫なりし義氏は平義時朝臣が外孫也) 足利義國の子義康、その子義兼、その子義氏であるから、義氏は義國の曾孫である。又義氏の母は北條時政の女であるから、義氏は時政の外孫である。本書は記憶の誤りであらう。

(義時が世と成りて源氏の號ある勇士には心をおきければにや押しすたる様なりしに) 北條義時が實權を握る世になつては、源氏を號してゐる武勇の士には用心をして、成るべく勢力をつけないやうに壓迫してゐたのであるが、足利代には特によい待遇をしたのである。

(これは外孫なれば、取り立て領する所などもあまたはからひおき、代々になるまで隔てなくてのみ有りき) このやうに諸の源氏が、北條氏に壓迫せられたるうちに於いて、足利氏のみが、多少勢力のあつたのは、ここに記してある通り、北條氏と姻戚の關係に在つた爲である。もと足利義康の妻は頼朝の妹で、頼朝と親しかつた上に、その子義兼が頼朝の妻の妹北條氏を娶り、その子が義氏である。故に義氏は三男であつたけれど、北條氏の外孫であるが爲に足利氏の本宗となり、北條泰時の女を娶つた。而して承久の亂に北條氏の爲に大に力を致し、屢食邑を増し、義氏の子泰氏、又北條泰時の外孫として勢力あり、泰氏の子頼氏も北條氏の外孫であり、頼氏の子家時、家時の子貞氏、この貞氏も北條氏の外孫で高氏の父である。かくの如く北條氏と足利氏とは極めて深い姻戚の關係があるのである。

(高氏も都へさしのぼせけるに、疑を遁れむとにや告文を書き置きてぞ進發しける) 高氏は以前にも笠置攻の將として上せられたのであるが、この時又六波羅の援兵として大將名越高家と共に上京の命を受けて進發したのである。増鏡月草の花の巻に曰はく「四月十日あまり、又あづまよりものゝ多きころのぼる中に、をとし笠置へもむかひたりし足利の治部大輔源高氏のぼれり。院(後伏見)にもたのもしくきこしめして、かの伯耆の船上へむかふべきよし院宣たまはせけり。東を立ちし時もうしろめたく二心あるまじきよしおろかならずちかごとぶみを書きてけれども、その心やいかゞあらむ。とかく聞ゆるすぢもありけり。この高氏はいにしへの頼義朝臣のなごりなりければ、もとのねざしはやむごとなき武士なれど、承久よりこのかた頭さしいだす源氏もなくて、うづもれすぐしなから、たぐひひろく、勢四方にみちて、國々に心よせのもの多ければ、かやうに國の危きをりえて思ひたつ道もやあらむなど、したにさどめくもしるくぞ見ゆる」とある。これによるとこの頃高氏に野心ありといふ風聞が、既に世に行はれてゐたものと思はる。

る。それで、その疑を遁れむ爲に、起請文をかいて北條高時に出して上京したのであらう。告文とはこの起請文をさすのであらう。この邊の事は太平記にも同じ趣に見えて、一枚の起請文を書きおいて上洛した由に見ゆる。

(されど冥見をまかへりみず、心かはりして御方にまある) かやうに起請文を書いて北條氏に二心あらば、直ちに神罰を蒙るべしなど書いたに相違ないのに、その神明の幽冥界からの、照覽あらむことをも顧みず、即ち起請の事を無視して、變心して後醍醐天皇の御方に參じた。即ち後伏見院から伯耆の船上山に發向すべき旨の院宣を受けたが、四月廿七日には名越高家が久我繩手で戦死して形勢利あらずと見た爲でもあらう。伯耆に向ふべしとして出發し、丹波の篠村まで行きてそこより引きかへして、五月七日の未明に源忠顯等と策動して共に俄に六波羅を攻めたのである。

(官軍力を得しままに、五月八日のことにや都にある東軍みな破れてあづまへ心さして落ち行ざしに兩院新帝同じく御幸あり) さて五月七日に源忠顯、足利高氏聯合して六波羅を攻めたのは東軍敵しかねて、五月八日には兩六波羅の北條仲時同時益は京都を引きあげて東國をさして退却をはじめた。この時に北條氏の兵に擁せられて、後伏見、花園兩上皇及び、新帝光嚴院も共に東國をさして出發あそばされたのである。増鏡月草の花の卷に「兩六波羅東をさしてあづまへと心かけて落ちければ、御幸もおなじさまになし奉りけり」とある。

近江國馬場と云ふ所に御方に志ある輩うち出てにければ、武士はた、かふまでもなく多くは自滅しぬ。この時六波羅の仲時、時益以下の武士が、兩院新帝を奉じて、東國をさして、近江國から美濃路を経て行かうとして進んだが、所在に兵が起りてこれを脅かし、又京都から追兵も來た。それが爲に、南六波羅の將北條時益は守山で戦死した。北六波羅の北條仲時は兩院新帝を奉じて近江國馬場といふ地の寺まで至つたが、ここで、勤王の兵にあひて自殺した。(これは五月九日の事である) この時の事を太平記には近江美濃等の強盜溢者共二三千人が、龜山院の第五の宮を奉じて仲時等を討つたとあるが、増鏡月草の花の卷には次の如くいふ。「さて御幸は近江國におはしますほどに、いぶきといふほどにてながしの宮(守兵親王)とかや法師にていましけるが、先帝(後醍醐)の御心よせにてかやう(武勇)のかたもほの心え侍りけるにや待ちうけて矢を放ちたまふ。又京よりも追手かゝるなど聞えければ、六波羅の北といひし仲時、内(光嚴)東宮(邦良親王の御子康仁)兩院具し奉り、番馬といふ所の山のうちに入れ奉りぬ。手のものどもも、なほ殘りて隨ひつきけれども、戦もかなはずありけむ、遂にこの山にて腹切りにけり」とある。ここにながしの宮といふは龜山天皇の皇子、守兵親王で、法名を覺靜と申し、五辻宮と稱せられた方である。番場は近江國飯田郡息郷村大字番場で、その路傍の佛寺に入れ奉つたのである。その時に自殺したものは仲時以下四百三十餘人、それらの墓及び過去帳が今もこの地の蓮華寺に存する。

(兩院新帝は都に返し奉り、官軍長をまぼり申し) この時、後伏見、花園の二上皇、光嚴院をば守護して都にかへし奉りて官軍が守り奉つたといふのである。その御還幸は五月二十八日である。これより先五月三日に後醍醐天皇が源忠顯に軍中の條制を下された。その文は光明寺殘篇に載せてある。そのうちに「官軍等於仙洞邊不可致狼藉若誤而有三無禮事不可處重科」とある。又この際に後伏見院から後醍醐天皇に對して御消息あつて各院共に御出家の御希望であると申されたけれど、後醍醐天皇が固く止められた由である。増鏡月草の花の卷に曰はく「一院は歸り入らせ給ふ御門(歸洛あらせらる天皇の意)に御文を奉り給ひて、面々に御出家あるべしなどまで申させけれども思ひもよらぬよしをかたく申され給けるとかやとぞ聞えし」とある。

(かくて都より西ざまほどなく鎮りぬときこえければ、遷幸せさせ給ふ) 「都より西ざま」は京都以西の國々をいふ。京都以西が皇威に服したによりて後醍醐天皇は京都へ還幸の途に出で立たれたといふのである。諸書これを着京の事にとる故に、とかくの議論が生ずるのである。これは伯耆を發して京都へ還幸せらるることをいふのである。事實、この捷報の船上山に達したのは五月十二日であつて、當日群臣を召して還幸の事を議せしめられた。その時に勘解由次官藤原光守は、京都には北條の餘黨があらうから今暫く船上山にましますべき旨を奏上した。天皇これをきかれて猶豫せられたが、御親ら周易を以て卜はれたに吉を得られたからして、乃ち赦して還幸の用意を命ぜられ、二十三日に船上山を發駕せられたのである。即ち、前年の三月にはこの邊を隱岐へいでまさうといふ事で通御せられたが、一年後の今は花々しく還御の御旅に出で立たれたのである。これ故に

東にも上野國に源義貞と云ふものあり。高氏が一族也。世の亂におもひをおこし、いくばくならぬ勢にて鎌倉に打臨みけるに、高時等運命極りにけ

「いたり」底本
「キヌル」と
す、梅本によ
る。

れば、國々の兵付き隨ふこと風の草をなびかすごとくして五月廿二日に
や高時を始めとして多くの一族皆自滅してければ、鎌倉又平ぎぬ。符契
をあはする事もなかりしに、筑紫の國々、陸奥出羽の奥までも同じ月に
ぞしづまりにける。六七千里の間、一時におこり合ひにし、時のいたり、運
の極りぬるはかゝることこそ不思議にもはべりしものかな。君はか
くともしらせ給はず、攝津國西の宮と云ふ所にてぞきかせまし〜ける。

(東にも) この一句は上の「都より西ぎま程なくしづまりぬ」に對していつたので、東國にも下に言ふやうな事が起つた
といふので、「鎌倉又平ぎぬ」までにかゝるのである。

(上野國に源義貞と云ふものあり、高氏が一族也) 新田氏は足利氏と一族ではあるが、足利氏の末ではなく、寧ろ足利氏
の祖の兄の家である。その關係は次のやうである。

義家(新田朝) 義重(足利義隆と同名異人) 義房 政義 政氏 基氏 朝氏 義貞
義康(足利祖)

かやうな家柄であつて、足利氏に對しては寧ろ嫡流であつたけれども、頼朝に媚びなかつた爲に、勢力を得なかつた
ので、自然足利氏の一族といふやうに世間から見られてゐたのである。

(世の亂におもひをおこし) 義貞もはじめは北條氏の命を奉じて金剛山城を攻むる軍に加はつてゐたが、この時に己が源
氏の名家でありながら、北條氏の命をうけて奔走することを辱しとせず、勅命を奉じて北條氏を亡し家名を恢復せう

といふ志を生じたらしいので、その志を護民親王に通じて命令を受け、病と稱して郷國にかへつてその用意をしてゐ
たものらしい。この事は増鏡月草の花の巻に「さる程に東にもかねて心得けるにや、高氏のすゑの一族なる新田ノ小四
郎義貞といふもの、今の高氏の子(義詮)四になりけるを大將軍にして(これは訛傳であるのをそのまゝ採つたのであ
る。但しこれで見ても、當時足利氏といふものは源氏の名族として世に信用あつた事がわかる)武藏國より軍をおこ
しけり」とある。

(いくばくならぬ勢にて鎌倉に打臨みけるに) この事は太平記によると頗る誇張して書いてあると思はるるが、五月八日
に上野國生品明神の御前で旗を擧げ繪旨を拜讀して後笠懸野に打出で、五月九日に武藏國に打越えた時に、紀五左衛門
といふ者高氏の子千壽王(義詮)を奉じて二百餘騎で参加し、是より上野、下野、上總、常陸、武藏の兵共、催さざる
に馳せ集りてその日の暮程に二十萬七千餘騎になつたとある。これを下に「國々の兵付き隨ふこと風の草をなびかす
がごとくして」と云つたのである。

(高時等運命極りにければ) これは事實を述べたのは勿論であるが、「運命極りにければ」といふ語は運命の盡きて亡ぶべ
き時が来たといふ意をあらはし、ただ人力だけではなく、天運の然らしむる所であるといふ意を示してゐる。當時こ
れを人力のみに歸してゐたらしい事に對しての一種の反動の思想を含んでゐると思はるるのである。

(五月廿二日にや高時を始めとして多くの一族皆自滅してければ鎌倉又平ぎぬ) 増鏡月草の花の巻に曰はく「鎌倉はじま
りし頼朝の世時政より今にいたるまで多く年月をつめり。僅かなる新田などいふ國人にたやすくいかでかは亡さるべ
きと覺えしに程なく十五日にかたき既に鎌倉に近づきよしきこえて家々を毀ちさわざのゝしる。世の滅するにやとお
ぼえしとぞ人はかたり侍りし」とあり、又「四郎左近大夫入道(北條高時の弟泰家、義貞を討手の大將)軍にうち負
けゝるにや、隨ふ武士ども残りたく新田が方へつきぬれば、えさらぬものどもばかり五六百騎にて十六日の夜に入り
て、鎌倉へ引きかへる。僅に中一日にてかくなりぬる事夢かとぞおぼえし。かくて日々の軍にうち負けければ、おな
じき廿二日高時以下腹切りて失せにけり」とある。

(符契をあはする事もなかりしに) 符は竹符といつて竹の割符で、もと支那漢の制に竹の長さ六寸なるを打ち割りて兩片
となし、各其一を持ちて信としたのをいふ。契は(合之以爲徵信者也)も同様のもので、本邦の古制、木片に須要の文
字を記してこれを打ち割りて兩片となし、各一片を持ちて信とした。これを木契といふ。竹符木契いづれも「わりふ」

といふ。これは各片を合すれば、その一致するか否かによりて眞偽を判しうべく、眞なれば二片完全に一致するものなれば、さやうに二者の完全に一致することをたへて符契をあはすといふのである。が、ここはその外に、なほ意味がある。元來この符契は多く兵を發する時に用ゐらるる物であるが故に、孟子離婁下篇に「地之相去也千有餘里、世之相後也千有餘載、得志行於中國若合符節」とある。これは東西約束し合つた事もなかつたがといふ意を示す。

(筑紫の國々、陸奥出羽の奥までも同じ月にぞしづまりける) 京都の兩六波羅の亡びたのは五月八日で、鎌倉の北條一族の自殺したのは五月二十二日である。この月に、越前の平泉寺の僧徒兵を起して賊將淡河時治を越前に誅し、能登越中の勤王の兵が越中の守護名越時有を誅し、長門探題北條時直は僧徒兵を起して賊將淡河時治を越前に誅し、能登よりて歸順し、九州では菊池武重が九州探題北條英時等を誅して、九州平定の旨を各地より六月十日に上奏し、陸奥出羽兩國の事は結城宗廣が、その兩國の兵を率ゐて、東國平定の功を立てた事を六月九日に上奏してゐる。

(六七千里の間、一時におこり合ひにし) ここにいふ一里は六町を以てかぞふる一里である。日本全國の間到的處に、勤王の兵の一時に振ひ起つたことはいふ義。

(時のいたり運の極りぬるはかゝること) 不思議にもはべりしものかな) 時節の到來すること(これは天皇の御親政の方につきていふ) 運の極りてしまつたこと(これは北條氏の運命の終をつけた方につきていふ) といふのはかやうなことをいふのであらうと思はれたことであるといふ意。

(君はかくともしらせ給はず、攝津國西の宮と云ふ所にてぞきかせましくける) 後醍醐天皇は京都の北條氏が没落したによりて還幸になつたので、關東の北條氏の亡びたことはまだ御存じなくて、攝津國西宮と云ふ所ではじめてその報を受けとり給うたといふ。後醍醐天皇は五月二十三日に船上山を御發聲になり、二十七日播磨の書寫山に幸し給うた。さて太平記には三十日に兵庫にやどらせ給うて、六月朔に義貞の使が兵庫に至りて捷書を上つたとある。然るに保曆間記には「先帝攝津國西宮迄御上有り」とある。されば、西宮で捷報に接せられたとする本書の説を正しいとすべきである。

六月四日、東寺にいらせ給ふ。都にある人々參り集りしかば、威儀をと

とのへて本の宮に還幸し給ふ。いつしか賞罰の定めありしに、兩院新帝をば、なだめ申し給ひて都にすませましくける。されど、新帝は僞主の儀にて、正位には用ゐられず。改元して正慶と云ひしをも本のごとく元弘と號せられ、官位昇進せし輩も皆元弘元年八月よりさきのまゝにてぞ有りし。

(六月四日東寺にいらせ給ふ) この事は公卿補任、皇年代略記、保曆間記の一致する所であるが、太平記は五日とする。

(都にある人々參り集りしかば) 梅松論に「去程に京都には、君伯耆より還幸なりしかば御迎に參られける卿相雲客、行粧花をなせり」とある。

(威儀をとのへて本の宮に還幸し給ふ) 増鏡月草の花の巻に曰はく、「さて都には伯耆よりの還御とて世の中ひしめく。まづ東寺へ入らせ給ひて、事どもさだめらる。二條の前の大臣めしありて參り給へり。こたみ内裏へ入らせ給ふべき儀、重祚などにてあるべけれども、靈の箱を御身にそへられたれば、只遠き行幸の還御の儀式にてあるべきよし定めらる」とあり、又「六月六日東寺より常の行幸のさまにて内裏へぞ入らせたまひける。めでたしとも言の葉なし」とある。但しここに「六日」とあるは、公卿補任に「同五日如元弘二條宮小路皇居自立登極、但不及重祚禮」とあり、皇年代略記、官公事抄、大徳寺文書等にも五日とあるから、五日を正しいものと認むる。

(いつしか賞罰の定めありしに) この賞罰黜陟の事は、天皇が船上山にましくした時から、既により行はれた。即ち五月十七日に關白藤原冬教、左大臣藤原基綱の官を停めて、左大臣藤原道平、權大納言左近衛大將藤原經通、權大納言右近衛大將藤原道教の官を復せられた。京都にかへらせられてから賞罰の沙汰のあつた事はいふまでもない。

(兩院新帝をばなだめ申し給ひて都にすませまし／＼ける) 後伏見花園の兩院、及北條の擁立した新帝光嚴院をば何事もなくそのまま都に住ませ奉られたといふのである。これはかの保元の亂に讃岐院の先例などいふやうな酷薄な態度をばこれら三院に對しては執られなかつた事を述べたのである。保曆間記に曰はく「先帝位に付せ賜ひければ後伏見院并先御門今は新院と申何なる目を見んずらんと思食歎せ給けれども、天照太神御計にや無子細て都に御座し」とある。七月には後伏見花園兩上皇及永福門院(伏見天皇の后)の御領を故の如くならしめ、尋いで播磨國を光嚴院の御料所としたまふ。而して十二月十日には光嚴院に太上天皇の尊號を上られた。

(されど新帝は偽主の儀にて正位には用あられず) 上の如く、三院には御優遇の御取扱はあつたが、新帝光嚴院は借偽の君といふことで、正統の皇位に即き給うた事としては取扱はれぬといふこと。これより先元弘三年五月二十五日に伯耆から詔書を發して新主を廢せられたが、しかも、ここには正位とは認められぬといふのである。これは北條氏が先に後醍醐天皇に神器を新帝に渡し奉られむことを強請した時、止むを得ず御渡しになつたが、神靈は御身をはなせ給はず、止むを得ず偽器を伴り授けられた事と關係してゐると考へらる。増鏡によれば、上にあげた文の通り、神靈は後醍醐天皇の御身を離し給はなんだことは明かである。

(改元して正慶と云ひしをも本の如く元弘とせられ) 新主の即位禮後元弘二年四月二十八日に改元があつて正慶と云つたのであるが、元弘三年五月二十五日新帝を廢せらるる時に、その年號を停めて元弘の年號に復せられたのである。(官位昇進せし聲も皆元弘元年八月よりさきのままにてぞありし) この事は本書の説を以て典據とすべきこといふまでも無いが、皇年代私記に注して、「自伯州止正慶年號爲元弘三年、又去五月詔、去々年已來任官已下勅裁悉可停廢」とあり、又公卿補任には正慶二年の下に注して「元號復元弘元年九月已後任官叙位皆停廢之由被仰之」とある。即ち本書にいふ所と一致するのを見る。

平治より後、平氏世をみだりて二十六年。文治の初、頼朝權を專にせしより父子相續ぎて三十七年。承久に義時世をとり行ひしより百十三年、

「廟」底本「苗」とす。梅本による。

都て百七十餘年の間、大宅の世を一にしらせ給ふ事絶えにしに、此天皇の御代に、掌をかへすよりもやすく一統し給ひぬること宗廟の御はからひも時節有りけりと天下こそぞりて仰ぎ奉りける。

(説) 以上で、幕府が倒れたから、ここにそれについての感想を述べてゐる。

(平治より後平氏世をみだりて二十六年) 平治元年から平氏滅亡の壽永四年まで満二十六年である。

(文治の初め頼朝權を專にせしより父子相續ぎて三十餘年) 文治元年(壽永四年)に頼朝が總追捕使となつてから頼家實朝の二代を経て實朝の殺さるる承久元年まで三十五年である。

(承久に義時世をとり行ひしより百十三年) 承久三年から元弘三年の鎌倉幕府の滅亡まで百十三年。

(都て百七十餘年の間大宅の世を一にしらせ給ふ事絶えにしに) 平治元年から元弘三年まで百七十五年である。この間は平家、源氏、北條氏が天下の實權を半以上握つてゐて、朝廷が天下を完全に統一して治め給ふ事が行はれずして中絶してゐたのであるといふ意。

(此天皇の御代に掌をかへすよりもやすく一統し給ひぬること宗廟の御はからひも時節有りけりと天下こそぞりて仰ぎ奉る) 「掌を反すよりも易し」といふは支那の成語である。漢書枚乘傳に「易於反掌安於泰山」とあつて、物を成すことの容易いのに喩ふるのである。即ち後醍醐天皇の兵を起されたのは元弘元年八月で、中頃に隱岐遷幸の大厄があつたが前後二年に充たずして百五十年もの積威をもつてゐた鎌倉幕府が、僅かに十五日にして義貞に亡されたといふ如きはいはば、夢の如き有様である。かく容易く天下を一統して王政の古に復し給うたのも皇祖皇宗の御計ひである。今こそ宗廟の御計ひで天下一統の時節が到來したのであるといつて、萬民がこぞつて仰ぎ奉つたといふのである。梅松論に「保元、平治、治承より以來武家の沙汰として政務を恣にせしかども、元弘三年の今は天下一統に成しこそめつらしけれ」とあるのも同じ意である。

「侍れ」底本
「侍れ」に作
る。他諸本に
よる。

同き年の冬十月に先、東の奥をしづめらるべしとて、参議右近中将源顯家卿を陸奥守になして遣さる。代々、和漢の稽古を業として朝端に仕へ、政務にまじはる道をのみこそ學び侍れ。吏途の方にもならず、武勇の藝にもたづさはらぬ事なれば、たびくいなみ申し、かど、公家既に一統しぬ。文武の道二なるべからず。昔は皇子皇孫、もして執政の大臣の子孫のみこそ多くは軍の大將にもさされしか。今より武をかねて、蕃屏たるべしと仰せ給ひて御みづから旗の銘をか、しめ給ひ、さまくくの兵器をさへくたし給はる。任國におもむく事も絶えて久しく成りにしかば、古き例を尋ねて、罷申の儀あり。御前にめして勅語ありて、御衣御馬などを給りき。猶奥のかためにもと申し請けて御子を一所ともなひ奉る。かけまくもかしこき今上皇帝の御事なれば、こまかには注さず。彼國に付きにければ、實に奥の方さま、兩國をかけて皆なびき隨ひにけり。

「彼」底本「後」とす。他諸本による。

(説) これから建武中興の政治を叙し、かねて、著者が平素懐いてゐた政治論、君道論、臣道論を披瀝するので、正統記の最も精彩を發揮してゐる部分で、正統記一部の重點がこの文以下に存するものと認めらる。

(同き年の冬十月に先東の奥をしづめらるべしとて参議右近中将源顯家卿を陸奥守になして遣さる) 元弘三年八月に叙位除目が行はれて又論功行賞が行はれ、左近衛中将北畠顯家は從三位に叙し陸奥守を兼任せしめられたのである。同年十月十日叙位除目に顯家は正三位に陞叙せられたが、同月二十日に北畠顯家は任に赴き、陸奥の外に出羽をも管理せしめられたのである。顯家は本書の著者親房の長子である。ここに卿の敬稱を加へたのは我が子に對していふにあらざりて朝廷の高官を稱ふる禮である。三位以上の位階参議以上の官職を稱ふる敬稱である。この時に、東の奥を鎮めむ爲に、顯家を下されたのは、餘程重大な意義が在つたものと見え、下にもいふやうに親王を一方伴ひ奉り、又顯家の父親房も同道し、又奥州で勢力のある武士結城宗廣をも伴つて下つたのである。保曆間記に曰はく「東國の武士多は出羽陸奥を領して其力もあり、是を取放さんと議して當今の宮一所可奉下とて國司には彼親王に親く奉成けるにや、土御門の入道大納言親房、息男顯家卿をなして父子共に下さる。誠に關東の侍も多付てぞ下りける。彼兩國は日本半國など申す國なれば、如此計給けるも謂れあり」とある。これは如何にも實際を語つてゐるかと思はる。

「代々和漢の稽古を業として朝端に仕へ政務にまじはる道をのみこそ學び侍れ」これは顯家卿の事をいつたのであるが、親房自身の事もよりこれにこもつてゐる。北畠氏はかの具平親王並にその子師房大臣の後裔として代々學問を主として來た家柄で、朝廷に仕へ奉るにも、朝廷の大政に參與して或は詔勅とか官符とか、除目とか公事とか節會とかといふやうな政務にまじはる道を主として學び來たものであるといふこと。「朝端」といふ語は流布本に「朝家」と改めてゐるけれど、古本みなこの通りであるから、漫りに改むることは出来ぬ。この語は白氏文集卷一「哭孔戡」の詩中に「人言明代、合置在朝端」とある如く、その據が明かである。「朝」は朝廷のこと、「端」は「正」の義で、六朝時代に宰相を端揆、唐代に侍御史を臺端といふ如く、その首たり正たる職をさす。されば、ここにては大臣、納言の如き重職のことをさすこと明かである。

(吏途の方にもならず) 吏途は吏務ともいふが、文字の義は官吏の執る事務といふ事であるけれども、上に吏務の條で云つたやうに單にさやうな意味をあらはしたものでなくして地方官の事務のことである。藤原公任の北山抄は十卷であるが、第一、二は年中要抄(年中行事に關する要務を記す)第三、四は拾遺雜抄(恒例臨時の公事につきての要務

を記す)第五(御即位に關する公事一切)第六備忘(以上の卷々の公事に關する政務の補遺)第七都省雜事(太政官の政務に關する種々の件)第八大將要抄(近衛大將の執るべき政務)第九羽林要抄(近衛次將の執るべき政務)第十吏途指南と分けてゐる。而して吏途指南とした卷十にあげた項目は國同下向早晚、罷申、計歴、延任重任等からはじめて、すべて二十四項あるが、すべて國司の執るべき政務事務である。されば、吏途は要するに地方官として行ふべき事務をさすといふ事は明かである。さやうな事務上の經驗も無いといふことである。吏途といふ語も朝端と同じく日本製の語でなく、支那で用ゐてゐたのを襲用したのである。唐の沈佺期の詩に「中年忝吏途」とあるのもわかるであらう。

(武勇の藝にもたづさはらぬ事なれば) 北畠氏は武士のする如き弓馬の藝にもたづさはつた事が無いからといふこと。

(たび／いなみ申ししかど) 吏途の事も知らず、武勇の藝も無いから、地方官として武士の上に立ちてこれを制御することも困難であるから度々辭退し奉つたけれど許されなんだといふこと。

(公家既に一統しぬ。文武の道二なるべからず、昔は皇子皇孫もしは執政の大臣の子孫のみこそ、多くは軍の大將にもさされしか、今より武をかねて蕃屏たるべしと仰せ給ひて) これは建武中興王政の理想を語つてゐる所である。公家は天皇であつて、天皇に於いて既に天下一統の政治を布かれたのである。従來は公家武家と分れてゐたがその弊を打破せねばならぬ。従つて文武と道を二つに分けるといふ事になると、再び、武家政治を生ずる虞れがあるによつて文武一途にして武家といふ階級を生ぜぬやうにせねばならぬ。わが國の昔を見ると、武人とか武家といふ特別の職務をもつたものは無くて、軍の大將になるものは(天皇親征の場合別として)多くは皇子皇孫がなされた。その例は本書にもより／＼載せてある。(四道將軍、日本武尊、高市皇子など)或は又執政の大臣の子とか孫とかが軍の大將に命ぜられたのである。その例は武内宿禰の子、紀角が百濟を伐ち、葛城襲津彦が新羅を征したことなどである。それ故に、

から後はこの古の文武途を一にした政治に復して武家専權の弊を防がねばならぬからして、北畠氏も亦武をかねて、朝廷の一方の守となれよといふ仰せがあつたといふ。藩屏とはかきであるが、藩屏が家の外にあつて、その擁護に當るにたとふるのである。

(みづから旗の銘をかゝしめ給ひ、さま／＼の兵器をさへくだし給はる) この旗は軍陣の用に供するものであらう。その銘として書き給うた文字は今にして知ることが出来ぬ。しかし、旗に銘をかくことは東鑑などにも見え、又後の事で

はあるが永享年中に足利持氏を討討の時に、後花園天皇が追討軍の爲に旗の銘として歌を下された事がある。それらによると、この事は虚構ではあるまい。

(任國におもむく事も絶えて久しく成りにしかば、古き例を尋ねて罷申の儀あり) 中頃朝綱衰へ平安朝の末頃から國守に任ぜらるるも多く在京して目代に國務を任せておくやうな弊が出来て、眞面目に任國に赴く國守もなくなつたが、今は王政復古の事であれば、その任國に赴くことも法令の通りに履行せらるることになつた。それで古き例を尋ね勘へて罷申の儀を行はれた。罷とは退くことで貴所より退出することになつた。それで古き例の意味であるが、この儀式は新儀式、侍中群要、西宮記、北山抄、江家次第、禁秘御抄等に記してあり、詳には「奏赴任由事」(新儀式)ともいふが多くは「罷申」とある。これは國守にかざらず、太宰帥并に大貳、鎮守府將軍、出羽秋田城介等にも、これを申す儀式があつたのである。

(御前にめして勅語ありて御衣御馬などを給りき) これ即ち罷申の儀につきての恩賜である。罷申の時はいづれも、御前に召して酒肴を賜ひ、勅語があつて、後に祿を賜はるのであるが、その祿には幾分かの差等があつたやうに見ゆる。御衣を賜はるのは、國司では陸奥守だけでこれは特別の待遇であつたと思はる。又御衣と御馬とを賜はるのは太宰帥、大貳の罷申の儀にある。ここは太宰帥、大貳の例に准ぜられたものと思はるが、その任務が尋常の國守よりも頗る大であつたからであらう。

(猶奥のかためにも申し請けて御子を一所ともなひ奉る、かけまくもかしこき今上皇帝の御事なれば、こまかにはしるさず) この事上の説明に引いた通りである。この皇子が、著者が本書を記してある時吉野宮で天下所知す天皇であらせられるから、畏れ多いによつて委しく記さぬとなり。

(彼國に付きければ、實に奥の方さま兩國をかけて皆なびき隨ひにけり) 元弘日記裏書に云はく「十月皇子義良、并顯家卿下向奥州、上野入道道忠(結城宗廣)奉輔佐之間、國中早速靜謐訖」とある。

オナジギフニグワツサ マノカミミナモトノタダヨシノアツンサガミノカミ
同十二月左馬頭源直義朝臣相模守を兼して下向す。これも四品上野太守

成良親王をともし奉る。この親王、後にしばらく征夷大將軍を兼せさせ給ふ。直義は高氏が弟也。

(同十二月左馬頭源直義朝臣相模守を兼して下向す) 足利直義が左馬頭に任ぜられたのは元弘三年六月で、十一月八日に相模守に兼任したのである。而して同年十二月十四日に京を發して任國に下り鎌倉に鎮した。

(これも四品上野太守成良親王をともし奉る) 元弘日記裏書に「元弘三年十二月成良親王并左馬頭直義下向鎌倉ことあり、又保曆間記に「同十二月、主上の宮成良親王と申に、尊氏舍弟左馬頭直義朝臣相副て關東八ヶ國爲守護下向あり。鎌倉の將軍とぞ申ける。されども出羽奥州を取放さるゝ間東國の武士多は奥州へ下る間、古の關東の面影も無りけり」とある。成良親王は後醍醐天皇第七の皇子である。四品に叙し上野太守に任ぜられたのは建武元年正月十三日の除目の時であるが、前に回してかいたのであらう。この親王を伴ひ奉らせられた本旨は、奥州の場合と似た意味であつたものと思はるる。

(この親王後にしばらく征夷大將軍を兼せさせ給ふ) 成良親王の征夷大將軍に任ぜられたのは建武二年八月一日である。これより以前に征夷大將軍護良親王は足利高氏の讒に遭ひて官職を削がれて、鎌倉に幽閉せられたが、建武二年七月に北條高時の遺子時行を奉じて兵を起すものありて、鎌倉に迫つたから直義は護良親王を弑し奉り、成良親王を奉じて西に走つた。高氏はこの時、自ら時行を征せむとし、征夷大將軍總追捕使たらむことを天皇に強請し奉つたが、それは許されずして遽にこの親王に兼任せしめられたものであるやうに見ゆる。即ちこの時、天下の形勢は甚だ險惡になつてゐたものと思はるる。

(直義は高氏が弟なり) これは世に周く知られた事である。(説) この一句を以て、一轉して高氏論に入らうとする。爾下は著者の高氏論であつて、本書中でも頗る議論の高潮に達してゐる部分である。

抑、彼高氏、御方にまゐれりし其功は實にしかるべし。すゞろに寵幸有りて抽賞せられしかば、偏に賴朝卿天下を鎮めしまゝの心ざしにのみなりにけるにや。いつしか越階して、四位に叙し、左兵衛督に任ず。拜賀のさきにやがて從三位して、程なく參議從二位までにのぼりぬ。三箇國の吏務、守護及あまたの郡庄を給はる。弟直義左馬頭に任じ、從四位に叙す。昔賴朝ためしなき勳功有りしかど、高官高位にのぼる事は亂政なり。はたしてまた子孫もはやくたえぬるは高官のいたすところかとぞ申し傳へたる。高氏等は賴朝實朝が時に親族など、て優恕する事もなし。たゞ家人の列なりき。實朝公八幡宮に拜賀せし日も地下前駈二十人中に相加れり。たとひ賴朝が後胤なりとも、今更登用すべしともおぼえず。況や久しき家人也。さしたる大功もなくかくやは抽賞せらるべきとあやしみ申す輩も有りけりとぞ。

(抑彼高氏御方にまゐれりし其功は實にしかるべし) これは、高氏が上述の如く歸順して、京都の六波羅を亡した事をさすのである。高氏の功は要するにこの時だけの事であつて、正成などとは比較にならぬことはいふをまたぬ。而して高氏がこの時遽に歸順した動機はもとより疑問である。

(すずろに寵幸有りて) この時高氏異数の御恩賞を蒙つた事は史乘に明かであるが、精忠を抽んでたとも見えぬのに如何なる事情で此の事が在つたのか不審である。而して寵幸のあまり天皇の御諱の一字を賜はつて名を尊氏と改めさせられた程である。本書にその尊氏の文字を使はないで、もとの高氏を用ゐてゐるのは、ただ彼を憎んでしてゐるのではない。高氏が謀反をした爲に、建武二年十一月二十六日にその官符を褫奪せられた。この時に當然、その賜はつた尊の字も褫奪せられた筈であるから、條理を正せば、本書のやうにするのが當然である。高氏は自ら終世尊氏と書いてゐたやうであるが、それは如何なる精神であつたか、いづれ、謀反をするやうな人間であるから、常規を以て論ぜられぬ。

(抽賞せられしかば) 抽は多くの物からあるものを引き出すこと、高氏が、他と同列でなく、特別に抜き出されて異数の賞をうけた事實をいふ。その事は下にあげる。

(偏に頼朝卿天下を鎮めし、の心さしにのみなりにけるにや) 頼朝が諸源の統領として平家を滅して天下をしづめたのと、天下勤王の士が蜂起して北條氏が既に危殆に瀕した時に高氏が歸順して源忠顯、赤松則村等と力を合せて京都を掃蕩したのとは比較にならぬ事である。しかし高氏は頼朝が天下を鎮めて幕府をたてたその通りの志にのみなつたやうだとこの著者がいふ。これはこの著者の臆測ではない。前にあげた通り、北條氏の餘黨が北條時行を奉じて鎌倉に迫つた爲に直義が成良親王を奉じて西に走り、鎌倉には北條時行が入つて據つた。この時高氏は自ら行きて時行を伐たうと請ひ奉つたことはよいとして、それと同時に、征夷大將軍總追捕たらんことを請ひ奉つた。これを以てかれが頼朝の後継者を以て任じてゐた事は明かに證明せらる。この時その事勅許なくして征夷大將軍に任ぜられたのであるが、かれの謀反はこの幕府を開始することの望みが達せられなかつた爲である。かれが護良親王を諷言したのもその征夷大將軍の職に護良親王が居られたから、その地位を奪ふ爲であつた事はいふをまたぬ。

(いつしか越階して四位に叙し、左兵衛督に任ず) これからその抽賞せられた事實をあげる。越階すといふのは規定の順位を経ずして、順位を超えて上階の位に叙せらるること。彼はもと(元應元年に)從五位下、治部大輔であつたが、同

二年に治部大輔を辭し、正慶元年六月八日(即ち光嚴院の時)に從五位上に叙せられてゐたが、後醍醐天皇隱岐から還幸の後、元弘三年六月十二日に從四位下に叙し左兵衛督に任ぜられた。これは正五位下、正五位上の二階を超え三階一時に上つたのである。これ即ち越階である。左兵衛督は左兵衛府の長官である。

(拜賀のさきにやがて從三位して) 拜賀といふのは、叙位任官の際に、その御禮の爲に參内して聖恩を謝する儀禮をいふ。その拜賀を行はぬうちに間もなく又從三位に叙せられたといふのであるが、それは同年八月五日であつて、この日に尊氏の名を賜はつたのである。

(程なく參議從二位までにのぼりぬ) さてその翌年建武元年正月五日に正三位に叙せられ、九月十四日に參議に任ぜられ、建武二年八月三十日に從二位に叙せられた。この從二位は、高氏が征夷大將軍に任ぜられず、憤つて鎌倉に向つた後に彼れを宥めらるる爲に特に遙に叙せられたのであるから、姑く別として見るに、元弘三年六月以前に從五位下であつたものが、建武元年九月十四日には正三位參議までになつてゐる。(即ち一年三ヶ月の間に)これは確に異数の抽賞といはねばならぬ。而して勤王の元勳たる楠木正成は從五位下左衛門尉に止まつたのである。

(三箇國の吏務守職及あまたの郡庄を給はる) ここにいふ三箇國は太平記によると武藏、常陸、下總の三箇國であるが、太平記には守護とのみあつて、吏務は見えぬ。しかし、これはこの書の方が正確である。そこで吏務を賜はるといふことは如何なる事であるか、未だ詳かではないが、多分、國司の管理する事務をも委任せられ、從つて公領から奉る租税をも賜はつたものであらう。あまたの郡庄とある「郡」といふのは國郡の郡ではなくて、たゞ庄園を賜はつた事を文飾していつたものであらう。この時高氏が何程の庄園を賜はつたか明かでないが、官位の異数な點から推せば、やはり他に異なつて多かつたであらう。

(弟直義左馬頭に任じ、從四位に叙す) 直義は嘉暦元年に從五位下兵部大輔に叙任せられてゐたが、元弘三年六月十二日に左馬頭に任ぜられ、同年十月十日に正五位下に叙せられ、建武元年七月九日に從四位下に叙せられた。

(説) 以上は高氏異数の抽賞と、彼の野心とをあげたが、これからその抽賞と彼の野心とにつきて論評せむとするのであるが、先づその抽賞の異常であつた事についての評論を下すが、次下の文章である。
(普頼朝ためしなき勳功有りしかど、高官高位にのぼる事は亂政なり) この論は著者の持論と見ゆる。それは勳功を賞するに官位を以てする事が誤りであるとする意見に基づくのである。この事は下に「上古には勳功あればとて官位を進

むる事はなかりき云々といふ所に行つて明かになる。さて、この文章は稍略してある。こゝは頼朝は昔に例のない勳功があつた事は有つたに相違ないが、その勳功によつて大納言右近衛大将正二位といふやうな高き官高き位にのぼつたのであるが、かやうに勳功があつたからと云つて高官高位に昇るといふことはそれは、正しい政治が行はれたのでなく、政治の亂れであるといふ意である。

(はたしてまた子孫もはやくたえぬるは高官のいたすところかとぞ申し傳へたる) 頼朝の子孫が、二世で滅亡してしまつたといふ事は、その身分にすぎた高官に昇つた爲に、果報が盡きてしまつたのではないかと世に申し傳へてゐるといふのである。

(高氏等は頼朝實朝が時に親族などとして優恕する事もなし、ただ家人の列なりき) これは高氏が源氏の正統ではないといふ事を明かにするのであらう。前に言つたやうに頼朝の後は實朝で終つてその後が絶えた。高氏は前にもあるやうに頼朝の親族にして同時に姻族上の縁もあつたが、きりとして、これを親族であると云ふ事を以て、特別に優待した譯でもなく、ただ家人(即ち家來)の間につらなつてゐたのである。

(實朝公八幡宮に拜賀せし日も地下前駈二十人の中に相加れり) この拜賀の日は上に述べてある。この地下前駈の人名は本書の裏書にある。次にそれをあげる。

今日扈從人々

公卿

權大納言忠信卿 左衛門督實氏卿 三位光盛卿 宰相中將國通卿 刑部卿宗長卿

殿上人

權亮中將信純朝臣 文章博士仲章朝臣 左馬權頭純茂朝臣 囚幡少將高經 伊與少將實雅

伯耆前司師孝 右兵衛佐頼經

地下前駈

右京權大夫義時 修理權大夫維義 甲斐右馬助宗泰 武藏守泰時 駿河右馬助教利 藏人大夫重綱

筑後前司頼時 藤藏人大夫有俊 長井遠江前司親廣 相模守時房 足利武藏前司義氏 丹波藏人大夫忠

國 前右馬助行光 伯耆前司包時 駿河前司季時 信濃藏人大夫行國 相模前司經定 美作藏人大夫

公近 藤勾當頼隆 平均當時盛

(たとひ頼朝が後胤なりとも、今更登用すべしともおぼえず云々) たとひ頼朝が後胤であるとしても、その頼朝の後胤であるといふ事で以て、今更登用すべきものとも思はれない。況んや高氏は百数十年相續いて來た源氏の家來である。

(さしたる大功もなくかくやは抽賞せらるべきとあやしみ申す輩も有りけりとぞ) 高氏の功は上述の如くで、功が無いといふ事ではないが、他に抽んでた功といふ事は出来ぬ。然るにかやうに抽賞せらるることは當を得ない事である。不審に思ふ人々も有つたといふのであるが、早くから高氏の野心を看破してゐられたのは護良親王であつて、屢これを除かうとせられたが、かへつて高氏の奸策にかゝつて害に遭はれたのである。その他にはこの著者親房などもこの奸謀を苦々しく思つてゐた一人であらう。

(説) 以上で抽賞の不當を一往論じたにより、轉じて高氏の非謀に論を進むるのである。

關東の高時、天命すでに極りて、君の御運を開きし事は更に人力と云ひがたし。武士たる輩、いへば、數代の朝敵也。御方にまゐりて其家を失はぬこそあまさへある皇恩なれ。さらに忠を致し、勞を積みてぞ、理運の望をも企て侍るべき。而を天の功を盗みておのれが功と思へり。介子推がいましめも習ひ知る者なきにこそ。かくて高氏が一族ならぬ輩もあまた昇進し、昇殿をゆるさるゝも有りき。されば、或人の申されしは公

「なれ」の下底本「バ」あり「他諸本」によ

家の御世にかへりぬるかと思ひしに、中々猶武士の世に成りぬるとぞ有りし。

(關東の高時天命すてに極りて君の御運を開きし事は更に人力と云ひがたし) これは上に「高時等運命極りにければ云々」といひ、又「時の至り運の極りぬるはかゝる事にこそ不思議にも侍りしものかな」といひ、「すべて百七十餘年の間おほやけの世を一つにしらせ給ふ事絶えにしに、この天皇の御代に掌をかへすよりもやすく一統し給ひぬる事宗廟の御計ひも時節ありけりとぞ天下こぞりて仰ぎ奉りける」と云つてゐることを意味するので、それは神慮に基づくもので人力とはいひ難いといふのである。但し、全く人力が無いとはいはれぬ。護良親王や楠木正成や櫻山茲俊等の獻身的努力がなかつたならば、たとひ天運とはいふともかやうに早くは恢復しなかつたであらう。それ故に全く人の力が關係せぬといふことは公平な意見とは受け取られない。恐らくは、この頃に、到る所にその功に誇る徒輩が多かつたによりて著者が公憤の結果、反動的に出でた論であらう。しかし又全然人力であるといふ事はもとよりいふ事の出来ないのは勿論である。

(武士たる輩いへば數代の朝敵也) ここに武士たる輩といふのは一般的に概論したので、武士の中には承久の亂に勤王したるものも多く、又元亨の頃に王事に死んだものも少くはない。今はそれらをさすのではなく、主として幕府に屬したるものどもをさすのであらう。それらの徒輩は論じつめて行けば、いづれも數代相つづいての朝敵であるといふのである。これは足利も新田もかはりはない事である。

(御方にまゐりて其家を失はぬこそあまざ) ある皇恩なれ 「あまざへある」とは「剩りさへある」といふ語で、餘分に物に加はつてゐることをいふのである。今の語では過分といふに近い。流布本に「あまりある」としたのはさかしらで、古本は皆この通りであるのみならず、それでは意味が通ぜぬ。昨今形勢非なりと見て取つて俄に勤王して、これによつてその家を失はぬといふ事だけでも、餘分に賜はつた皇恩といふべきものであるといふのである。これは眞に然りて、どこまでも北條氏に義理を立てたものは皆滅亡したので、わづか一日の差でも勤王した爲に助かつたものは少くないのである。

(さらに忠を致し勞を積みてぞ理運の望みをも企て侍るべき) 「さらに」は「更めて」といふ意である。即ち一旦歸順したならば家門を存続せらるるといふことが過分の皇恩であるから、それだけで満足すべきもので、若しそれ以上に望む所があるならば、新に忠勤を致し功勞を積み、さてはじめてその望を達せんとすべきである。理運といふのは自然の道理に基づいて導かるる運命といふこと。即ち忠勤を致し、功勞を積み、自然に朝廷から相當の待遇も行はるる譯であるから、さやうにすべきものであるといふ意。

(而を天の功を盗みておのれが功と思へり、介子推がいましめも習ひ知る者なきにこそ) この文は支那春秋時代の晋の臣介子推が事を知らねば明かには分らない。介子推が事は春秋僖公二十四年の左氏傳に見ゆる。その文に曰はく、晋侯賞從亡者、介子推不言祿、祿亦弗及。推曰獻公之子九人、唯君在矣。惠懷無親、外內棄之、天未絕晉、必將有主。主晉祀者非君而誰、天實置之、而二三子以爲己力、不亦誣乎。竊人之財、猶謂之盜、況食天之功、以爲己力乎。下義其罪、上賞其姦、上下相蒙難與處。其母曰、盍亦求之、以死誰對。曰、尤而效之、罪又甚焉。且出怨言、不食其食。其母曰、亦使知之、若何。對曰、言身之文也。身將隱焉、用文之是求顯也。其母曰、能如是乎、與。女偕隱。遂隱而死。

とある。介子推は晋の文公の臣で、文公が國難に居ること十九年。介子推も他の臣と共に功が有つたが、文公が國に入つて君となるに及び、從臣を賞したのに介子推に及ばなかつた。子推は上の文の如くに言つて終に隠れて死んだのである。即ち文公が十九年間も浪々の身で終に國にかへつて君主に立つたのは全く人力ではなく天運の然らしめたる所である。然るに自分らの力がかやうな事が成就しかのやうに翔ふといふことは、これは天の功を盗んで己が功であるとして誣ふるものであるといふのである。即ち、この天皇の一統の天下もいはゆる天の功で人爲では無い。それをば、人々がおのれらの功であると主張してその功を誇らうとするものは所謂天の功を盗むものである。昔の介子推が戒めおいた事蹟をも學び知つてゐる人間が無いのであらうといふのである。

(かくて高氏が一族ならぬ輩もあまた昇進し、昇殿をゆるさるるも有りき) 高氏が一族といふのは直義新田義貞等といふのであるが、高氏の一族ならぬ輩といふのは楠木正成、名和長年、赤松則村、結城親光等の恩賞にあづかつた事をいふのであらう。梅松論に「武家楠、伯耆守、赤松以下山陽、山陰兩道の輩朝恩に誇る事傍若無人ともいつつべし」と

ある。但し武士として昇殿を許されたものは高氏一人であつたらしい。公卿補任を見るに高氏の昇殿を許されたのは元弘三年六月五日の事である。而して、他の武士は足利一族に比すれば昇進の度も遙に低い。たとへば楠木正成は建武元年二月に従五位下に叙せられたのを以てもその一斑を察することが出来る。

(されば或人の申されしは、公家の御世にかへりぬるかと思ひしに、中々猶武士の世に成りぬるとぞ有りし) この或人とはあるは何人であるか、今にしてこれを知ることが出来ないであらうが、身分のある方であつたことは、「ここに「申されし」といふ敬語を用ゐてゐるのでわかるが、それも大納言であつた著者がかやうにいはるる所を以て推せば、大臣以上の人であるに相違ない。その人の仰せられたのは後醍醐天皇の討幕の御企が成就して、天皇親政の古の風に復るのであるであらうかと思つてゐたのに、却つて「中々は「却つて」やはり武士の勢力を振ふ世に成つてしまつたと仰が有つたといふのである。梅松論に「保元平治承より以來武家の沙汰として政務を恣にせしかども、元弘三年の今は天下一統に成しこそめづらしけれ」といひ、又「抑累代愆慮を以、關東を亡されし事は武家を立てらるまじき御爲なり。然るに直義朝臣太守として鎌倉に御座有ければ、東國の輩是に歸服して京都へは應ぜざりしかば、一統の御本意今にをいて更に其益なしと思召ければ、武家より又公家に恨をふくみ奉る輩は頼朝卿のごとく、天下を專にせむ事をいそがしく思へり。故に公家と武家水火の争にて元弘三年も暮にけり」とある。これにて當時の天下の有様を想像することが出来る。

凡政道と云ふ事は所々に注し侍れど、正直慈悲を本として決斷の力あるべき也。これ天照太神の明かなる御教へ也。決斷と云ふにとりてあたまの道あり。一には其人をえらびて官に任ず。官にその人ある時は君は垂拱してまします。されば、本朝にも異朝にも是を治世の本とす。二には國

「力」底本「事」の草體とす。他諸本によ

「えらび」同上

郡を私にせず、分つ所必ず其理のまゝにす。三には功あるをば必ず賞し、罪あるをば必ず罰す。これ善をすゝめ、惡をこらす道也。是に一もたがふを亂政とはいへり。

(凡政道と云ふ事は所々に注し侍れど) これから政道の論に入るのである。この政道論はこゝにいふ如く、これまで所々に論じてある。先づ、天孫降臨の條(八一頁)應神天皇の條の末(一六五頁)嵯峨天皇の條の末(二九六頁)醍醐天皇の條(三五七頁)二條院の條(四六五頁)廢帝の條(五二一頁)後嵯峨院の條(五四二頁)後宇多院(五六八頁)等に見えてゐる。

(正直、慈悲を本として決斷の力あるべき也、これ天照太神の明かなる御教へ也) これは三種の神器について下したまはつたといふ神勅をさすのである。天孫降臨の條に委しく見ゆる。

(決斷と云ふにとりてあたまの道あり) この決斷といふは、ただある事を決定するといふ意味ではなく、智慧の作用として行はるる決斷であつて、物の是非を明らかにして、その正理と信ずるものを斷じて行ひ、不正と認むるものを決して行はぬことをいふのである。さうしてその政治上の決斷といふには多くの道があるといふ。著者はここに次の通り三をあげて説明してゐる。

(一には其人をえらびて官に任ず) 決斷の第一は適任の人を擇びてその官に任ずることである。この事は下になほ詳にしある。列子に曰はく「治國之難在知賢、而不_レ在_二自賢_一と。

(官にその人ある時は君は垂拱してまします) 「垂拱」とは書經の武成篇に「垂拱而天下亂」とあるのに基づくのであるが、垂は衣を垂るゝこと拱は手を拱くこと、何事をもせず、端坐して居ることをいふ。官にその適任の人を任命してその職務を行はしむれば、天下の事は天子の手を勞せずして治まるといふことを云つたのである。(されば、本朝にも異朝にも是を治世の本とす) 異朝といふのはこゝは支那をさす。我國でも支那でも、その適任の人を知

りてそれを官に任ずるといふことを以て世を治むる根本とすといふこと。帝範の求賢篇に曰はく「夫國之匡輔必待忠良一任使得其人天下自治」と。又審官篇に曰はく「夫設官分職所以闡化宣風故明王之任人如巧匠之制木。直者以爲榘、曲者以爲輪、長者以爲棟、短者以爲椽、無曲直長短各有所施。明王之任人亦猶如是也」又曰はく「君擇臣而授官、臣量己而受職、則委任責成、不勞而化。此設官之審也。」

(二)には國郡を私にせず、分つ所必ず其理のまにす。ここに「私」といふは不正不公平なことをいふ。國郡即ち土地を分ち與ふるに、私の愛憎によらずして、道理を基として處置をするをいふのであるが、この時代前後にこの愛憎によつて行はるることが少くなかつた故に、この言があるのであらう。

(三)には功あるをば必ず賞し罪あるをば必ず罰す。史記范雎の上書に曰はく「明主立政有功者不_レ得_レ不_レ賞、有_レ能者不_レ得_レ不_レ官、勞大者其祿厚、功多者其爵尊。能治衆者其官大、故無能者不_レ政當_レ職有_レ能者亦不_レ得_レ蔽隱。云々、語曰庸主賞_レ所_レ愛、而罰_レ所_レ惡。明主則不然。賞必加_レ於_レ有功、刑必罰_レ於_レ有_レ罪。」孝經孔氏傳に曰はく「賞罰明而不_レ可_レ欺、法禁行而不_レ可_レ犯」これは賞罰の嚴明に行はるべきことをいふ。

(これ善をす、め惡をこらす道也) これは上の通り賞罰を明らかにすることは人々をして慈善に進ましめ、惡には懲りてこれを再びせざらしむる道であるといふこと。白虎通諫諍篇に曰はく「賞一善而衆臣勸、罰一惡而衆臣懼。」漢書賈誼傳に曰はく「慶賞以勸善、刑罰以懲惡」又同書韓延壽傳に曰はく「以爲賞罰所以勸善禁惡政之本也」と、これらの意である。

(是に一もたがふを亂政とはいへり) 上にいへる三項は政務の灸所であつて、これに一でも違ふものは即ち亂れた政であるといふ。即ちこれを正しく行へば、其の政治正しくて天下は治まるのである。

(説) 以上は政道の要諦をあげたのであるが、これからは、それを事實の上より説きあかさうとする。先づ上古の例からはじめてゐる。

上古には勳功あれば官位をす、む事なかりき。つねの官位の外に勳

「かたどりの下底本「キ」あり。他諸本によりて削る。」

位と云ふしなをおきて一等より十二等まであり。無位の人なれど、勳功たかくて、一等にあがれば正三位の下、從三位の上につらなるべしとぞみえたる。又本位ある人のこれを兼ねたるも有るべし。官位といへるは、上三公より下諸司の一分に至る、これを内官と云ふ。諸國の守より史生、郡司に至る、これを外官と云ふ。天文にかたどり、地理にとりて、各つかさどる方あれば、其才なくては任用せらるまじきこと也。名與器とは人にかさずとも云ひ、天の工に人其代るとも云ひて、君のみだりにさづくるを謬擧とし、臣のみだりに受くるを尸祿とす。謬擧と尸祿とは國家の破る、階、王業の久しからざる基也とぞ。

▽(上古には勳功あればとて官位をす、む事なかりき) ここに上古といふは、大化以後大寶令の實行せられた藤原奈良二朝及び、平安朝の初期をさすものであらう。何となれば、その以前には官位の制度がなかつたからである。勳位と官位とが上古には別途の取扱であつた事は下に詳にしてあるが、官位は文武官共通の地位であるが、勳位は下にいふやうに主として、軍功あるものに賜はつた名譽の地位である。従つて、軍功あるによつて當時高位高官に進むものが多かつた事が、上古の制には背いてゐるといふことを力説しようとするのが本旨であるらしい。

(つねの官位の外に) 常の官位といふは正一位より少初位下までの普通の位をいふ。これは常設の官職に附随する等級位次であつて、本来は今いふ官等に似た意味のものである。(現今賜はる位階は名目は古代のまゝであるが、性質は違つてゐる) これを文位といつて下にいふ勳位と區別した。

(勳位と云ふしなをきいて一等より十二等まであり) 勳位とはもと武勳のために設けられた位階である。この勳位十二等の事が史に始めて見ゆるは、大寶元年に新令によつて官位の名號を改め制せられた際に見ゆるが、この時の新制であるか、大化の時から在つたものかは明かでない。これが軍陣の勳功によりて賜はるものである事は、軍防令に勳位に關する一切の事務を規定してある事によつても知らるゝ。

(無位の人なれど、勳功たかくて、一等にあがれば正三位の下、從三位の上につらなるべしとぞみえたる) この事は官位令に明に示してある。即ち「諸王諸臣、正一位、從一位太政大臣、正二位從二位左右大臣、正三位大納言、勳一等、從三位、太宰帥、勳二等(以下略)」とある。これは勳一等は正三位に相當し、勳二等は從三位に相當するといふので、その朝廷にての位次は本文にいふ通りであるが、その階級が正三位より卑いといふのではない。さうして、それと、文位との相當は次の通りである。

正三位 勳一等 從三位 勳二等 正四位下 勳三等 從四位下 勳四等 正五位下 勳五等 從五位下 勳六等 正六位下 勳七等 從六位下 勳八等 正七位下 勳九等 從七位下 勳十等 正八位下 勳十一等 從八位下 勳十二等

(又本位ある人のこれを兼ねたるも有るべし) 本位といふのは上にいふつねの官位即ち文位をいふ。即ち官職によりての位階を帯してゐる人が、軍功によりて勳位を賜はりてこれを帯してゐるものも、もとよりあるべきである。その一例は古事記の序に正五位上勳五等太朝臣安萬侶とあり、吉備眞備が惠美押勝の亂を平げた功によつて勳二等を賜はつたなど、古の例は少くない。

(説) 以上は勳位を主として説いたので、軍事によつての勳功はもとより賞せらるべきであるが、それは官位とは別の事であつて、武勳は武勳としてこれを賞し、これと普通の官位とを混同することはよく無いといふ事を明かにしようとするのが本旨であり、これを露骨にいへば、建武中興の武勳によりて、高氏はじめ多くの武士が高位高位に進められたことは政の亂れであるといふ趣旨となることとがらである。但、著者はこれを明言せぬが、上の「亂政といふ」とい

史生は

ふ事に當ることは疑がない。さてこれから常の官位といふものの本質を説く段となる。
(官位といへるは) ここに官位といふことの説明を下さうとするのであるが、それには著者は所謂内官外官の二大別を立てて説明してゐる。

(上三公より下諸司の一分に至る、これを内官と云ふ) 三公は支那の名目であるが、ここは本邦の太政大臣、左右大臣をいふ。この三大臣が太政官の長官で、天皇を輔佐し天下の大政を統理する最高の官職である。諸司といふのは官廳中の最下級の官廳の名目に畫工司、諸陵司、造兵司、正親司、市司(以上のうちに後に改廢せられて名目の改められたものが多い)など司といふ文字を用ゐてある故に最下級の官廳の義に用ゐてある。一分とは史生の別名である。これを一分と名づくる譯は公麻稻(これを出舉即ち貸しつけて、其の利を以て官舎の用度及び、官人の俸にも充つる)を差分するに長官五分、次官四分、判官三分、主典二分、史生一分(以上は内官での規定、諸國太宰府等にて多少率は違ふが、史生の分は計算の基礎と見えていつも一分である。かゝうた點から史生を一分といふやうになつたものである)史生といふは判補の官で、今、書記とか書記生とかいふに似た官職である。内官は京城に在る諸官をいふので、又京官ともいふ。今いふ中央官廳といふに似てゐる。

(諸國の守より史生郡司に至るこれを外官と云ふ) 外官とは内官以外の諸官のことで、今いふ地方官といふやうな意味のものであるが、それには國司郡司又太宰府鎮守府等をもいふ。國司とは諸國の長官を守、次官を介、判官を掾、主典を目といひ、その下の史生に至るまでをいひ、郡司は大領(長官)少領(次官)主政(判官)主帳(主典)をいふ。

(天文にかたどり、地理にとりて、各つかさどる方あれば) これは官制の根本義をいふ。大化以後の官制は大體支那の制度に據られたものであるが、支那での官制にも沿革があるが、その基づく所は主として周官の制度である。周官は天官冢宰、地官司徒、春官宗伯、夏官司馬、秋官司寇、冬官司空の六官を立て、六官の屬又各六十官ありて、すべて三百六十官としてゐる。その上に太師太傅太保の三公あり、三公は天の三台星にかたどるといふ。その下に九牧あり、九の州の牧民の官である。これらに基づいて立てられた官制であるによりてこのやうな説が生ずる。

(其才なくては任用せらるまじきこと也) 支那でも三公の如きは有徳の賢人を登用せられたが、その以下は德行だけではなく、才能をも顧みて適材を適所に任用したのである。

(名と器とは人にかさずとも云ひ) これは春秋左氏傳成公二年に見ゆる語である。曰はく「新築、人仲叔于奚救孫桓子、桓

子是以免。既衛人賞之以邑。辭詩曲軒(諸侯の樂器)、繁纓(諸侯の服飾)以朝、許之。仲尼聞之曰、惜也、不如多與之邑。唯器與名不可假人、君之所司也。名以出信、信以守器、器以藏禮、禮以行義、義以生利、利以平民、政之大節也。若以假人與入政也。政亡則國家從之、弗可止也。已とある。名は名爵で、器は名爵に相當する車(ノリモノ)服(キモノ)である。この二は天子のこれを持ちて臣下を御する所であつて、決してこれを人に假りにも與ふべからざるものである。資治通鑑の首卷の論に曰はく「司馬光曰、夫禮辨貴賤、序親疎、裁群物、制庶事、非名不著、非器不形、名以命之、器以別之。然後上下燦然有倫、此禮之大經也。名器既亡、則禮安得獨在哉。云々」と。この意である。

(天の工に人其代るとも云ひて) これは尙書皋陶謨に「無曠庶官、天工人其代之」とあるによつた語である。この文の意は、庶の官は人が天に代りてその職務を行ふものであるからして、その人に非ざるものが任ぜられたならば、それを官を曠くするといひ、任にあらざしてその官に位するものを天の工を私するといふのである。

(君のみだりにさづくるを謬擧とし、臣のみだりに受くるを尸祿とす) これは文選卷三十七曹子建求自試表に「夫論德而授官者成功之君也。量能而受爵者畢命之臣也。故君無虛授、臣無虛受。虛授謂之謬擧、虛受謂之尸祿。詩之素餐所由作也」といふ文に基づいたものである。謬擧とは文字の通りその任に適せぬものを謬りて登用すること、尸祿とは其職を勉めずして、唯其祿を食むをいふ。

(謬擧と尸祿とは國家の破るる階、王業の久しからざる基也とぞ) これは帝範に「君擇臣而授官、臣量己而受職、則委任責成而化。此設官之審也。斯二者治亂之源也」とあるに同じ心である。

(説) 以上は上古の制、文位勳位の別を立て、官に任ずるに濫ならざりしを説いて治道の根源を説いた。これから中古の實例にうつる。

中古と成りて平將門を追討の賞にて藤原秀郷正四位下に叙し、武藏下野兩國の守を兼す。平貞盛正五位下に叙し、鎮守府將軍に任ず。安陪貞任

奥州をみだりしを源賴義朝臣十二年までにたかひて凱旋の目正四位下に叙し、伊與守に任ず。彼等其功高しといへども、一任四五箇年の職也。これ猶上古の法にはかはれり。

「與」底本「勢」に作る。他諸本によりて改む。底本「職」に作る。他諸本によりて改む。法に「の」に底本脱す。他諸本によりて補ふ。

(中古と成りて) ここに中古といふは延喜天曆から院政以前頃までをさしたるものと思はるる。

(平將門を追討の賞に藤原秀郷正四位下に叙し、武藏下野兩國の守を兼す、平貞盛正五位下に叙し鎮守府將軍に任ず) 將門の事は朱雀天皇の御代の事であるが、秀郷は日本紀略、扶桑略記、百鍊鈔によれば從四位下に叙せられたのである。本書の正四位下に叙せられたといふのは著者の思違ひであらう。下野武藏兩國の守に任ぜられた事は扶桑略記古事談にも見ゆる。貞盛は扶桑略記今昔物語には從五位上に叙せられたとあり、日本紀略には從五位下に叙すとあり、將門記には正五位上とあり、いづれも本書に一致せぬ。いづれが正しいかは未だわからぬ。貞盛の鎮守府將軍に任ぜられた事は日本紀略に見ゆるけれど、將門追討の賞であるか、どうかは史に明記してない。而して以上二人もと六位以下であつたから、名だけ云つてある。

(安陪貞任奥州をみだりしを源賴義朝臣十二年までにたかひて凱旋の目正四位下に叙し伊與守に任ず) この賴義十二年の役の事は後冷泉院の御代の條下に説いてある。賴義は當時、陸奥守鎮守府將軍であつたから賴義朝臣と記してある。(朝臣は四位五位の敬稱)賴義が其の功を賞せられたのは、所謂前九年の役の終に於いての事で、康平六年二月二十七日に正四位下に叙し、伊豫守に任ぜられたのである。

(彼等其功高しといへども、一任四五箇年の職也) 秀郷貞盛賴義等はその功は高く大であるといふとも、四五年を一回の任期とする國守に任ぜられたにすぎぬといふ。國司は滿四年を以て一任とするので、足かけ五年にわたるから「四五箇年の職也」と云つたのである。

(これ猶上古の法にはかはれり) 彼等の功の高いのに國守といふ甚しく高貴ともいはれぬ官職に任ぜられたといふことは功

に比して職が卑いやうにも見ゆるが、それすら上古の勳功あるものには相當の勳位を賜はりて、官職をば、かやうな賞與にはせぬといふ上古の法の精神にはかなはぬことであるといふのである。しかも、この後には一層甚しくみだれて來た。その亂れの著しいのは保元平治の頃からである。それで著者は一步を進めてこれを論ずる。

(説)

「檢」底本「拾」に作る。他諸本によりて改む。「みだり」底本「ミダレ」に作る。他諸本によりて改む。

保元の賞には義朝左馬頭に轉じ、清盛太宰大貳に任ず。此外受領檢非違使になれるもあり。この時やみだりがはしき始と成りにけん。平治より以來、皇威事の外に衰へぬ。清盛天下の權を盗み、太政大臣にあがり、子共大臣大將に成りし上は云ふにたらぬ事にや。されど朝敵になりてやがて滅亡せしかば後の例には引きがたし。頼朝はさらに一身の力にて平氏の亂を平げ、二十餘年の御いきどほりをやすめ奉りし。昔、神武の御時、宇麻志麻見の命の中州をしづめ、皇極の御宇に大織冠の蘇我の一門をほろぼして皇家をまたくせしより後には類なき程の勳功にや。それすら京上の時、大納言大將に任せられしをばかたくなみ申けるを押而な

「かたく」底本

「堅ク」に作る。梅本によりて改む。

「かたく」同上。「やみぬ」の「ミヌ」底本脱よりて補ふ。

「仲」底本「中」とす。他諸本によりて改む。「相續いで」慶安本による。古寫本皆「相續て」とあり。

されにけり。公私のわざはひにや侍りけむ。其子はかれが跡なれば大臣大將に成りてやがてほろびぬ。更に跡と云ふものなし。天意にはたがひけりとみえたり。君もかゝるためしを始めさせ給ひしによりて大功なき者までも皆かゝるべき事と思ひあへり。頼朝は我身かゝればとて、兄弟一族をばかたく押へけるにや。義經五位の檢非違使にてやみぬ。範頼が參川守なりしは頼朝拜賀の日、地下の前駈に召し加へたり。おごる心みえければにや、この兩弟をも終に失ひにき。さならぬ親族も多くほろぼされしはおごりのはしをふせぎて、世をも久しく、家をもしづめんとにや有りけん。先祖經基は近き皇孫なりしかど、承平の亂に征東將軍忠文の朝臣が副將軍としてかれが節度をうく。それより武勇の家となる。其子滿仲より頼信、頼義、義家、相續いで朝家のかためとして久しく召し仕はる。上にも朝威ましく、下にも其分に過ぎずして、家を全くしは

「かねて」底本「兼」に作る。他諸本によ

べりけるにこそ。爲義に至りて亂にくみして誅にふし。義朝又功をたてんとてほろびにき。先祖の本意にそむきけることは疑なし。さればよく先蹤を辨へ、得失を勘へて、身を立て、家を全くするこそかしこき道なれ。愚なる類は、清盛頼朝が昇進をみて、皆あるべき事と思ひ、爲義義朝が逆心をよみして亡びたるゆるをしらず。近比、伏見の御時、源爲頼と云ふをのこ内裏にまゐりて自害したりしが、かねて諸社にたてまつれる箭にも、其日いける箭にも太政大臣源爲頼と書きたりし、いとをかしき事に申すめれど、人の心のみだりになりゆく姿はこれにて推し量るべし。義時などはいかほども有るべくやありけむ。されど、正四位下、左京權大夫にてやみぬ。まして泰時が世と成りては子孫の末をかけてよくおきて置きければにや、滅びしまでも終に高官に昇らず、上下の禮節を亂らず。近く維貞と云ひし者、吹擧に依りて修理大夫になりしをだに

「を」底本「」に作る。他諸本による。

いかがと申しけるが、實に其身もやがて失せ侍りにき。父祖のおきてにたがふは家門を失ふしるし也。

(保元の賞には義朝左馬頭に轉じ、清盛大宰大貳に任ず、此外受領檢非違使になれるもあり) 保元の亂の事は後白河院の御代の條にあり、その際の義朝清盛の軍功の事も同じ條に見ゆるが、この二人の任官の事は、次の天皇二條院の御世平治の亂の原因を説く文の注の中(四六二頁)に述べておいた。「此外受領檢非違使になれるもあり」とあるは檢非違使源義康を藏人に補せられ、源重定が爲朝を捕へた功によつて筑後守に任ぜられた事などが、その著しいものである。(この時やみだりがはしき始と成りにけん) 武士をば、軍功ありといふ事を以て高官に任ぜられたのは保元の亂からであるから著者のこの言があるやうに見ゆるが、單にそれだけで、かやうな事を言つたのではない。下にいふ如く、白河院の時まではやはり任官については嚴重にせられたので、白河院の院政以後即ち崇徳天皇以後にはこの制がゆるみ、終にかやうな風になつたものと思はれる。即ち著者の言は一往當を得るといはねばならぬ。しかし、それもやはり、前代からの積弊の導くところで一朝一夕の故であるまい。要はその積弊は勢の赴く所にまかせてこれを矯正することをせられなかつた爲に一層甚しくなつたのであらう。

(平治より以來皇威事の外に衰へぬ) この事は、上により、著者が慷慨して論じてゐる。

(清盛天下の權を盗み云々 云ふにたらぬ事にや) 清盛の悪業は言ふまでもないといふこと。これも本書に既に論じてある。

(されど朝敵となりてやがて滅亡せしかば後の例には引きがたし) これは極端に惡事を行ひ、それに對して現然たる應報のあつた事であるから、後の例に引いて彼是と論ずるまでも無いといふこと。

(頼朝はさらに一身の力にて平氏の亂を平げ二十餘年の御いきどほりをやすめ奉りし云々、類なき程の勳功にや) この頼朝の功績の論は上、後鳥羽院の條中(五〇七頁)廢帝の條中(五二一頁)後嵯峨院の條中(五四六頁)に述べてある。「二十餘年の御いきどほり」とは平氏の專權した時期のこと。而して著者は、頼朝の平氏を亡した功績をば、神武天皇

○

の時宇麻志麻見の命の大和國をしづめた功績(一〇六頁)皇極天皇の時に鎌足が、蘇我氏の二門を亡して皇室を安泰に置いた事から後には比類すべきものの無い程の勳功であらうと云つてゐる。

(論)

これは若し頼朝の功が神武天皇の中州戴定、皇極天皇の時の鎌足と同一であるといふ精神であるならば、それは褒め過ぎてゐるといはねばならぬが、その以後には比類が無いだけと見ゆるから、まづさうとしておいてもよいと思ふが、しかも平家は専横とはいへ、天位をうかがふといふ事はかつてなかつたのであるから、専横二十年にわたるといふでう、將門の亂を平げたのや、蒙古襲來を反撃したに比してはまさつてゐるかどうか、公平に論ずれば疑はしくないのである。しかし今はこれを論ぜぬ。

(それすら京上の時大納言大將に任せられしをば、かたくなにのみ申けるを押しなされにけり)

この事は後鳥羽院の條中

(五〇九頁)に見ゆる。

(公私のわざはひにや侍りけむ、其子がかれが跡なれば大臣大將に成りてやがてほろびぬ云々)ここに「其子云々」とあるは實朝をさしたのであるが、實朝の事は順徳院の條(五一六頁)に説いてある。さて頼朝が軍功によつて高官高位に上つたと云ふことは朝廷に於いても古の掟に違ふといふ缺點があり、源氏の私にとりても過分の昇進といふ缺點があり、いづれの方面から見ても禍であつたのであらう、その子に至りて大臣大將といふ榮譽の地位に上りてまもなく亡び、その子孫と名づくべきものも更になくなつた。

(天意にはたがひけりとみえたり)以上の事實によりて推すに、頼朝の行動はやはり天意に違つてゐたのであらうと思はる。

(君もかゝるためしを始めさせ給ひしによりて大功なき者までも皆かゝるべき事と思ひあへり)この事の災は源氏に限らず、朝廷におかせられてもかやうな事を始められたによりて、それを先例にとりて、さほどの大功なき者までも皆頼朝のやうに軍功によりて高官高位を賜はるべきものと思ひあふやうになつたといふ。

(頼朝は我身かかればとて兄弟一族をばかたく押へけるにや云々)頼朝は自身高官高位に上つたからとて、兄弟一族には高官高位に上ることを嚴重に禁じたものと見ゆる。頼朝が義仲を亡し平家を平げたのは、主として弟義經頼朝二人の力であるが、その義經は一谷戦の後左衛門少尉に任じ檢非違使に補せられ、從五位下に叙せられた。後平家全滅の後伊豫守に任せられたけれども、頼朝はこれを認めなかつた。頼朝は一谷戦の後に參河守に任じ、從五位下に叙せられた。

た。その範圍を頼朝拜賀の日に地下の前庭に召し加へたといふのであるが、これは建久元年十一月に頼朝が上洛して權大納言兼右近衛大將に任せられた時の事をさしたのであらう。この時は拜賀の際のみでなく、その入洛の行列の際にも先陣の三十一番に參河守(範頼)相模守(大内惟義)里見太郎(義基)と三騎並んでゐる。さて九日に權大納言に任せられ、十一日に石清水八幡宮等に頼朝が參詣する行列の後騎に參河守範頼の名を見、廿二日に右近衛大將に任せられ、十二月に拜賀の爲に仙洞及び内裏に參じた時には前所十人のうちに前參河守範頼の名が見ゆる。以上は東鑑によつたのであるが、本書の言は誤らぬのである。

(おごる心みえければにや、この兩弟をも終に失ひにき)義經頼朝は平家滅亡までは頼朝の股肱であつた。然るに、これらも奢る心が有つたかして頼朝がこれを亡してしまつた。この事は史上に著しい事であるから、委しくいふに及ばぬ。

(さならぬ親族も多くほろぼされしは)頼朝義經以外の親族も多くほろぼされたといふのであるが、それは義仲、行家をはじめ、志太三郎先生義廣なども云つたものであらう。

(おごりのはしをふせきて、世をも久しく家をもしづめんとにや有りけん)頼朝が臣下の驕奢を禁じた事は有名な事であるが、彼は上述のやうにして、親族及び臣下のおごりの端緒を防ぎ、天下をも久しく鎮め、源氏の家をも久しく保たうといふことを考へて、かやうにした事であらう。

(先祖經基は近き皇孫なりしかど、承平の亂に征東將軍忠文の朝臣が副將軍としてかれが節度をうく)源經基は既に述べである通り、清和天皇の御孫で、六孫王といはれた人で、源の氏を賜はつた人である。承平の亂は將門の亂のことであるが、この際の事は朱雀天皇の條中(三六六頁)に述べてある。「節度」の節とはもと支那の古代に使臣に授けて其の身分を保證するしとしたもの名であるが、兵を領するものの指令を節度といふこととなつた。後漢書劉向傳に「初詔令公孫瓚討烏桓受節度」とある。その意味からして、軍事上の指令をいふ。

(それより武勇の家となる)清和源氏と云つて武人の頭目となつたのはこれから始まるのである。

(其子滿仲より頼信、頼義々家相續いて朝家のかためとして久しく召し仕はる)清和源氏の系統は次の通りである。
經基—滿仲—頼信—頼義—義家—義親—爲義—義朝—頼朝
「朝家のかため」とは、武人として朝廷の警護、叛賊の鎮撫として奉仕したことをいふ。即ち、滿仲から義家まで、いづれも武將として代々よくその任をつくした事をいふ。

(上にも朝威まし、下にも其分に過ぎずして家を全くしはべりけるにこそ) 即ち義家までの間は朝廷にも威光まし

まして濫賞などのことなく、下源氏の人々もその分を守り、過分の振舞をせずして、その家を完くして無事にすごし

てきたことをいふ。「こそ」の下に略語がある。たとへば「はべりけるにこそありけれ」などいふべきものであらう。

(爲義に至りて亂にくみして誅にふし、義朝又功をたてんとてほろびにき) 源氏も義家までは無事であつたが、義家の子

義親は謀反によりて誅せられ、その子爲義は保元の亂に上皇方にくみして誅せられ、この事は後白河院の條「四四八

頁」に見ゆる) その子義朝は平治の亂にその家を興さうとして、信頼にくみしてかへつて亡びてしまつた。

(先祖の本意にそむきけることは疑なし) 源氏でも義家までは家を興したが、爲義義朝は上述の有様である。これらは皆

先祖の本意に反對した行動をとつたことは少も疑がなく、従つて、かやうな結果を招いたのも當然である。

(さればよく先蹤を辨へ得失を勘へて身を立て家を全くするこそかしこき道なれ) 「先蹤」とは先に行く人の足あとである

が、ここは古人の行つた實例をさす。即ち、古人の先例をよく辨へ判断し、又その事の是非得失を勘へみて、身を立

つることもし、又己が家をも全くするといふことが、賢い道であるといふ。

(愚なる類は清盛頼朝が昇進をみて、皆あるべき事と思ひ、爲義義朝が逆心をよみして亡びたるゆゑを知らず) これは俗

人はただこれらの人々の昇進のあとをのみ慕ひて、それらの人々の失敗のあとを考へないといふ弊があることを言つ

たのである。

(近比伏見の御時源爲頼と云ふをのこ内裏にまみりて自害したりしが、かねて諸社にたてまつれる前にも其日いける前にも

太政大臣源爲頼と書きたりし、いとをかしき事に申すめれど、人の心のみだりになりゆく姿はこれにて推し量るべし) こ

れは正應三年に在つた事である。増鏡今日の日影の巻に曰はく「同じき三年三月四日五日の頃紫宸殿の獅子、狛犬、中

よりわれたる、驚きおぼして御占あるに、血流るべしとかや申しければ、いかなる事のあるべきにかと、誰もくおぼ

しきわぐに、その九日の夜右近衛の陣よりおそろしげなる武士三四人馬に乗りながら、九重の中へはせ入りて上にのぼ

りて女孀が局の口に立ちてやといふものを見あげたれば、丈高くおそろしげなる男の赤地の錦の鎧直垂にひをどし

の鎧着て、只赤鬼などのやうなるつらつきにて、「御門はいづくに御よるぞ」と問ふ。「夜のおどと」といふれば

「いづくぞ」とまた問ふ。「南殿より東北のすみ」とをしふれば、南さまへ歩みゆく間に、女孀内より参りて權大納言

典侍殿、新内侍殿などにかたる。うへ(天皇)は中宮の御方に渡らせ給ひければ、對の屋へしのびて逃げさせ給ひて春日

殿へ女孀のやうにいと怪しきさまをつくりて入らせ給ふ。内侍劍璽を取りていづ。女孀は玄象鈴鹿とりて逃げけり。

春宮をば中宮の御方の按察殿抱きまゐらせて常磐井殿へかちにて逃ぐ。その程の心の中どもいはむ方なし。この男を

ば淺原のなにかいひけり。辛くして夜のおどと尋ね参りたれども、大かた人なし。中宮の御方の侍の長景政

といふもの、名のり参りて、いみじく戦ひ防ぎければ、疵からぶりなどしてひしめく。かゝる程に二條京極のかがり

やびんごの守とかや、五十餘騎にて馳せ参りて鬨をつくるに、合する聲僅に聞えければ、心やすくして内にまゐる。

御殿どもの格子ひきかなぐりて亂れ入るに、かなはじと思ひて夜のおどとの御しとねのうへにて淺原自害しぬ。云々

とある。又保曆間記には「同三年三月十日、甲斐國小笠原一族ニ源爲頼ト云者アリ。號淺原八郎所領ナントモ得替メ強弓

大力也ケレバ諸國ニテ惡黨狼籍ヲ致ス。イヅクニテモ見合ハン所ニテ可誅由諸國へ觸ラル。難叶ニ依テ如何ナル企

ニヤ有ケン、内裏へ参テ夜半ニ紫宸殿ニ籠ケリ。近キアタリノ武士等責ケレバ父子腹ヲ切了。其時射出シタリケル矢

驗ニ太政大臣源爲頼ト書タリケリ。不思議余哉ト覺ユ」とある。即ち本書にいふ所は浮きたることではない。この人

間は甲斐源氏小笠原の一族で、淺原三郎行信の孫、小三郎頼行の子である。この淺原の所行は何の故ともわからぬが、

爲頼の佩きたる刀が、前參藤原實盛の家には傳はつた鱈尾といふ寶刀であつたので、實盛に嫌疑がかゝり召捕られた

といふことが増鏡に見え、それには龜山上皇が、後嵯峨上皇の遺詔が行はれぬのを憤られてゐた、その事と關係があ

るやうに當時世間で取沙汰したらしいので、上皇驚き給ひ、さやうな事の無い由を關東に仰せ遣されて無事にをさま

つたといふことである。但し淺原の企ては明かには分らぬが、自ら太政大臣某とその矢に銘をつくる程の間であれ

ば、常識で論ずることの出来ぬ愚かなものであつたであらう。

(いとをかしき事に申すめれど、人の心のみだりになりゆく姿はこれにて推し量るべし) かやうに匹夫下藪が太政大臣な

どいふことをその矢に書いてゐるなどは甚だ笑ふべき事であるといふれども申しあふ様ではあるが、しかし人の心

のみだりがはしくなりゆく姿が、かやうな事柄によつて示さるものであるから、それによつてあさましい人心の姿

を推し量るべきである。

(義時などはいかほども有るべくやありけむ、されど正四位下左京權大夫にてやみぬ) 北條義時は鎌倉幕府の實權を手に

し、また天皇上皇をも左右し奉る程の事をした人間であるから、我がまは出來たかも知れず、官位なども、いくらで

も昇進する事が容易く出來たであらうに、かれは正四位下左京權大夫で止まつてその上にはのぼらなんだのである。

(まして泰時と成りては子孫の末をかくてよくおきて置きければ、や滅びしまても終に高官に昇らず、上下の禮節を亂らす) 横暴な義時でも上の通である。まして恭儉を以て名のある泰時となつては、自己一身のことは申すまでもなく、子孫の末々にまでかたく規律を立てておいたからであらう、北條氏が滅びてしまふまでもその子孫は終に高官高位に上ることもなく、又上下の禮節をみだして僭上の振舞をしたものもなかつた。

(近く維貞と云ひし者、吹擧に依りて修理大夫になりしをだにいかかと申しけるが、實に其身もやがて失せ侍りにき) 維貞は北條時政の子時房の後で、大佛宣時の孫で、宗宣の子である。正和四年九月十八日上洛して六波羅の南に居て、京都守護の職をとり、正中三年三月に鎌倉幕府の執事となつた。曾祖父朝直は武藏守正五位下、祖父宣時、及び父宗宣は共に陸奥守從五位下であつたが、維貞は高祖父時房の跡を追うて修理大夫從四位下になつた。これでは大體北條宗家の執事と同格になるから、人々が「いかか」と傾いたのであらう。維貞が、修理大夫に任ぜられたのは明かでは無いが、將軍執權次第によれば、正中元年にはまだ任ぜられてゐない。正中二年には其の名が載せてなく、翌嘉暦元年には修理大夫とあり、嘉暦二年九月七日に年四十二で死んだとある。恐らくは嘉暦元年に任ぜられて翌年死んだのであらう。「吹擧」といふのは人を上に推し薦むることであるが、ここは何人の吹擧であるか明言しては無いが、或は朝廷の朝獎であつたのであらうか。

(父祖のおきてにたがふは家門を失ふしるし也) これは説明するまでもあるまい。

人は昔を忘るる物なれど、天は道を失はざるべし。さらばなど天は正理のままには行はれぬと云ふ事うたがはしけれど、人の善悪は身づからの果報也。世の安からざるは時の災難也。天道も神明もいかにともせぬ事なれど、邪なる者は久しからずしてほろび、みだれたる世も正にかへる

「ほろび」原本なし。他諸本によりて補ふ

「えらび」同上

「の」原本なし。他諸本による

は古今の理也。是をよく辨へしるを稽古と云ふ。昔人をえらび、もちゐられし日は先徳行を盡す。徳行おなじければ、才用あるをもちゐる。才用ひとしければ、勞效あるをとる。又徳義、清慎、公平、恪勤の四善をとるともみえたり。又格條には朝に廝養たれども、夕に公卿に至ると云ふ事の侍るも徳行才用によりて不次にもちゐらるべき心也。寛弘よりあなたには實に才かしくければ、種姓にかゝらず、將相に至る人もあり。寛弘以來は譜第を先として、其中に才もあり、徳も有りて、職に叶ひぬべき人をぞえらばれける。世の末にみだりがはしかるべき事をいましめらるるにや有りけん。七箇國の受領をへて、合格して、公文と云ふ事勤へぬれば、參議に任ずと申しならはしたるを、白河の御時、修理のかみ顯季と云ひし人、院の御めのとの夫にて時のきら並ぶ人なかりしが、此勞を募りて參議を申しけるに、院の仰に、「それも物書きてのうへの事」

「むる」梅本によりて補ふ

と有りければ、理にふしてやみぬ。此人は歌道なども譽ありしかば、物
 かかぬほどの事やはあるべき。又參議になるまじきほどの人にもあらじ
 なれど、和漢の才學のたらぬにぞ有りけん。白川の御代まではよく官を
 もおもくし給ひけりと聞えたり。あまり、譜第をのみとられても賢才の
 いでこぬはしなれば、上古に及び難き事を恨むるやからもあれど、昔の
 ままにては彌みだれぬべければ、譜第を重くせられけるも理也。但才も
 賢く徳もあらはにして、登用せられむに人のそしりあるまじき程の器な
 らば、今とても必ず非重代によるまじき事とぞ覺え侍る。其道にはあら
 で、一旦の勳功など云ふ計に、武家代々の陪臣をあげて高官を授けられ
 むことは朝議のみだりなるのみならず、身の爲もよくつつしむべきこと
 とぞ覺え侍る。もろこしにも漢の高祖はすずるに功臣を大に封じ、公相
 の位をもさづけしかば、果しておごりぬ。おごりぬれば、ほろぼす。仍

「議」底本「誠」とす。他諸本による

「のこり」底本「ノ殘」とす。他諸本による
「今」底本「今」に作る。他諸本による
「えらび」同前

りて後には功臣のこりなく成りにけり。後漢の光武はこのことにこりて、
 功臣に封爵を與へけるも其首たりし鄧禹すら封ぜらるる所四縣にすぎ
 ず。官を任ずるには文吏を求めえらびて功臣をさしおく。これに依りて
 二十八將の家久しく傳はり、昔の功も空しからず、朝には名士多く用ゐ
 られて、曠官のそしりなかりき。彼二十八將の中にも鄧禹と賈復とはそ
 のえらびに預りて官にありき。漢朝の昔だに、文武の才をそなふること
 いとありがたく侍るにこそ。

「えらび」同前

(人は昔を忘るゝ物なれど、天は道を失はざるべし) 人は往々昔を忘れてあらぬ事をも行ふことあるものなれども、天は
 所謂天行健にして、昔も今も同じやうにしてその道を失はぬものであらうといふ意。
 (さらばなど天は正理のままには行はれぬと云ふ事うたがはしけれど) 天がその道を失はぬものとするならば、何故に天
 が正しい道理の通りその道を行はれぬのであるかと云ふ事については人智でははかられぬ點もあり、多少疑はしいとい
 はゞ疑はしいともいはるるやうではあるけれどもといふ意。

(人の善惡は身づからの果報也) 人の身にあらはるる善惡の事は、その人の身から起つた事實を因縁としての應報で、結
 局その原因が本人にあるのである。
 (世の安からざるは時の災難也) これは易にいふ積善積不善云々の考へとは頗る趣の異なつた思想であるが、恐らくは淮
 南にいつてゐるやうな考へ方であらう。その詮言訓の終の邊に「君子爲善不能使福必來、不爲非而不能使禍無」

至。福之至也非其所求、故不伐其功。禍之來也非其所生、故不悔其行。内修極而横禍至者皆天也、非人也」とある。これは道教の思想であつて、禍福はその人の行の善惡と必ずしも一致してあらはるるもので無いといふことで、佛教の因果思想よりは一段の高地を占めてゐる。

(天道も神明もいかにともせぬ事なれど) その人の自ら招く禍とか、時の災難とかいふ事は、天道もこれを左右すること能はず、神明も亦これを變ふることの出来ぬ事ではあるがの意。

(邪なる者は久しからずしてほろび、みだれたる世も正にかへるは古今の理也) この事今更論するまでもあるまい。

(是をよく辨へしるを稽古と云ふ) この古今を通じての道理をよく辨へ知るが、即ち稽古といふものである。稽古のことは後宇多院の條下(五七一頁)に既に述べてあるが、ここはただの學問をいふのでなくて、學問をなす本旨がここにあるといふのである。

(説) 上に「人は昔を忘るゝ云々」といひ、又稽古といふに言及したについて、ここに古昔の政道を論ずる點に及ぶ。

(昔、人をえらびもちあられし日は先德行を盡す、德行おなじければ、才用あるもちある、才用ひとしければ、勞效あるまるとる) ここに「昔」とは藤原朝奈良朝等をさすこと上におなじい。さてここにあげた事は大寶令の選敘令の文である。曰はく「凡應選者皆審察其狀、銓擢之日先盡德行(これは人物を銓衡するには第一に德行ある人を以てその採用の標準とする。德行ないものは、才用があつても候補とはせぬこと、又德行のすぐれたものを先づとることを最初に示してあるのである)德行同取、才用高者(德行の上甲乙なくしていづれを先づ採擢すべきか明かでないときに、はじめてその用ゐるに足る才能の高い者からとる)才用同取、勞效多者(德行も才用も同等である場合には、その公事に奉仕した年功又は功勞の多い方をさきにするといふこと)」

(又徳義、清慎、公平、恪勤の四善をとるともみえたり) これも大寶令の規定であるが、その考課令に、「徳義有聞者爲一善、清慎顯著者爲一善、公平可稱者爲一善、恪勤匪懈者爲一善」とある。これは官人の成績を考察して黜陟を行ふ規定であるが、この四の善の外に各職掌についてその最(最上の成績)を規定してあつて、「最以上有四善爲上上、一最以上有三善、或无最而有四善爲上中云々」といふ詳細な規定がある。徳義は性得高行があつて裁制宜しきに合するをいひ、清慎は清廉潔白で謹慎なるものをいひ、公平は私を去り心を平直に用ゐるをいひ、恪勤は敬みて力を盡すをいふ。

(又格條には朝に簡養たれども、夕に公卿に至ると云ふ事の侍るも) 本朝文粹卷二に載する天長四年六月十三日の太政官符に「且夫王者之用人、唯才是貴、朝爲簡養、夕登公卿」とある文をさしたのである。今傳ふる格は零本でこの官符は見えぬが、本朝文粹の標題には「格」と注してある。當時格は完備してゐたであらう。「簡養」とは烹炊供養の雜役をなすものをいふ。この語の意は上文の如く「王者の人を用ゐるには唯才を賞しとす」といふ意を明かにする爲のたとへである。

(説) 以上は大寶令及び、その以後の制度にして其の精神を失はざるものについて云ふ。以下は一條天皇以來の稍亂れた時代の事をいふ。

(寛弘以來は譜第を先として、其中に才もあり、徳も有りて職に叶ひぬべき人をぞえらばれける) 寛弘は一條天皇の御世の年號、その頃より後は官吏登用の法稍變りて、家柄を第一として、ここに門閥を主とする習慣となり、其の中に才用もあり、德行もあつてその職に適すべき人物を選び任ぜられた。(譜第は元來系圖のことであるが、轉じて家柄の意になり、再轉して代々その官職を世襲する家柄の意になつた) これは既に一變したものである。當時藤原氏の專權時代であつたから自然にかやうな風になつたものと思はる。

(七箇國の受領をへて合格して公文と云ふ事勤へぬれば、參議に任ずと申しならはしたるを) これは參議になる一の道をのべたのであるが、この事は、この同じ著者の職原抄に「任參議有數道、左右大辨并近衛中將有「其才」者、藏人頭、及勘七箇國公文受領等是也」とある、その一道である。即ち「七箇國の公文を勘へたる受領」がここに述べてあるものである。ここにいふ公文とは地方官として自己の後任者の出す解由状をいふ。これは七箇國の國守の任を過失なく、完全につくした事を證明するものである。この七箇國の公文は官職秘抄にもある。曰はく「參議 有七道、藏人頭、大辨、近衛中將、有年勞、左中辨、式部大輔爲帝王師者、七箇國合格受領、散三位等也」とある。されば、鎌倉時代のはじめには七箇國となつてゐたことは明かであるが、今鏡や江家次第には五箇國とある。その江家次第の文は「參議、藏人頭毎度關被任、非參議大辨、近衛中將有年勞者。式部大輔爲侍讀者、五ヶ國舊吏政迹叶格式、散位三位經年勞者」とある。又北山抄には「國司加階事。一箇國從上、三箇國正下、四箇國四位、五箇國從上、七箇國可任三木(參議ノ略書)是常例也」とある。これによれば、やはり古くから七箇國の國司を経て合格すれば參議に任ずる例であつたのである。「合格」とは江家次第に「叶格式」とあると同じ意で、格式の規定に背かず、完全に職責を果したの

公文
七箇國
受領

をいふ。

(白河の御時修理のかみ顯季と云ひし人の御めとの夫にて時のきら並ぶ人なかりしが) 顯季は左大臣藤原魚名の末で隆經の子である。六條鳥丸に邸が在つたによつて家を六條と稱へた。修理大夫正二位までに成り、白河院の御乳母の夫として權勢が在つたのである。

(此勞を募りて參議を申しけるに) 顯季は讃岐、安房、丹波、尾張、伊豫、美作、播磨等の守に歴任した事は公卿補任、尊卑分脈に見ゆる。即ちこの功勞を申し立てて參議に任ぜられむことを望んだものであらう。而して今鏡によれば、三位の時と見ゆるから、堀河天皇の康和六年從三位に敘せられてから後の事であらう。

(院の仰にそれも物書きてのうへの事と有りければ理にふしてやみぬ) この事は今鏡釣りせぬらうの巻に見ゆる。曰はく「人のつかさなどなさせ給ふ事も、よしありてたはやすくもなさせたまはざりけり。六條の修理大夫顯季といひし人世のおぼえありておほせしに、敦光といひし博士の、など殿は宰相にはならせ給はぬぞ。宰相になる道は七つ侍るなり。中に三位におはすめり。又いつ國(五國)治めたる人も成るとこそは見え侍れ、といひければ顯季もさおもひて御氣色とりたりしかば、それも物かくうへの事なり」と仰せられしかば、申すにもおよばでやみにきとぞいはれ侍りける」とある。本書に「物かきてのうへの事」は今鏡の「物かくうへの事」の記憶の違ひであらう。「物かく」とは詩歌文章をつくること又、書道なども汎くいふのであるが、ここは下にも云つてある如く、當時男子の最も嗜むべきとした漢詩漢文をつくる才能をさしたるのである。即ち物かく才能が在りてきてその上に、さやうな功勞があらば參議になりうるであらうといふ意。そこでかやうな仰であつたによつて、道理御尤もなりとして拜承してその望をやめたといふこと。

A
(此人は歌道なごも譽ありしかば、物かゝぬほどの事やはあるべき) 顯季は後拾遺、金葉、詞花、千載、新古今以下代々の勅撰和歌集にその作多く入り、又その家集も傳はり歌人として名のあつた人であり、その子顯輔、僧顯昭等は六條家の歌學者として一世に師表となつたのである。かやうな人であるから物かかぬといふ程の事は實際なかつたであらう。
(又參議になるまじきほどの人にもあらじなれど、和漢の才學のたらぬにぞ有りけん) 又この人の生れも、さほど下蔭でもなく(參議實季の猶子) 又その経歴は上述の通りであり、後に正二位まで陞つた人であつて見れば、參議になることの出来ぬといふ身分ではない。大方和漢の學問が足らぬによつて白河院が上の様に仰せられたのであらう。

(白川の御代まではよく官をもおもしろくし給ひけりと聞えたり) 白河天皇の御代に官に任ずるに十分に清撰せられた事は上の顯季の事でもわかるが、今鏡にはなほ藤原顯隆、大外記師遠などの任官に關しても同様に嚴重の仰せのあつた事を記してある。即ちこの院の御時までかくの如く任官をたやすくはせられなかつたのである。但し、この頃には既に金穀を獻ずるといふ事を以て國司其の他の官に任ぜられたことが行はれたからして、一概には論ぜられぬやうである。但し、それは地方官又その他の微官微職に限つた事で、朝廷の樞要顯貴の官職については上述の如く嚴重に清撰せられた。

(あまり譜第をのみとられても賢才のいてこぬはしなれば) 餘りに門閥家柄をのみ重んじて官に登用せられては、その範圍が狭くて、家柄がよくない中にも賢才があらうが、それらの賢才が、下にもまれて世にあらはれない事になる基であるからといふ意。

(上古に及び難き事を恨むるやからもあれど) されば、かやうな官職任用の方途は上古の大寶令の制度には及ばないといふ事を遺憾に思ふ者もあるがといふ意。

(昔のままにては彌みだれぬべければ、譜第を重くせられけるも理也) 今は人心が亂れてゐるからして、昔のやうに「朝に斯養たれども夕に公卿に至る」といふ採用の法を行はれたならば、いよく人心の混亂が甚しくなるであらうからして、譜第を重くして秩序を保たうとせらるるのも止むを得ぬ道理であるといふこと。

(但才も賢く徳もあらはにして登用せられむに、人のそしりあるまじき程の器ならば今とても必ず非重代によるまじき事とぞ覺え侍る) 上述の如く今は譜第を重くせらるるといふは止むを得ぬが、しかしそれも例外を認めぬといふ事ではない。所謂德行才用が十分にあつて、何人が見ても、明らかにあの人ならば申分が無いといふ程の大人物であるならば、今日とても必ずしも彼人は譜第(重代も同意)に非ざるが故に採用せずといつて斥けるには及ばない事で、さやうな器量の人は採用せられたとて何人も異存を申しさぬであらうと思はる。

(説) 以上は著者が平素抱いてゐる官吏登用についての一般論を述べたのであるが、ここで立ちかへつて再び高氏を登用せられた事に論及する。
(其道にはあらで) 官吏登用の道は、上古は德行才用を主とせられたのであり、中頃は譜第を主として才徳のあるものを次とせられたのであるが、それらの道によらずしてといふ意。即ち高氏が參議になつた事などは參議としての德行才

用があるによつた譯でもなく、又譜第によつた譯でも無いから、かやうに論ずるのであらう。

(一旦の勳功など云ふ計に武家代々の陪臣をあげて高官を授けられむことは朝議のみだりなるのみならず) 軍事上の一時の勳功など云ふだけの事で、参議などいふ高官を授けらるる事は、上に論じた如く、古の文位の外に勳位を設けられた精神にそむき、又官を任ずるには德行才用を主とするといふ規定にもはづれてゐる。而してかやうな事で武家代々の陪臣を以て直ちに公卿の高い地位を與へらるることは譜第を重くするといふ中古の制にも一致しない。しかも、それが、才も賢く徳もあらはで萬人が御尤であるといふ程の器でもないとなれば、さやうな人間にこのやうな高官を授けらるることは、朝廷のとり計ひがみだりであることを示してゐるのであるといはれなければならず、なほそのみならずとの意。

(身の爲もよくつゝしむべきこととぞ覺え侍る) さてその高官に任ぜられた人の身にとつても、慎むべき事であらうと思はるるといふ。即ち源平二氏が其の家を滅したのもみな一時の功に誇つて高位高官に昇つた爲である。さればこのやうなことは高氏自身の爲によくない事であるといふ意。

(説) さて以上は、本朝の古來の制度を説いて、みだりに高官に昇ることの不可を説いたが、次には支那の例を引いてその説を確かに示さうとする。

(もろこしにも漢の高祖はすずるに功臣を大に封じ、公相の位をもさづけしかば、果しておごりぬ。云々) 「すずる」はしまりのないこと。「公相の位」は三公承相の位をいふ。功臣とは蕭何、韓信、張良等であるが、高祖はこれらの臣僚の助力によつて天下を平げたにより、韓信を楚王とし、彭越を梁王とし、英布を淮南王に封じたが、いづれも後に反を謀り自立を企てたからして亡してしまつた。

(後漢の光武はこのことによりて功臣に封爵を與へけるも其育たりし鄧禹すら封ぜらるゝ所四縣にすぎず) これは名高い話である。後漢書列傳卷十二の末にある二十八將の論に曰く「論曰中興二十八將、前世以爲上應二十八宿未之詳也。然威能感會風雲、奮其智勇、稱爲佐命。亦各志能之士也。議者多非光武不以功臣任之職。至使英委茂績委而勿用。然原夫深圖遠算、固將有以焉爾。若乃王道既衰、降及霸德、猶能授受惟庸、勳賢皆序、如管仲、隰朋之選升桓(齊桓公)世、先(先軫)趙(襄)之同列文(晉文公)朝、可謂兼通矣。降自秦漢、世資戰力、至於漢、扶王運皆武人屈起、亦有鬻爵(灌嬰をさす)屠狗(樊噲をさす)輕滑之徒、或崇以連城之賞、或任以阿衡之地、故勢疑則隙生、力侔則亂起。

蕭(何)樊(噲)且猶、縲維、信越終見、蕭(何)不其然乎。自茲以降迄于孝武、宰輔五世莫非公侯。遂使縲維道塞、賢能蔽壅。朝有世及之私、下多抱關之怨、其懷道無聞委身草莽者亦何可勝言。故光武臨前之違、存矯枉之志、雖寇(恂)鄧(禹)之高勳耿(弇)賈(復)之鴻烈、分土不過大縣數四、所加特進朝請而已。觀其治平臨政課職責、將所謂導之以政、齊之以刑者乎。若格之功臣其傷已甚。何者直繩則虧、喪舊恩、擣情則違、廢禁典。選德則功不必厚、舉勞則人或未賢。參任則群心難塞、並列則其敝未遠、不得其校、其勝否即以事相權。故高秩厚禮、允答元功、峻文深憲、成吏職。建武之世侯者百餘、若夫數公者則與參國議、分均休咎。其餘並優以寬科、完其封祿、莫不終以功名。延慶于後。昔留侯以爲、高祖悉用蕭曹故人、而郭伋亦讓南陽多顯、鄭興又戒功臣專任。夫崇恩偏授、易啓私濶之失、至公均被必廣、招賢之路意者不其然乎。」とある。本書の論は主としてこれによつたものであらう。

(鄧禹すら封ぜらるる所四縣にすぎず) 鄧禹は後漢の中興第一の功臣であるが、それすら高密、昌安、夷安、淳子の四縣の地に封ぜられたに過ぎぬ。(支那にては郡の下に縣があるからして縣はわが國の郡のやうな程度の土地區劃である)

(官を任ずるには文吏を求めえらびて功臣をさしおく) この事は上の二十八將論の中に既に論じてゐる。

(二十八將の家) これは所謂二十八將であるが、王莽が漢の王室を亡して自立してから天下亂れ、光武が出て漢を復興した。その時の功臣は必ずしも二十八人に限らぬのであるが、後漢の明帝の永平年中に前世の功臣を追感して二十八將を南宮の雲臺に圖畫せしめたのが、この名稱を確定したものである。その二十八將の名は次の通り、

- | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 鄧禹 | 吳漢 | 賈復 | 耿弇 | 寇恂 | 岑彭 | 馮異 | 朱祐 | 祭遵 | 景丹 |
| 蓋延 | 鮑期 | 耿純 | 臧宮 | 馬武 | 劉隆 | 馬成 | 王梁 | 陳俊 | 杜茂 |
| 傅俊 | 堅鐔 | 王霸 | 任光 | 李忠 | 萬脩 | 邳彤 | 劉植 | | |

(後二十八將の中にも鄧禹と賈復とはそのえらびに預りて官にありき) 後漢書賈復傳に曰く「是時列侯唯高密、固始、膠東三侯與公卿參議國家大事。高密侯は鄧禹であり、固始侯は李通であり、膠東侯は賈復である。この三人はいづれも中興の功臣であるが、李通は二十八將のうちに入らないから、二十八將の中では鄧禹賈復の二人だけが、國務に參與したのである。

(漢朝の昔だに文武の才をそなふることとありがたく侍るにこそ) 文武の二道をかぬることは、よほどの人でなければ出来ぬことは、昔の漢の實例で見てもわかるといふのである。

(説) 以上は政要の一たる「その人を選びて官に任ず」といふ事についての委細の説明である。これから次の二件たる「國郡を私にせず分つ所必ずその理のまゝにす」といふ事と、「功あるをば必ず賞し、罪あるをば必ず罰す」といふ事とについて論ずるのである。

「やす」底本
「安」に作る
他諸本による

次に功田と云ふ事は昔は功の品に隨ひて大上中下の四の功を立て田をあ
かち給ひき。其數皆さだまれり。大功は世々にたえず、其下つかたは或
は三世に傳へ、孫子に傳へ、身にとゞまるもあり。天下を治むと云ふ事
は國郡を專にせずして、其事となく不輸の地を立てらるる事のなかりし
にこそ。國に守あり、郡に領あり。一國の内みな國命の下にてをさめし
故に背く民なし。かくて國司の行迹を勤へて賞罰ありしかば、天下の事
掌を指して行ひやすかりき。其中に諸院諸宮に御封あり、親王大臣も亦
如此。其外官田、職田とてあるも皆官符を給りて、其所の正税をうくる
ばかりにて、國は皆國司の吏務なるべし。但、大功の者ぞ今の庄園など
とて傳ふるが如く、國にいろはれずして傳へける。中古と成りて庄園多

「の」底本「ク」
とす。他諸本
による。

く立てられ、不輸の所出來しより亂國とはなれり。上古にはこの法よく
堅かりければにや、推古天皇の御時蘇我の大臣わが封戸を分けて寺によ
せんと奏せしを終にゆるされず。光仁天皇は永く神社佛寺に寄せられし
地をも永の字は一代に限るべしとあり。後三條院の御世こそ此費をきか
せ給ひて、記録所をおかれて、國々の庄公の文書を召して多く停廢せら
れしかど、白河鳥羽の御時より新立の地彌多く成りて國司する所百分が
一に成りぬ。後さまには國司、任に趣くことさへ無くて、其人にもあら
ぬ眼代をさして國ををさめしかば、争か亂國とならざらむ。況や文治の
始、國に守護職を補し、庄園郷保に地頭をおかれしよりこの方は更に古
の姿と云ふ事なし。政道を行はるる道盡たえはてにき。適一統の世に歸
りぬれば、このたびぞ、古き費をも改められぬべかりしかど、それまで
は剩の事也。今は本所の領と云ひし所々さへ皆勳功に混ぜられて累家も

「をさまらむ」
同前。
二の「として」
底本「トテ」に
作る。他諸本
による。

ほとく其名ばかりに成りぬるもあり。これ皆功にほこれる輩君をおとし奉るに依りて、皇威もいとどかろくなるかとみえたり。かかれば、其功なしといへども、古より勢ある輩をなづけらんために、或は本領也とて給はるもあり、或は近境也とて望むもあり。闕所をもて行はるるにたらざれば、國郡に付きたりし地若は諸家相傳の領までも競ひ申しけりとぞ。をさまらむとして彌亂れ、やすからんとしてますますあやふくなりける。末世の至りこそ實にかなしく侍れ。

(次に功田と云ふ事は、昔は功の品に隨ひて大上中下の四の功を立て田をあかち給ひき) 功田といふは國家に勳功あるものに其の賞として與へらるゝ田であるが、この事は大寶令の田令に其の規定が見ゆる。それには大功田、上功田、中功田、下功田の區別がある。「あかち」とは古語で「わかち」といふと同じい。而してそれを賜はつた人はその田より輸する租を得るだけである。

(其數皆さまざまあり) 功田の數の規定は現存の史乘には見えぬ。古來の内規があつたのであらう。

(大功は世々にたえず、其下つかたは或は三世に傳へ、孫子に傳へ、身にとどまるもあり) 田令によるに、「凡功田、大功世世不絶、上功傳三世、中功傳二世、下功傳一世」とある。それ故に、「ここにその人一身にとどまる」とあるのは誤りであり、下功でも子には傳へられ、その子までで恩賜の義が止まるのである。功田を賜はつた例は大寶三年に大寶令を定めた功により下毛野朝臣古磨に功田二十町を賜はり、延暦十七年に和氣清磨に功田二十町を賜はり、子孫に傳

へしめられた事があり、又平將門追討の賞として藤原秀郷に功田を賜はり永く子孫に傳へしめられ、又平清盛、源頼朝なども大功田を賜はつた。

(天下を治むと云ふ事は、國郡を專にせずして) 「國郡を專にせず」とは國郡を勝手次第に分ち與ふるといふやうな事をせぬをいふ。

(其事となく) この語は明かにそれと一々ことわるやうな事はせずして而も暗黙の間に一定の方針をとりて動かぬをいふ。(不輸の地を立てらるることのなかりしにこそ) 大寶令以來の田制に輸租田、輸地子田、不輸租田の別がある。輸租田といふは位田、職田、功田、口分田、墾田の類で、租を官に納め、其餘を己が所得とする。輸地子田といふのは、公田、没官田、逃亡除籍口分田の類で、一年を限つて官よりその田を貸し與へその地子を徵するをいふ。不輸租田とは神田、寺田、勅旨田、公廩田の類で、租も地子も官に納めず、獲る所を盡くとするのである。即ち功田とて賜はる所も、やはり輸租田の一種で、不輸の地ではない。不輸の地とは官に租税を納むる義務を課せられない土地で、上述の不輸租田又後世發達した莊園の如きをいふ。

(國に守あり、郡に領あり) 國郡にはいづれも地方官がある。國の長官を守といひ、郡の長官を大領といふ。
(一國の内みな國命の下にてをさまし故に背く民なし) 國々はすべてその國司の命令の下にて治めたから、それに順はぬ人民は無かつたのである。

(かくて國司の行迹を勤へて賞罰ありしかば、天下の事掌を指して行ひやすかりき) 國司の行迹は一方考課令の規定により、一方は勅解由使によりて嚴重に考察せられた。考課令に曰はく「強濟諸事肅清所部爲國司之策」とあり、又「凡國郡司撫育有方、戸口增益者」をば、その成迹によりて、考を進められ、「若撫育乖方、戸口減損者」は又その如何によりて等を降され、更に又「其勸課田農能使農殖者」も亦考を進められ、これに反するものは降さる。又國司解任の際、後任より事務滯滞なかりし由の解由状をとりてこれを朝に進むれば、勅解由使これを審査し功過を明かにするのである。さやうにして賞罰黜陟を行はれたからして、天下の政事は手のひらを指して見る如く行ひ易くあつたのである。

(其中に諸院諸宮に御封あり) 諸院とは太上天皇を院と申し上げ、又皇太后をば太上天皇に準じて女院と申し上げた、その院女院を一括して諸院といふ。諸宮とは中宮、皇后宮、皇太后宮等の宮々をいふ。今皇族を申し奉る宮といふ意味と

は違ふ。御封とは正しくは食封といひ、その品は戸數によりて計算せらるる故に封戸ともいふ。院宮の御封であるに
よりて御封といふ。院女院の御封、中宮三宮の御封は其の時の宜しきによりて定めらるること、令に規定はみえぬ。
すべて食封の地は神田、寺田、口分田、功田等相錯りて輸租あり不輸租あるが、その封主はその租のみを得るのであ
り、その各戸より出す調をも得るのである。

(親王大臣も亦如此) 親王にも大臣にも食封があるをいふ。祿令に曰はく、「凡食封者一品八百戸、二品六百戸、三品四百
戸、四品三百戸、内親王減半」とある。これは親王の食封の規定である。大臣以下に對して同じく上文のつゞきに曰
はく「太政大臣三千戸、左右大臣二千戸、大納言三百戸」即ち中納言以下には食封を給せられぬのである。又曰はく
「正一位三百戸、從一位二百六十戸、正二位二百戸、從二位一百七十戸、正三位一百卅戸、從三位一百戸」而して四
位以下には食封を給せられぬのである。

(其外官田職田とてあるも) 官田は古の「みた」で天皇の供御田であるから、ここにいふ所のものではない。この官田
は位田の誤であらう。位田は品位ある親王及び、五位以上の諸王諸臣に品位の差によりて賜ふ田である。田令に「凡
位田、一品八十町、二品六十町、三品五十町、四品四十町、正一位八十町、從一位七十町、正二位六十町、從二位
五十四町、正三位四十町、從三位卅四町、正四位廿四町、從四位廿町、正五位十二町、從五位八町女御三分之一」とある。
職田とはその官職によつて給する田であるが、これを賜ふ者は内官では太政大臣、左右大臣、大納言及び、諸道の博
士、直講、坊令で、外官では太宰府諸國の長官から史生までに給せらるる。その數は太政大臣は四十町、左右大臣は
卅町、大納言は廿町等である。

(皆官符を給りて其所の正税をうくるばかりにて國は皆國司の吏務たるべし) 御封も位田、職田、功田いづれも、太政官
符(太政官の命令書)を賜はりてこれを證としてその所の正税即ち(田から出す租米)を受くるだけに止まつて、國
土の支配權はもとより國家にあれば國司の吏務として、それらの事を掌つたのである。要するに上の食封位田職田功
田すべて經濟上の事で統治の權力にまでは關係しないのである。

(但大功の者ぞ今の庄園などとして傳ふるが如く國にいろはれずして傳へたり) 「いろはれず」とは干渉を受けぬことをいふ。
大功は上にいふ通り、子孫に世々傳ふるものであるからして、その經濟上の事項については全く國司の干渉を受
くことはないやうに思はるるが、しかし、その土地の支配權をもつてゐるのでなくして、租税を收納する權だけで

あるからして國司の支配を受けることは當然にして又必然の事である。本書の説は少しく誤つてゐると思はる。
(中古と成りて庄園多く立てられ、不輸の所出來しより亂國とはなれり) 大化の改新は主として不輸租の地を立てないと
いふ方針であつたらしいが、後自然に莊園といふものが出來した。莊園は字義からいへば、田莊と園地とである。田
を外に有するものは收穫等の爲に其の地に屋舎を置く必要がある。この屋舎が田莊である。園地は桑漆等を植うる爲
に各戸に給せらるるもので、その戸口が絶えぬ限り子孫に傳ふことを令に許してある。そこで、その莊園をば私有
不輸の地の名目にかりて禁を犯したのが後世いふ莊園のはじまりであらう。この事はいつ頃より起つたか明確にはわ
からぬが、醍醐天皇の延喜二年に太政官符を以て、新立の莊園を禁ぜられた事があるが、その頃に既に弊を生じた事
と思はる。花山天皇の時またこれを禁ぜられた事があるが、これはその弊の段々烈しくなつた事を告ぐるものであ
る。かやうにして莊園が多く立てられ、租税を公に納めぬ地が多く生じたのであるが、この事からして日本國は亂れ
たのである。

(上古には、この法よく堅かりければにや推古天皇の御時、蘇我の大臣わが封戸を分けて寺によせんと妻せしを終にゆる
されず) 多くの莊園の中には自己の封戸とか功田とかを神社佛寺に寄附して莊園としたものもあり、中には名義上寄附
してなほもとの持主がその實權を握り、これによりて公の支配を脱せうと企てたものもあつたが、かやうな方法を
行ふことは上古には全く難かつたものと思はるるといふのであるが、これは全く著者のいふ通りである。但し、推古天
皇の御時に蘇我の馬子が、わが封戸を分けて寺によせんと奏したといふ事は史乘に所見が無い。これは或は日本紀推
古天皇三十二年冬十月の條に馬子が奏請して「葛城縣者元臣之本居也、故因_レ其縣_レ爲_レ姓名_レ是以_レ冀_レ之常得_レ其縣_レ、以_レ欲_レ
臣之封縣。」と願ひ奉つたが天皇が許されなかつた事が委しく出てゐるが、それを誤り傳へたのでなからうか。

(光仁天皇は永く神社佛寺に寄せられし地をも永の家は一代に限るべしとあり) この事は續日本紀に見ゆる。寶龜十一年
六月の條に曰はく「勅、封一百戸永施_レ秋篠寺。其權入_レ食封_レ限立_レ令條。比年所_レ行甚違_レ先典。天長地久帝者代製_レ物天
下物非_レ一人用。然緣_レ有所念永入_レ件封。今謂_レ永者是一代耳。自今以後立爲_レ恒例。前後所_レ施一准_レ於此。」と。かやう
にして「永く」といふは寄附せられた人の一代限りで、その後には及ばないといふことに規定せられたのである。

(後三條院の御世こそ此費をきかせ給ひて記録所をおかれて國々の庄公の文書を召して多く停廢せられしかど) 後三條天
皇の記録所をおかれた事は上に述べてある。(四一七頁) この記録所は記録莊園券契所とも莊園記録所とも云つて、莊

園の券契の是非を勘決して記録する役所である。「庄公」とは庄園と公田とにして、公田とは莊園以外國司の管轄に屬する田地を總稱する。即ち國々の庄園又公田に屬する文書を召し寄せて、仔細に調査して、多くの不當の莊園を停廢せられたことをいふ。

(白河鳥羽の御時より新立の地彌多く成りて國司する所百分が一に成りぬ) この御時に庄園を新に立てられた事の多いことは既に述べてある。かやうにして公領は日に減じて國司の治むる所百分一になつたといふ。

(國司任に趣くことさへ無くて、其人にもあらぬ眼代をさして國ををさめしめしかば争か亂國とならざらむ) 眼代又目代ともいふ、國司の代官にしてその人の耳目に代る意。「其人にもあらぬ」とはその人柄でもないの意。かやうに國司の治むる所も少くなつたからして、後々には然るべき人物でもない如何はしい人間を眼代と名づけて、その國に差し下して國を治めたから、亂國となるのが當然である。亂國とならぬ管がないといふ意。これは國政をば一種の請負の如くにしたので、亂政の甚しいものである。(つまらぬ人間が目代になつた話は今昔物語などに見ゆる。)

(況や文治の始、國に守護職を補し 庄園郷保に地頭をおかれしよりこの方は更に古の姿と云ふ事なし) この事は後鳥羽院の條に述べてあるが、かやうになつては國司といふものは全く無用の物のやうになり、天下には公領といふべき地が殆どなくなつて、古の姿といふものは更になくなつてしまつた。

(政道を行はるる道盡たえはてにぎ) 君は官を任じ、それによつて地方をも治めらるるものであるに、上のやうになりては、政治を行はるる方法が、無くなつてしまつたのであるから、帝王の統治といふ事は行はれなくなつてしまつた。

(説) 以上は古から當時までの土地制度地方政治の有様を述べて、國郡につきての上の説につぎの意見を敷衍したのであるが、これからは建武中興の政治に論及する。

(適一統の世に歸りぬれば、このたびぞ、古き費をも改められぬべかりしかど、それまでは剩の事也) 今後醍醐天皇の御代にたまふ、天下一統して天皇親政の世に復つたのであるからして、今度は古來の弊政をも改めて、古の正しい政道に復してしまはるべきであつたけれど、そこまで望んだのは餘り望みすぎた事であつた。即ち實際はそこまで徹底した政治が行はれなかつたことをいふ。

(今は本所の領と云ひし所々へ皆勤功に混ぜられて累家もほと／＼其名ばかりに成りぬるもあり) 莊園には幾重にも所有権が行はれてあるやうに見ゆる。公卿豪民等にしてこれを領してゐるものを領家又は領主といひ、更にその上に在りて、その租入を受くるものを本家又は本所といふ。その本家又は本所は主として、院宮攝關であつて、その莊園に對しての一切の權力を掌握してゐるのである。これらの關係は「本家御教書領家御下知之狀進候」といふ文句のある文書(京都革島文書、正和元年十一月十九日の預狀など)に見ゆる。本所と領家とを一にする説もあるが誤であらう。今は本所の領といつた所々までが、皆勤功の賞としてその方に與へられ、累代の名家も、經濟の基礎を奪はれて殆どその名ばかりに成つてしまつたものもあるといふこと。

(これ皆功にほこれる輩君をおとし奉るに依りて皇威もいとどかるくなるかとみえたり) 「君をおとし奉る」は君を輕んじあたどり奉ること。

(かゝれば其功なしといへども、古より勢ある輩をなつけれんために、或は本領也とて給はるもあり、或は近境也とて望むもあり) 古から勢力あるものを懷けられむが爲には、さほどの功がなくとも何とかかかとか名目をつけて土地を與へたまうたものもある。これは高氏の如き輩を主としていふ。さてその口實は或は本の領地であるとか、或は自分の住所に近い場所であるとか云つて望むと、それに對して賜はるといふのである。

(關所をもて行はるるにたらざれば) 關所といふのは官に沒收せられた地所をいふ。ここには北條氏及びその一黨の所領の沒官せられたものを主としてさすのであらう。それらを以て、今の所望の者に下賜せらるるに不足であるによつての意。

(國郡に付きたりし地、若くは諸家相傳の領までも競ひ申しけりとぞ) 國郡に付きたりし地とは國司郡司の支配すべき公領の土地をいふ。諸家とは院宮攝關等の諸の本家をいふ。これらをも與へられむことを要望したといふ。

(をさまらむとして彌亂れ やすからんとします) あやふくなりける末世の至リこそ實にかなしく侍れ) 梅松論に「爰に京都の聖斷を聞奉るに記録所決斷所をおかるといへども近臣臨時に内奏を経て非義を申斷間論言朝に變じ暮に改りしほどに、諸人の浮沈掌を返すが如し。」といひ、又建武年間記に載する二條河原落書といふものの中に「俄大名迷者、安堵恩賞虛軍、本領ハナルル訴訟人、文書入タル細葛、追從譏人禪律僧、下克上スル成出者、器用ノ堪否沙汰モナク、モルル人ナキ決斷所」といひ、「朝ニ牛馬ヲ飼ナガラ、夕ニ變アル功臣ハ、左右ニ及ハヌ事ソカシ、サセル忠功ナケレトモ、過分ノ昇進スルモアリ、定テ損ソアルラント仰テ信ヲトルハカリ、天下一統メツラシヤ」とある。これらいづれも時世の姿の一端を示したものと見らるる。

(説) ここに當時の人心の險惡になつてゐたことにつれて、それを誡め、その反省をうながさむが爲に、次に臣下の道を論ずる。その文は痛切直ちに肺腑に迫り、熱烈ことに賊子の膽を奪ふに足るものである。本書中最も熾烈なる熱誠を披瀝せる大文章である。

「いたし」底本
「至し」とす
他諸本による

「いたす」同前

凡王土にはらまれて忠をいたし、命を捨つるは人臣の道なり。必ず、これを身の高名と思ふべきにあらず、しかれども後の人をはげまし、其跡をあはれみて賞せらるるは君の御政也。下として競ひ諍ひ申すべきにはあらぬにや。ましてさせる功なくして過分の望をいたす事みづからあやぶむるはしなれど、前車の轍をみることは實に有りがたき習也けむかし。

(凡王土にはらまれて忠をいたし、命を捨つるは人臣の道なり) 王土は帝王のしるしめす土地をいふ。人はこの王土に孕まれて生れ出でたるものである。その人間が君に忠を致し命を捨つるは、これは人臣として當然の道をつくしたまでの事である。

(必ずこれを身の高名と思ふべきにあらず) 王事に力を盡すは當然の本務を遂行しただけの事で、身の高名手柄と思ふべきではないといふこと。これは千古の金言である。
(しかれども、後の人をはげまし其跡をあはれみて賞せらるるは君の御政也) 王事に身命を抛つは臣子の本分で當然の事

ではあるが、しかし、後の世の人を奨励し、又その子孫をあはれみて賞せらるることは、それは君の行はるる政といふものである。

(下として競ひ諍ひ申すべきにはあらぬにや)

これは當然の事である。臣子が國家の爲に身命を投出してはたらくのは當然の事であつて、それを一々申し立てて、賞を競ひ望み、功を諍つて申し立つるが如きことはあるべき事ではない。
(ましてさせる功なくして過分の望をいたす事みづからあやぶむるはしなれど) 相應の功勞を立てたとしても自ら競望すべきでないのに、ましてさほどの功もなくして身分にすぎた望をする事は、かへつて己が身を危くする基であるけれども、もといふ意。

(前車の轍をみる事は實に有りがたき習也けむかし)

轍は車の輪の迹をさすが、「アト」とよむがよい。前車の轍をみるといふ事は漢書の賈誼傳に「前車覆後車誡、秦世所以亟絶者其轍迹可見。然而不避、是後車又將覆也」とあるのによつた語で、前に行く車の覆つた轍の迹を見て、後に行く車が警戒すべきであるが、さやうに古人の行迹をかんがみて我が身を顧み、その失敗の二の舞をせない様にするといふ事は、實地には行ひ難い事であるのであらうといふこと。

中古までは人のさのみ豪強なるをば誡められき。豪強に成りぬれば、必ずおごる心あり。果して身を亡し、家を失ふためしあれば、誡めらるるも理也。鳥羽院の御代にや、諸國の武士の源平の家に屬することを止むべしと云ふ制符度々有りき。源平久しく武を執りて仕へしかども、事ある時は宣旨を給はりて諸國の兵を召し具しけるに、近代と成りて、やがて肩を入るる族多くなりしに依りて、此制符は下されき。果して今まで

の亂世の基なれば、云ふかひなき事に成りにけり。

〔中古までは人のさのみ豪強なるをば誠められき〕「中古」は先にもいふ通り平安遷都以後一條天皇の頃までをさしたものであらう。「豪強」とは権勢のあり、武力をもつてゐること。その中古までは人々が豪強になることをば誠められたといふ。これは一方には権力の下にうつらむことを防ぎ、一方には勢力の一方にかたよることをも防がれたのであらう。
〔豪強に成りぬれば、必ずおごる心あり〕これはいふまでもなく、かくなり易いものである。
〔果して身を亡し家を失ふためしあれば誠めらるるも理也〕これは多くの叛臣に常に見ることである。それ故に、豪強にならぬやうに誠めらるるも尤な譯である。

〔鳥羽院の御代にや諸國の武士の源平の家に屬することを止むべしと云ふ制符度々有りき〕鳥羽院の御代に此の禁令が在つたといふことは未だ所見が無い。堀河天皇の寛治五年六月十二日「給宣旨於五畿七道停止前陸奥守源義家隨兵入京並諸國百姓以田畠公驗好寄義家朝臣事」といふことが百鍊鈔に見え、翌六年五月五日に義家の構へ立てた諸國の莊園を停止せしむる由の宣旨を更に下された事を後二條師通記に載せてある。これらは諸國の住人が、その所有の莊園等を義家に寄附してその家人となるといふ事が盛んに行はれた事を反證するのであるが、恐らくはかやうな事をさしたのであらう。而してここには堀河天皇の御代の事は少しも言はないで、次の御代の鳥羽天皇の御代と明言し、又度々制符が在つたとあるから、勿論上述の事以外にその事實が存したので、著者が決して勝手に言つたのではなからう。たゞ、今、その史料が傳はらぬ爲に明かにはわからぬのであらう。

〔源平久しく武を執りて仕へしかども、事ある時は宣旨を給はりて諸國の兵を召し具しけるに〕さて上の如き制符を下された譯は、昔から源氏も平家も久しく武人として奉仕して居たが、それも平素、兵を養うてゐた譯でもなく、又勝手に兵を集めた譯でもなく、一朝事ありて兵を動かす必要の在つた時に、その度毎に宣旨即ち勅命を下し賜はり、その旨によりて諸國の兵を召しつれて、戦争にも出かけたのであつたのといふ意。
〔近代と成りて、やがて肩を入る、族多くなりしに依りて此制符は下されき〕然るに近代になつては宣旨にもよらず、私に勝手に源平二氏に肩を入る（方人をすること、味方となること）者が多くなり、武士といふ一社會の生じた基である。のである。即ち、これが、源平二氏の家人とか郎等とかいふものが多くなり、武士といふ一社會の生じた基である。

〔果して今までの亂世の基なれば、云ふかひなき事に成りにけり〕源平二氏に武士が屬して、その家人になり、武門といふものが生じた爲に、保元平治以後近世までの亂世といふものがあらはれたのであることはいふまでもない。

「給へ」底本「給り」とあれど、誤ならむ。他寫本「給」一字に作る。慶安本によりてよむ。

「出で来る」底本「出来」に作る。梅青諸本によりてよむ。

「頼」底本「頼」とす。梅青二本による。

此比のことわざには一たび軍にかけあひ、或は家子郎從節にしぬる類あれば我功におきては日本國を給へ若は半國を給ひてもたるべからずなど申すめる。實にさまで思ふ事はあらじなれど、やがてこれよりみだるるはしともなり、又朝威のかるくしきも推しはからるるものなり。言語は君子の樞機なりといへり。白地にも君をないがしろにし、人におこることはあるべからぬことにこそ。先に注し侍りし如く、堅氷は霜を踏むよりいたる習なれば、亂臣賊子と云ふものは其始心ことばをつつしまざるより出で来るなり。世の中のおとろふると申すは日月の光のかはるにもあらず、草木の色のあらたまるにもあらず。人の心の悪しくなり行くを末世とはいへるにや。昔許由と云ふ人は帝堯の國を傳へんと有りしを聞きて潁川に耳を洗ひき。巢父は是を聞きてこの水をだにきたなかり

「あさまし」底本「淺猿」に作る。他諸本によりて改む。

「願みざらむ」底本「願ラム」に作る。他諸本による。

てわたらず。其人の五臟六腑のかはれるにはあらじ。よく思ひならはせる故にこそあらめ。猶行末の人の心思ひやるこそあさましけれ。大方おのれ一身は恩にほこるとも、万人の恨を残すべきことをば、などか顧みざらむ。君は万姓の主にてましますば、限ある地をもちて、限なき人にわかたせ給はむことはおしてもはかり奉るべし。若、一國づつのぞむならば六十六人にてふさがりなむ。一郡づつと云ふとも、日本は五百九十郡こそあれ、五百九十四人は悦ぶとも、千万の人はよろこばじ。況んや、日本の半を心ざし皆ながらのぞまば、帝王はいづくをしらせ給ふべきにか。かかる心の萌して、ことばにも出で、面にはづる色のなきを謀反の始と云ふべき也。昔の將門は比叡山に登りて大内を遠見して、謀反を思ひ企てけるもかかる類にや侍りけむ。昔は人の正しくておのづから將門に見もこり、聞もこり侍りけむ。今は人々の心かくのみ成りにたれば、

「せ」底本脱す。他諸本によりて補ふ。

「給はり」底本「給」一字とす。梅本による。

此世はよくおとろへたるにや。漢の高祖の天下をとりしは蕭何、張良、韓信が力也。これを三傑と云ふ。万人に勝れたるを傑と云ふとぞ。中にも張良は高祖の師として、はかりごとを帷帳の中にくぐらして勝つ事を千里の外に決するはこの人なりとの給ひしかど、張良はおごることなくして留といひてすこしきなる所をのぞみて封ぜられにけり。あらゆる功臣多く亡びしかど、張良は身を全くしたりき。近き代の事ぞかし。頼朝の時までも文治の比にや、奥の泰衡を追討せしに、みづから向ふ事ありしに、平重忠が先陣にて其功すぐれたりければ、五十四郡の中、いづくをもものぞむべかりけるに、長岡の郡とてきはめたる小所をのぞみ給はりけるとぞ。これは人にひろく賞をも行はしめむがためにや、かしこかりけるをのこにこそ。又直實と云ひける者に一所をあたまふ下文に日本第一の剛の者也と書いて給ひてけり。一とせ彼下文をもちて奏聞する

「と」底本によりて補ふ

「國」字底本によりて補ふ
「儀」底本によりて改む

人の有りけるに、褒美の詞の甚しさに與へたる所のすくなき、まことに名を重くして利を軽くしけり、いみじき事と口々にほめあへりける、いかに心得てほめけむといとをかし。これまでの心こそなからめ。事に觸れて君をおとし奉り、身を高くする輩のみ多くなれり。ありし世の東國の風儀もかはりはてぬ。公家の古き姿もなし。いかになりぬる世にかと歎きはべる輩もありときこえしかご、中一とせばかりは實に一統のしるしおぼえて天の下こそぞり集りて都の中はえくしくこそはべりけれ。

〔此比のことわざには「たび軍にかけあひ、或は家子郎從節にしぬる類あれば我功におきては日本國を給へ若は半國を給ひてもたるべからずなど申すめる」〕「軍にかけあひ」は軍陣にて敵と戦ふこと。家子はその一族の者ども。郎從は俗にいふ家來のこと。「ことわざ」とは常の言ひぐさである。

〔實にさまで思ふ事はあらじなれど〕微しばかりの功を申し立て、これだけの事をしたから、日本國を賜はらう、若し日本半國を給はるといふ事では足りないなどと眞實に思うて言ふ事はあるまいと思はるがといふ意。

〔やがてこれよりみだるはしともなり〕しかし、やはりかやうな事を言ひちらすといふことは、世の亂れを導く端緒ともなるものである。

〔又、朝威のころ／＼しさも推しはかるるものなり〕かやうなことを吐き散らすものがあるといふ事は、朝廷の威光のかるくなつてしまつてゐるといふこともこれから推量するものである。

〔言語は君子の樞機なりといへり〕これは易經にある語である。その上繫辭傳に曰はく「言行君子之樞機。樞機之發榮辱之主也。言行君子之所由以動天地也、不可慎乎（中略）亂之所生也則言語以爲階。君不密則失臣、臣不密則失身。幾事不密則害成。是以君子慎密而不出也」とある。樞は扉を動かすくゝであり、機は弩をはじく本となる所で、いづれも、その形とそのはたらきとは些細な様で、大なるものを動かす基である。これは言語を慎むべきことをいつて、上の漫言放語を戒めたのである。

〔白地〕はあからさまとよむ。ここはかりそめの意である。

〔先に注し侍りし如く堅氷は霜を踏むより至る習なれば〕「先に注し云々」は應神天皇の條（一六六頁）である。易經坤卦に「初六履霜、堅氷至、ラントス」とある。その上象傳に曰はく「履霜、堅氷、陰始凝也。馴致其道、至堅氷也」とある。霜のおくのはやがて堅き氷の生ずるはじめであるといふので、何事もはじめは微々たるやうで、後にはそれがつもり／＼と大事件になるといふことを示したものである。

〔亂臣賊子といふものは其始心ことをばつしまさるより出て来るなり〕「亂臣賊子」は亂賊の臣子といふことで、臣たり、子たる道を亂り賊ふものをいふ。孟子に「孔子成春秋、而亂臣賊子懼」とある。さやうな亂臣賊子といふものも生れながらの亂臣賊子といふものはないので、ただ、かれらはそのはじめに心をつゝしみ、言語をつゝしまなかつた事よりして昂じ來た結果、そのやうなものになりはてたのである。

〔世の中のおとろふると申すは日月の光のかはるにもあらず、草木の色のあらたまるにもあらず、人の心の悪しくなり行くを末世とはいへるにや〕これは如何にも偉大な語で、この人にしてはじめて道破しえた千古の金言である。深く味ふべき言である。

〔説〕ここに人心の悪しくなりゆくを末世のさまといつたにつけて、心の清かつた支那の古人の話を次に述べてある。

〔昔許田と云ふ人は帝堯の國を傳へんと有りしを聞きて潁川に耳を洗ひき〕この事は高士傳に見ゆる。曰はく「許由字武仲、陽城槐里人也（中略）堯讓天下於許由、許由不受而逃去。於是通耕於中岳、潁水之陽、箕山之下、終身無經、天下色、堯又召爲九州長、由不欲聞之、洗耳於潁水濱（下略）」とある。

〔巢父は是を聞きてこの水をだにきたながりてわたらず〕巢父は許由の友人の名である。許由の一名といふ説もあるが、別人とする説が普通である。高士傳に前文のつづきに「時其友巢父牽牛欲飲之、見由洗耳、問其故、對曰堯欲召我

爲九州長惡聞其聲、是故洗耳。巢父曰、子若處高岸深谷人道不通、誰能見子。子故浮游欲聞求其名譽汗吾曠口。幸曠上流飲之」とあるによつたものであらう。

(其人の五臟六腑のかはれるにはあらじ) かやうに高潔な人もあるが、さてその五臟六腑(五臟は脾、肺、腎、肝、心の五をいひ、六腑は大腸、小腸、膽、胃、三焦、膀胱の六をいふ。總じて身體内部の構造をいふ)が普通の人とちがつてゐるといふ譯ではあるまいといふ意。

(よく思ひならはせる故にこそあらめ) これらは千字文に「克念作聖」といふ如く、その心の持ち方如何によるものであつて、その人々は思慮が高尙であることであるが、それも自らかやうに思慮を練つた結果であらうといふ意。(猶行末の人の心思ひやるこそあさましけれ) かやうの事につけても、なほ將來人間の心が如何様になり行くかと考へてみれば、まことに慨かたしいことであるといふ。

(大方おのれ一身は恩にほころとも万人の恨を避すべきことをばなだか顧みざらむ) 先、概括的に論ずれば、その賞を受くる人間その一身は、如何にも特別の恩顧を受けて、それを自己の榮譽なりとしてほころといふことはそれでもよいとして、さて考へて見れば、それが爲に他の多くの人の恨みといふものが、そのかげに残つてゐる筈である。即ちある人が、分不相應に恩賞を受ければ、その反對に分不相應に恩賞を受けない人間が存し、なほ又分相應に恩賞を受けた人間も、その不相應に特恩を蒙つた人間に比ぶれば、不足の感が生ずる。さやうにして多くの人々をして種々の點で恨を生ぜしむるといふことを、何故に願せぬのであるか。

(君は万姓の主にましますは、限ある地をもちて、限なき人にわかたせ給はむことはおしてもはかり奉るべし) 天皇は天下萬民の主でましますのであるから、その萬民から勝手な事を望み申す時に、その望みを一々御採用になりうる事かどうかよく考へてみるべきである。上に述べたやうに、わが功におきては日本國をたまへなどいふ族が多かつたとして、それが可能の事かどうか考へてみるがよい。國家の土地には限がある。その限りある土地を以て、その限りなき人間の限りなき望の通りに分たせ給ふ事が出来る事か出来ぬ事か、ことごとく論じなくてももわかりきつてゐる筈だといふ意。

(一郡つと云ふとも、日本は五百九十四郡こそあれ、五百九十四人は悦ぶとも、千万の人はよろこばじ) 日本は五百九十四郡といふことは何によつたか明かでない。延喜式には總計五百九十九郡であり、和名抄では五百九十二郡である。

而して室町時代に出来た拾芥抄には六百五郡となつてゐる。このは和名抄以後二郡の増加であるが、これは、いづれかの二郡が、各二郡づつに分たれたのであらう。この文意は、今かりに一郡づつ賜はるといふことにしても、五百九十四人で、全國が分たれてしまひ、その以上は賜はる餘地はないのであるから、さすれば、その五百九十四人は悦ぶことであらうが、その他の千萬の人は決して満足しないであらうといふ意。

(況んや日本の半を心ざし、皆ながらのそまは、帝王はいつくをせ給ふべきにか) 一郡づつと云つても不可能の事は上述の通りであるのに、況んや日本の半を心ざし、又全國をそつくり下されたいといふ事であるとすれば、帝王の統治せらるる所が何處にあるといふ事になるか、さやうな事の行はるべきでない事はいふまでもない。

(かゝる心の萌してことばにも出て、面にはづる色のなきを謀友の始と云ふべき也) これ即ち上にいふ霜を履みて堅氷至るといふことの所以である。

(昔の將門は比叡山に登りて大内を遠見して謀反を思ひて企けるもかゝる類にや侍りけむ) 將門が比叡山に登りて大内を遠く望みて謀反を思ひ企てたといふ事は現存の書では本書より古きものには見えぬ。然し、これは古からその傳説があつたのを本書に記したものであらう。

(昔は人の正しくおのづから將門に見もこり、聞もこり侍りけむ、今は人々の心かくのみ成りにたれば此世はよくおとろへたるにや) これは著者の感慨を述べたのであるが、この感は古今を通じていつも存する所である。

(説) これから又古に過分の望をせなんだ賢い人々の例を引いて前の意見を確證せうとする。それについては支那の古代とわが國の近代との事をあげてゐる。

(漢の高祖の天下をとりしは蕭何、張良、韓信が力也、これを三傑と云ふ、万人に勝れたるを傑と云ふとぞ) この三人を三傑といふことは元來高祖の言に基づく。史記の漢高祖本紀に曰はく「高祖曰、夫運籌帷帳之中、決勝於千里之外、吾不_レ如_二子房_一(張良の字)。鎮國家、撫百姓、給餽饌、不_レ絕糧道、吾不_レ如_二蕭何_一。連百萬之兵、戰必勝、攻必取、吾不_レ如_二韓信_一。此三者皆人傑也。吾能用_レ之、此吾所以取_二天下_一」とある。

(万人に勝れたるを傑と云ふとぞ) 英雄とか豪傑とかいふも皆多くの人にすぐれた人をいふのであるが、萬人にすぐれたのを傑といふことは漢の班固の白虎通に禮別名記を引いて云つてあるのが出典である。

(中にも張良は高祖の師としてはかりごとを帷帳の中にめぐらして勝つ事を千里の外に決するはこの人なりとの給ひしか

ど) 張良を帝王の師といふことは史記にいふ所である。留侯世家に張良が言として曰はく「今以三寸舌爲帝師封萬戶位列侯、是布衣之極、於良足矣」とある。その「はかりごとを云々」の事は高祖の語で上に引いた通りである。張良は攻城野戦の實際には長じては居なかつたが、大本營の中において謀をめぐらして兵を指揮することはその得意とする所であつた。

(張良はおこなふことなくして留といひてすこしき所をのぞみて封せられにけり) 「留」といふは支那河南省開封府陳留縣である。漢が天下を一統して功臣を封じた時に、高祖が張良の功を賞して齊の三萬戸に封じようとした時に「留」に封ぜられたら十分であると云つてこれを望んで留侯となつたのである。

(あらゆる功臣多く亡びしかど張良は身を全くしたりき) 漢の高祖の功臣が、大きに封ぜられた爲に侈りて終に亡ぼされた事は上にも述べてある。それらのうちで張良だけ身を全くして終つたのは過分の事を望まなんだ爲であらう。

(近き代の事ぞかし) 上に支那の古の事を述べたから、ここにそれに對して、本邦の近代の事を次に述べたのであらう。(頼朝の時までも) 頼朝の時まで古の風が傳つて、功に誇ることがなかつたとして、次に畠山重忠、熊谷直實の例をあげたのであるが、この一句は上の六六八頁の「いとをかし」までにかゝる。

(文治の比にや奥の泰衡を追討せしに、みづから向ふ事ありしに) 頼朝は陸奥の藤原泰衡が義經をかくまうてゐたのを罪としてこれを討つことにして、文治五年七月十七日に部署を定め三道より進むこととし、畠山重忠を中軍の先鋒とし、十九日にみづから中軍を率ゐて鎌倉を出發し、道々泰衡の兵を破り、八月二十二日平泉に入り泰衡は平泉をのがれたが、九月三日に郎從に殺され、頼朝は九月十八日に悉く奥羽を平げた。

(平重忠が先陣にて其功すぐれたりければ、五十四郡の中、いづくをものぞむべかりけるに、長岡の郡とてきはめたる小所をのぞみ給はりけるとぞ云々) さて頼朝は九月二十日に諸將士の勳功を論じて賞賜を行つた。この時に本文に言つた事があつたのである。平重忠は即ち畠山重忠で、この人が中軍の先鋒であつて、大なる軍功のあつた事は吾妻鏡に載せて紛れもない事である。さてその時の事を吾妻鏡で見るとまさしく本書にいふ所と趣旨が一致する。曰はく「畠山次郎重忠賜葛岡郡是狭少之地也。重忠語傍人云、今度重忠雖奉先陣、大木戸之合戰先登、爲他人被奪畢、于時雖知子細重忠敢不確執、是爲令周其賞於傍輩也。今見之、果而皆預數箇所廣博恩恐可謂重忠芳志歟云々」とあり。なほ大木戸の戦に畠山を出し抜いた武士七騎についても八月十日の條に畠山が本意をのべてゐる。又十一日には

和田義盛に功をゆづつてゐる。その精神はここにいふやうに「人にひろく賞を行はしめむがため」であつたことは吾妻鏡にも明かにしてある。但しここに長岡郡とあるを吾妻鏡に葛岡郡と書いてある。而して葛岡郡の名は他の所にも見ゆる。然らば、本書にいふ長岡郡は吾妻鏡にいふ葛岡郡と同じのであるか、若くはいづれかが訛つたものであるか。長岡の郡名は延喜式等に見ゆるが、葛岡の郡名は見えない。しかしここに葛岡とある地、今玉造郡内に村の名として傳はつて、そこが畠山の采邑であつたといふ。

(これは人にひろく賞をも行はしめむがためにやかしかりけるのこにこそ) この事は上の文に云つた。重忠は眞にその當時から賢人を以て稱せられた男であつて、鎌倉武士中稀なる人物であつたことは疑がない。

(又直實と云ひける者に一所をあたへたまふ下文に日本第一の剛の者也と書きて給ひてけり) 直實は熊谷直實である。この下文は如何なるものであつたか、本書以外にこれを傳ふるものが無い。

(一とせ彼下文をもちて奏聞する人の有りけるに云々) これは何時の御世の事であるか明かでない。しかし、親房が親しく見附した時の事に相違ないと思ふから、先づは後宇多院の時か、後醍醐天皇の御世かであつたであらう。

(まことに名を重くして利を軽くしけり云々) この事は實に名を重しとして、利を輕しとしたもので感すべき事であると御前にあつた人々がいづれも異口同音にほめあつたといふこと。

(いかに心得てほめけむといとをかし) 頼朝がかやうな下文を與へたのは如何なる心もちであつたであらう、と甚だ感心したといふこと。

(これまでの心こそなからめ、事に觸れて君をおとし奉り、身を高くする輩のみ多くなれり) 頼朝のやうな心、畠山重忠のやうな心まで有れば申分ないのであるが、しかしそれまでの心は容易にありがたいものだが、今はそこどころでなく、よるときはると、君を輕んじ奉り、わが身を高くするものもただが多くなつた。

(ありし世の東國の風儀もかはりはてぬ、公家の古き姿もなしいかになりぬる世にか) 頼朝時代の關東武士の風儀も今は全くかはつてなくなつてしまつたし、又朝廷の古代の様子もなくなつた、かやうな事では一體この世の中は如何様になつてしまふであらうかといふ意。

(云々と歎きはべる輩もありときこえしかど) 歎く人々もあるといふ事であつたがの意。

(中一とせばかりは實に一統のしるしおぼえて、天の下こそぞりて集りて都の中はえしくこそはべりけれ) 「中一年」と

いふは後醍醐天皇が、隱岐から還幸せられたのが元弘三年六月の頃で、建武二年七月に北條時行が兵を起して又天下が亂れ出したので、天下の靜かであつたのはその中間建武元年一年間位のものであつたから、かやうにいふのであるが、これが所謂建武中興で、その際には實に天皇親政の下に天下一統したるが見え、京都が、日本國の事實上の中心地として、四方からあらゆる階級のものが集りて、京都の中が繁昌して光彩まばゆい程の事であつた。

(説) この最後の二節で、上來の諄々説き來つた論を統べくくつて、また歴史上の事實を叙する方面に展開するのである。

「反」底本その他「叛」とす、誤なること著しきによりて改む。

「かねて」同前

建武乙亥の秋のころ、ほろびにし高時が餘類謀反をおこして鎌倉にいりぬ。直義は成良の親王を引きつれ申して參河國まで遁れにき。兵部卿護良の親王、こと有りて鎌倉におはしましけるをば、つれ申すに及ばず、うしなひ申してけり。亂の中なれど、宿意をはたすにや有りけん。都にもかねて陰謀のきこえありて嫌疑せられける中に、權大納言公宗卿召しおかれしも此まぎれに誅せらる。承久より關東の方人にて七代になりぬるにや。高時も七代にて滅びぬれば、運のしからしむるかとはおぼゆれど、弘仁に死罪をとどめられて後、信賴が時にこそめづらかなる事に申しはべりけれ。戚里のよせも久しくなり、大納言以上に至りぬるに、同

じ死罪なりとも、あらはならぬ法令もあるに、承り行ふ輩のあやまりなりとぞきこえし。

(建武乙亥の秋のころ、ほろびにし高時が餘類謀反をおこして鎌倉に入りぬ) 後醍醐天皇親御の翌年甲戌正月廿九日に建武と改元せられ、乙亥はその翌、建武二年である。その年秋七月に信濃の諏訪頼重父子が、北條氏の遺臣を語らひ北條高時の二男時行を奉じて兵を起し、武藏に入ったが、足利直義がこれを拒いで利あらずして鎌倉をのがれ出でたからして、七月廿五日に時行等は鎌倉に入った。

(直義は成良の親王を引きつれ申して參河國まで遁れにき) 足利直義が成良親王を奉じて鎌倉に居たのは、かやうな騷亂を鎮撫するを職務としてゐたのであるから、上にあげた如く武藏に出でて女影原、小手指原等で拒いだけれどもいつも敵兵に敗られて、到底かなはじと見たものと見え、七月二十三日に成良親王を奉じて鎌倉をのがれ出で、京都をさして退却したのである。

(兵部卿護良親王こと有りて鎌倉におはしましけるをば、つれ申すに及ばず、うしなひ申してけり) 護良親王は建武中興の元勳として兵部卿征夷大將軍に任ぜられておはしましたが、かねて足利高氏の逆謀をさとりにてこれを除かうとせられた事が度々有つたが、いつも其の事を成就し得られなかつた。高氏は又この親王の世にいらせらるることは自分の非望をとぐるに妨げあるによりて、これを除かうと企て、終に廢立を謀らるる由を讒奏して、これを捕へ鎌倉に下して土窟の内に幽閉し、弟直義をして監視させておいたのである。然るにこの時直義が鎌倉をのがれ去らうとした時に、腹心の逆徒淵邊義博といふものをして親王を弑せしめたのである。

(亂の中なれど、宿意をはたすにや有りけん) 宿意とはかねてから企てたくんでおいたことをいふ。即ちかやうな騷亂の中ではあるが、かねてから護良親王を除かうといふ方針であつたから、このどきくまきまにその既定の方針を實行したのであらうといふ意。

(都にもかねて陰謀のきこえありて嫌疑せられける中に權大納言公宗卿召しおかれしも此まぎれに誅せらる) 權大納言公

宗卿とは西園寺公宗である。この西園寺家は下にもある通り、代々北條方であつたのであるが、この公宗は北條氏が亡びて後も何事か計畫してゐたものと見え、建武二年六月二十二日に、天皇に奏請して、己が北山の第に臨幸を仰ぎそこにて罪を設けて天皇を弑し奉らうといふことを企ててゐたが、公宗の弟公重が變を奏し奉つたからして途中から遽に還幸あつて、中院忠平、結城親光、名和長年等を遣はして、公宗及びその黨與を捕へられて、これを鞠問して實を得た。而してこれは僅かに、北條時行の擧兵と呼應するものであつた事が明かになり、これを拘禁せられてあつたが、七月に時行の擧兵で、天下再び大亂にならうとするやうに覺えたためであらうか、八月二日に公宗及びその黨與を誅せられたのである。

(承久より關東の方人にて七代になりぬるにや) 西園寺の祖公經は承久の時に義時に内通して朝廷の企を洩してから、この家は關東の幕府の荷擔人で、いつでも幕府の爲によい様に取計つた家柄であるが、蓋し、これは北條氏と結托して己が家に政權を壟斷しようとして、それが、代々の家風のやうになつてしまつたものであらう。七代になつたといふのは次の系圖で見ればわかる。

公經(位左大臣實氏)同公相(同實兼)同公衡(位左大臣實衡)正二位内大臣公宗

(高時も七代にて滅びぬれば) 北條氏も義時から高時まで七代で滅びたことは上にあげてある。その系圖を次に示す。

義時——泰時——(時氏)——時頼——時宗——貞時——高時

(運のしからしむるかとはおぼゆれど) 承久の亂に非道の事を行つた義時がその子孫七代で亡び、その義時と内外相應じて皇室を窮地に陥れた西園寺家も七代目の公宗に至つて、大逆を企てて誅せられたといふことは、天下一統の時勢が運りきたと同じ様に、北條氏と同様の事になる天運の然らしむる爲であるかとも思はるるが、しかし、かやうに公卿を誅せらるることは穩かな處置でないといふことを次に述べてゐる。

(弘仁に死罪をとどめられて後、信頼が時にこそめつらかなる事に申しはべりけれ) 嵯峨天皇の御代に死罪を實施することを停められてから永くこの内規を守られて、日本國に死刑を實施せられなかつた事が、ここに三百四十年許、平治の亂に信頼が誅せられた時に、世に希なる事と云つてゐたのである。然るにここにまた死罪を實施せられたのである。

(威里のよせも久しく) 威里は支那漢代に天子の外戚の住居すべき地域を長安城内帝宮の東に設けたその地の名目。「よせ」は心を寄することを體言化したもの、信頼とか人望とかいふに近い。西園寺家は皇室の外戚として幾代もつづき、

身分の高い家柄であることをいふ。即ち實氏の女が大宮院(後嵯峨の後、後深草、龜山二帝の母)東二條院(後深草の後)であり、公相の女が今出川院(龜山の後)であり、實兼の女が永福門院(伏見の後、後伏見の養母)昭訓門院(龜山の妃)禮成門院(後醍醐の後)であり、公衡の女が廣義門院(後伏見の後、光嚴の母)である。

(大納言以上に至りぬるに) 大納言以上に至つたものに對してはの意。

から律に所謂八虐の第一たる謀反であつて死罪が當然である。しかし大納言以上のものにはあらはならぬ法令もあるといふ。あらはならぬ法令とは所謂内規のやうなものの意味であるが、ここは所謂六議をさすのであらう。六議とは一に議親、二に議故、三に議賢、四に議能、五に議功、六に議貴と云つて、これらの箇條に該當するものが死罪を犯したものはすべて上奏して裁可を経ざれば、これを決定することを得ず、又流罪以下は一等を減ぜらるる内規が存する。但し八虐を犯したものはこの六議の律を適用せぬとある。本著者はここにこの六議の規定によりてどこまでの事を考へてゐたかは今にして知ることが出来ぬが、公宗は先づ第一の議親に該當する。議親には律條に「謂皇親及皇帝五等以上親、及太皇太后皇太后四等以上親、皇后三等以上親」とあるからである。次には第六の議貴に該當する。それは「謂三位以上」とあるからである。しかし律條によると、八虐には減刑がないから死罪は當然といふ事になる。そこでこの六議の條文通りに見て、その適用を十分にしなかつたことは「議定奏裁」を経ずして死刑を實行した事だけになるのであるが、著者は單にそれだけでなく死罪を宥せらるべきであつた事を述べてゐるのであらう。この事は次にのぶる。

(承り行ふ輩のあやまりなりとぞきこえし) これより前、公宗が捕へられてから罪を勘當せられたが、天皇は死刑を優して、出雲國に流罪せらるべしと議定せられてゐたのである。然るに、その流罪は行ふべき命を受けてゐた名和長年等が、遽にこれを斬つたのである。これは勅命を矯めて行つたものやうに思はる。その事をここに述べてゐるのであらう。

高氏は申しうけて、東國に向ひけるに、征夷將軍ならびに、諸國の惣追

「東」底本「夷」とす。他諸本による。「反」同上。

捕使を望みけれど、征東將軍になされて悉くはゆるされず。程なく東國はしづまりにけれど、高氏のぞむ所達せずして謀反をおこす由聞えしが、十一月十日餘にや、義貞を追討すべきよし奏狀を奉り、則うつてのほりければ、京中騒動す。追討のために、中務卿尊良親王を上將軍として、さるべき人々もあまたつかはさる。武家には義貞朝臣を始めて、多くの兵を下されしに、十二月に官軍引き退きぬ。關々を堅められしかど、次の年丙子の春正月十日官軍又破れて朝敵すでに近づく。仍りて比叡山東坂本に行幸して日吉の社にぞまししくける。内裏も則やけ、累代の重寶も多く失せにけり。昔よりためしなき程の亂逆なり。

〔高氏は申しうけて東國に向ひけるに征夷將軍ならびに諸國の惣追捕使を望みけれど、征東將軍になされて悉くはゆるされず〕 足利直義が鎌倉をのがれ出で關東が亂れたによりて、高氏は自ら往いて北條時行を討たうといふ事を奏請し、なほ征夷大將軍並に諸國の總追捕使たらむことを望んだのである。これによつてかれが、頼朝の後繼者として幕府を再興せうと企ててゐた事が判然とわかり、又自己が征夷大將軍とならうとするには護良親王を除かねばならなかつた事情もわかるのである。とにかく、高氏はこのまぎれにかねての計畫を實行しようとした事は明かである。しかもそれは王政復古の御本志に反するのみならず、再び幕府を設くる程ならば、承久以來皇室に於いて慘憺たる御苦心も遊ば

されなかつた筈であるから勅許のないのは當然である。然るに尊氏はかやうの事を申し捨て、勅許をも待たずに勝手に八月二日に進發したのである。そこで、朝廷は止むを得ず、八月九日に征東將軍に任ぜられたが、征夷大將軍諸國の總追捕使たることは許されなかつた。

〔程なく東國はしづまりにけれど〕 高氏は八月十八日北條時行の兵を相模川に破り、十九日に鎌倉に入り、東國は間もなくしづまつたのである。しかしこれからして高氏の謀反が事實としてあらはれた。

〔高氏のぞむ所達せずして謀反をおこす由聞えしが〕 高氏が、征夷大將軍、總追捕使たることを得ないのを恨み謀反を企つる由天下に評判頻りであつたからして、八月三十日には特に從二位に叙せられ、十月十五日には藏人頭中院具光を鎌倉に遣してこれを慰め、上京すべき由を仰せられたが、高氏は應ぜずして、鎌倉に於いて幕府の舊址に邸を構へて幕府再興の企を武士に示した。そののみならず、八月三十日にはやくも一族斯波家長を奥州の管領として反謀をささき怠りなかつたのである。

〔十一月十日餘にや義貞を追討すべきよし奏狀を奉り、則うつてのほりければ 京中騒動す〕 十一月某日に高氏は新田義貞を討つといふ奏狀を上りて、直ちに兵を率ゐて京に向つた。これは兵を起して京都を責むる爲の口實であつた事は明かである。この奏狀が十一月十八日に京都に達して京中大に騒動したのであるが、これは著者自らの見聞を記したものであらう。

〔追討のために中務卿尊良親王を上將軍としてさるべき人々もあまたつかはさる。武家には義貞朝臣を始め多くの兵を下されしに十二月に官軍引き退きぬ〕 十一月十九日にこの任命があつた。尊良親王は後醍醐天皇第一の皇子である。この親王を將軍の上首とし武家には新田義貞をはじめ多くの人々がこれに従ひ奉つて、高氏追討の爲に下された。官軍は道々賊軍を破りて駿河に入り、十二月十一日に相模の竹下、箱根等で戦つたが、大友貞載が高氏に内應した爲に官軍が敗れて退却し、高氏はその後を追うて上京を企てたのである。

〔關々を堅められしかど 次の年丙子の春正月十日官軍又破れて朝敵すでに近づく〕 官軍は退却しつつ、所々でこれを喰ひ止めようとしたが叶はず、翌三年（延元元年）正月一日には千種忠顯、名和長年、結城親光等が勢多を守りて賊軍と對峙し、七日には楠木正成が宇治を守つたが、八日には高氏が八幡を攻めて取り、義貞と大渡に戦つた。十日には脇屋義助等の守つてゐた山崎の軍が破られて、高氏の徒細川定禪等が、終に京師に入つたのである。

(仍りて比叡山東坂本に行幸して日吉の社にぞましましける) それで一月十日遽に神器を奉じて天皇東坂本に行幸あらせられ、日吉神社の大宮彼岸所を行幸とせられたのである。
(内裏も則やけ累代の重寶も多く失せにけり、昔よりためしなき程の亂逆なり) この時内裏のやけたのはこの時打ち入つた細川定禪の手兵の放火したのであつた。かやうに内裏に漫りに放火するなどいふことは古來なき所である。著者が「昔よりためしなき程の亂逆なり」といつたのは尤もな事である。かくて翌十一日に高氏が都に入つたのである。

「親」底本「新」に作る。他諸本による。
「奉りて」底本なし、梅本による。
「万歳々々」と「他諸本」万歳を」とせり。
かかりし間に陸奥守鎮守の將軍顯家の卿、この亂れを聞きて親王をさきだて奉りて、陸奥出羽の軍兵を卒して責めのぼる。同十三日近江國に付きてことこのよしを奏聞す。十四日に江をわたりて坂本にまゐりしかば、官軍大に力を得て、山門の衆徒までも万歳々々とよばひき。

(かゝりし間に陸奥守鎮守の將軍顯家の卿この亂れを聞きて親王をさきだて奉りて陸奥出羽の軍兵を卒して責めのぼる) 顯家卿が、義長親王を奉じて陸奥の任所に居た事は上に述べてある。所で、この高氏の反亂により詔を承つて顯家卿が、親王を奉じ、陸奥出羽の軍兵を卒して高氏を責めようとして上つてきた。その出發は建武二年十二月二十二日であつたが、高氏が奥州管領としておいた斯波家長が、又その後を追うて責め上つたのである。この時著者親房も同じく軍中に在つたらうと思はれる。
(同三日近江國に付きてことこのよしを奏聞す云々) この事はこの著者の實歴を書いたものに相違ないが、梅松論にも次のやうに見ゆる。「去程に正月十三日より三箇日の間山田矢橋の渡船にて宮并北畠禪門(即ち本書の著者)出羽陸奥兩國の勢ども雲霞のごとく東坂本に参著しければ頓て大宮の彼岸所を皇居として三塔の衆徒殘らず隨ひ奉る」とある。
(十四日に江をわたりて坂本にまゐりしかば云々) これも上の梅松論で、明かにわかる事である。

(官軍大に力を得山門の衆徒までも万歳々々とよばひき) 山門は延暦寺のこと、衆徒はもと寺にて持戒の清僧の總稱であるが、源平の頃からは兵甲をとつて戰鬥にも従事したと見ゆる。萬歳は長壽を祝して慶賀の辭として支那に用ゐたのをかりたもので、本邦の古制にては主として武人の上る祝賀の辭とせられたので、ここにはふさはしいのである。

「落ちにけり」上に「なむ」あれば「落ちにける」とあるべきなり。諸本かくの如しこの比すでに誤れるか。「任」底本「住」とす。他諸本による。
同十六日より合戦はじまりて、三十日終に朝敵を追ひ落す。やがて其夜還幸し給ふ。高氏等猶攝津國に有りと聞えしかば、重ねて諸將をつかはす。二月十三日又是を平げつ。朝敵は船に乗り、西國へなむ落ちにけり。諸將および官軍はかつく歸りまゐりしを、東國のことおぼつかなしとて親王も又歸らせ給ふべし、顯家卿も任所に歸るべきよし仰せらる。義貞は筑紫へつかはさる。

(同十六日より合戦はじまりて、三十日終に朝敵を追ひ落す) 同年正月十六日に足利高氏が、細川定禪等を遣して園城寺を授けさせたが、義貞、顯家等が園城寺を攻めてこれを破り、進んで高師直等と戦つたが、賊兵防ぎかねて京都に退いたからして、義貞等追撃して京都に至り、高氏直義等と對陣したが、廿七日、廿八日、三十日と數日にわたりて交戦した結果、賊徒終に敗れて高氏は丹波にのがれた。
(やがて其夜還幸し給ふ) 後醍醐天皇は高氏の敗走した正月三十日の夜に京都に還幸したまひ、先づ成就護國院におはしまし、後に花山院の亭に入らせられたものと見ゆる。これは先に賊軍が内裡を焚いたからである。
(高氏等猶攝津國に有りと聞えしかば重ねて諸將をつかはす) 高氏は丹波よりうつりて攝津に居るといふ聞えがあつたか

らして、更にそれを追ひ討つ爲に諸將をつかはされた。即ち楠木正成、新田義貞等が勅命を受けてこれを討つたのであるが、二月十日の戦に再び高氏を攝津で敗つた。

(二月十三日又是を平げつ) 高氏が、正成義貞に破られて兵庫に走つたのは二月十日の事である。而して高氏の西に走つたのは、梅松論によれば二月十二日である。本書に二月十三日とあるはその高氏の西走の日をさしたのであらうが、これは本書を正しいとせねばなるまい。

(朝敵は船に乗り、西國へなむ落ちにけり) 高氏直義等は兵庫から船に乗りて九州をさして落ちて行つた。

(諸將および官軍はかつかつ歸りまありしを東國のことおぼつかなしとて親王も又歸らせ給ふべし、顯家卿も任所に歸るべきよし仰せらる) この年二月二十九日に延元と改元せられたが、三月十日にこの勅命が下つたのである。

(義貞は筑紫へつかはさる) これも同日の勅命である。

かくて親王元服し給ひ、直に三品に叙し、陸奥の太守に任じまします。此國の太守は始めたることなれど、たよりありとて任じ給ふ。勸賞によりて同母の御兄、四品成良のみこをこえ給ふ。顯家卿は態と賞をば申うけざりけるとぞ

(かくて親王元服し給ひ、直に三品に叙し、陸奥の太守に任じまします云々) 即ちこの日に花山院内裏で義長親王元服せられたのであるが、後にその折を思ひ出でて詠ぜられた御製が新葉集に見ゆる。

建武の比花山院を内裏になされて侍ける時御元服ありし事などおぼしめし出でてよませ給うける 後村上院御製
花山の初もとゆひの春の庭わかたちまひ昔戀つゝ
(直に三品に叙し) とは親王の位階は四品まであり、順序よりいへば先づ四品に叙せらるべきであるが、それを越えて直

ちに三品に叙せられたことをいふ。「太守」とは親王が、國司の長官となられた時の官名であつて、古來親王の任國は上總、上野、常陸の三國に限られてゐたものであつたが、この時便宜によりて陸奥の太守の新例を開かれたのであつた。この品位及び任官はこの度朝敵追討の勸賞のためで、同母の御兄四品成良親王を超えられたのである。
(顯家卿は態と賞をば申うけざりけるとぞ) これは親房の主義として本書に述べ來た如くであるから賞をうけなかつたのであらう。

義貞朝臣は筑紫へくだりしが、播磨國に朝敵の黨類有りとしてまづ是を對治すべしとて日をおくりしほどに、五月にもなりぬ。高氏等西國の凶徒を相語らひて、重ねて責めのぼる。官軍利無くして都に歸參せし程に、同廿七日に又山門に臨幸せしめ給ふ。八月に至るまで度々合戦ありしかご、官軍いとすすまず。

(義貞朝臣は筑紫へくだりしが、播磨國に朝敵の黨類有りとして是を對治すべしとて日をおくりしほどに五月にもなりぬ)

義貞は勅命を奉じ、九州へ下向したが、播磨國に赤松則村が白旗城に兵を起して高氏に應じて義貞の西下を妨げたによつて、これを對治せうとて日を送つてゐるうちに五月になつてしまつた。「對治」は佛教の語で、もと、煩惱を斷ち破ることをいふのを轉用したものである。

(高氏等西國の凶徒を相語らひて重ねて責めのぼる) 高氏はさきに攝津で官軍に破られ、舟にのりて九州さして落ちたが、足利氏の名だけでは非望を遂げ難い事をさと、元弘の時の新主、今は院としてゐさせらるる光嚴院に内々に奏請して、その院宣といふを申しうけて、持明院統と大覺寺統との御位争の體にして人心を收攬しようとしたのであるが、

「播」底本「播」に作る。他諸本による。

その院宣をば高氏は、備後の鞆津で受けとつたのである。これからしてその院宣なるものをかざして九州に下り大兵を集めて、四月三日に博多を發し五月五日に鞆につき、つづいて京をさして責め上るといふことであつたからして、朝廷は新田義貞を召しかへして、又楠木正成等を遣はし、力をあはせてこれを防がせられた。

(官軍利無くして都に歸參せし程に) 五月二十五日に義貞正成が、高氏直義の兵を攝津湊川で逆へ討つたが衆寡敵せず、正成は戦死し、義貞は兵を率ゐて京都に退いた。

(同廿七日に又山門に臨幸せしめ給ふ) そこで、高氏はその後を追うて京に責め上る由開えたから、五月二十七日に後醍醐天皇は又神器を奉じて比叡山に行幸あらせられ、前と同じく東坂本に行在を定められた。

(八月に至るまで度々合戦ありしかど官軍いとすゝまず) 高氏は先づ弟直義を京都に入れて比叡山を攻めさせ、己れは形勢を見て、六月十四日に入京した。これからは官軍と賊軍との間に屢交戦があつたのである。六月五日には千種忠顯が戦死し、同月三十日には官軍大擧して京都を攻めたが、名和長年がこの時に戦死し、爾來八月まで、京都附近に屢戦あつて多少の勝敗があつたが、官軍は有利に發展しなかつたのである。

仍りて都には元弘僞主の御弟に三の御子豊仁と申しけるを位につけ奉る。十月十日の比にや主上都に出でさせ給ふ。いとあさましかりしことなれど、又行末を思食す道有りしにこそ。東宮は北國に行啓あり。左衛門督實世の卿以下の人々、左中將義貞朝臣を始めてさるべき兵もあまたつかうまつりけり。主上は尊號の儀にてましくき。御心をやすめ奉らん爲にや、成良親王を東宮にする奉る。

(仍りて都には元弘僞主の御弟に三の御子豊仁と申しけるを位につけ奉る) 高氏は朝敵の名をうけては到底望みを達せられぬことを思つて、持明院、大覺寺兩統の御國争の體にして人心を收攬しようとして、光嚴院の院宣をかざして兵を集めたのである。五月二十七日に天皇山門に行幸の際、光嚴院は病と稱して京都に止まられたが、足利高氏の沙汰として俄に六條殿に迎へ入れ奉り、六月三日高氏が八幡に入った時に光嚴院及び御弟豊仁親王を同所に迎へ奉り、十四日に院及び親王を奉じて京都に入り、その當時暫くは光嚴院の院宣で萬事の指揮をしてゐた。しかしそれでは名分が立たぬ事であるからであらう、終に八月十五日に豊仁親王をして御踐祚あらしめ奉つた。後伏見天皇第三の皇子であつて、光嚴院の御弟である。この時に、三種の神器はすべて、後醍醐天皇の御許に有り、しかも、天皇の御意に反しての踐祚である。これは何等合法の手續といふものが無い。結局高氏が、己れの非望を遂ぐするに名義がなくて不便であるから立てたのである。元弘の僞主は光嚴院をさす。

(十月十日の比にや主上都に出でさせ給ふ) その八月九月十月にわたりて官軍と賊軍との戦はやまなんだが、後醍醐天皇は京都に還幸を仰せ出され、十月十日に花山院の亭に入らせ給うた。

(いとあさましかりしことなれど、又行末を思食す道有りしにこそ) この時の還幸の事情は今日よりしては十分に分らぬ。高氏が太平記の説の如く、天皇重祚の議を申し且つ歸順したによりて還幸あらせられたとも考へられず、さりとて後醍醐天皇が、高氏の處置を是認せられたとはもとより考へられぬ事であるが、恐らくは官軍不振の結果、窮餘の策として局面を開く爲に、高氏に乗せられたる如くに見せて、第二の方案をめぐらされたのであらう。本書の文面はその意をほのめかしてゐるやうに思はる。「行末を思食す道」といふのは、その局面打開の策をさすのであらうか。

(東宮は北國に行啓あり、左衛門督實世の卿以下の人々左中將義貞朝臣を始めてさるべき兵もあまたつかうまつりけり) 東宮は恒良親王である。この時にこれらの人々を北國に遣はされたのは、かの「行末を思食す道」の一端であらう。即ち、これらの人々を北國につかはして、その兵を糾合してやがて再興をはからうが爲の御企と思はる。この事はかの義良親王を奉じて北畠氏が、奥州に鎮した事と同様の御精神であつたと考へらる。この一行は車駕の京都に向はせらるる前日、十月九日に出發して越前に向つたのである。その路次の事は太平記に叙してある。
(主上は尊號の儀にてましくき) この時の高氏の提出した條件の如何なるものであつたかは今知るを得ないが、天皇が

花山院亭に入らせらるるや、武士共これを警固し奉つて恰も幽閉せられた如くであつた事は梅松論に述べてゐる。さて高氏は、天皇に迫りて神器を新帝に譲られむことを請うた。天皇止むを得ず、これを許され十一月二日にこれを渡されたが、かねて計畫のあつた事か、それらは皆偽のものであつたといふ。それ故に本書にはこの神器授受の事には一言も及んでゐないのであらう。この時はすべて偽器であつた事は正平六年十二月二十三日北朝の神器を南都に收められた時の事を記した関太膳の文に明かである。しかしながら、新主の方では知りてか知らずか、恐らくは高氏の政略上からであらうが、十二月二日に神器授受の儀をば行はれ、同日後醍醐天皇に太上天皇の尊號を上られた。(御心をやすめ奉らん爲にや成良親王を東宮にすゑ奉る) 高氏はなほ後醍醐天皇の御心を安め奉らうといふ譯であるか、十一月十四日に成良親王を新帝の皇太子に立て奉つた。この親王は前々より高氏直義の奉じてゐた御方でもあり、かたがた立て奉つたものであらう。

同十二月に忍びて都を出でましく河内國に正成といひしが一族等を召し具して、芳野にいらせ給ひぬ。行宮を造りてわたらせ給ふ。もとのごとく在位の儀にてぞましくける。内侍所もうつらせ給ひ、神璽も御身に隨へ給ひけり。實に奇特の事にこそはべりしか。

(同十二月に忍びて都を出でましく河内國に正成といひしが一族等を召し具して芳野にいらせ給ひぬ) 延元元年十二月二十一日に後醍醐天皇はしのびて花山院亭を出でましく大和國芳野山に入りまして、そこに行在を占めてましました。如是院年代記に「帝從楠木一類潛入芳野」とある。即ち楠木正成の遺族たる正行已下が帝を奉じて芳野に入れ奉つた事は明かである。保曆間記には「然るに顯家卿弟顯信朝臣伊勢の國にて義兵を擧、内々申通ずる事有て秘に先帝都を出させ給て又同十二月に三種の神器を奉具 吉野山へ入せ給ふ」とある。然れば、これには北畠氏の畫策

が大關係があるやうに思はるるが、本書にこれをいはぬ。恐らくは己が功にほこるやうにとららるるのを憚つたのであらう。

(行宮を造りてわたらせ給ふ、もとの如く在位の儀にてぞましくける云々) 後醍醐天皇は太上天皇の尊號を用ゐられず、もとの如く在位の儀であらせられた事は大乘院日記目錄に「十二月廿日先帝後醍醐天皇吉野密儀也、帝位如元、年號如元延元也。所詮吉野は延元々年、京都は建武三年也。一天兩帝南北京也」とあるのが、本書と同じ。この時三種の神器を安全に奉ぜられた事は疑がない。さなくば、この偏地で、皇位を稱せらるる道理がない筈である。この點を以て著者が

(實に奇特の事にこそはべりしか)と感歎してゐるのであらう。
 芳野のみゆきに先立ちて義兵をおこす輩も侍りき。臨幸の後には國々にも御志ある類あまたきこえしかど、次の年も暮れぬ。又の年、戊寅の春二月鎮守大將軍顯家卿又親王を先立て申し、重ねて打のぼる。海道國々盡く平らぎぬ。伊勢伊賀を経て大倭にいたり、奈良の京になむ付きにける。それより所々の合戦あまた互に勝負侍りしに、同五月和泉國にのたたかひに、時やいたらざりけむ、忠孝の道ここにきはまりぬ。苔の下にもうづもれぬものとはただ徒に名をのみぞとごめてし。心うき世にも侍るかな。官軍猶心をはげまして男山に陣をとり、しばらく合戦

ありしかど、朝敵しのびて社壇を焼拂ひしより事ならずして引退く。北國に有りし義貞もたびたびめされしかど、登りあへず、させる事無くて空しくさへなりぬときこえしかば、云ふばかりなし。

(芳野のみゆぎに先立ちて義兵をおこす輩も侍りき) 延元元年に足利高氏が、西國から攻め上つた當時からして、諸國に勤王の兵が起つて足利黨と戦つてゐたものが少くなかつた。天皇が、京都に還らせられてからも、同じく所在に義兵が起つて足利黨と戦つてゐた。それらは今一々これをあげぬ。

(臨幸の後は國々にも御志ある類もまたきこえしかど、次の年も暮れぬ) 天皇が吉野に臨幸のあつた後には、又更に諸國の義兵が多く起つた。而して天下は勤王方武家方にわかれて所在に戦鬪が絶えなかつたが、形勢は大體同じでいづれにも展開せずして、延元元年はもとより延元二年も同じやうな有様で年が暮れてしまつた。

(又の年戊寅の春二月鎮守大將軍顯家卿又親王を先立て申し、重ねて打のぼる云々) 天皇は延元元年十二月廿五日に勅書を北畠顯家に賜はり、吉野に幸し給うたことを告げ、坂東諸國を御へて上京すべき旨を傳へ給うた。然るに、陸奥にも足利黨が蜂起して、合戦度々であつて直ちに上京することを得ず、延元二年正月廿五日に勅書に奉答して東北の形勢を奏し同年八月十一日に義貞親王を奉じて陸奥靈山を發し、下野から上野武藏を経て、十二月に鎌倉に入り、延元三年(戊寅)正月二日に鎌倉を立ち東海道を攻め上り、美濃國に入り、青野原に戦ひ、轉じて伊勢に入り、伊賀を経て、二月二十一日に奈良に入つたのである。

(それより所々の合戦あまた、互に勝負侍りしに、同五月和泉國にてのたかひに時やいたらざりけん、忠孝の道ここにまはりぬ) さて、それから足利黨と顯家の軍とが、度々所々で合戦したが、五月二十二日に足利の臣高師直と和泉國堺浦及び石津で戦つて顯家が討死した。この時顯家は年二十一であつた。「忠孝の道ここにまはりぬ」とは薨去の事を述べたのであるが、萬事休矣の意がよくあらはれてゐる。忠を盡し孝を盡す道が、ここに終をつけたといふのであるが、その人の父としての悲愴の情を察すべきである。

(昔の下にもうづもれぬものとはただ徒に名をのみぞとどめてし) これは和泉式部がその女小式部内侍の死を悼んでよんだ歌「もろともに昔の下には朽ちずして埋れぬ名を見るぞかなしき」(金葉集に見ゆる)に基づくものであるが、それは、親が子の死を悼んだ歌で上句は己が、後に残つてゐるといふことをいつたのであるが、ここでは己が、子に先だたれたといふ意ではなくして、ただこの歌の下の句の意を主として、身は死して名のみが残つたといふことをいふのであらう。

(心うき世にも侍るかな) 上の「忠孝の道ここに極りぬ」と相照應して考ふるに、著者の悲痛の心をあらはしてゐるが、それにつけても、皇室興復の道が、ここに一つ失はれたといふ公の憤も深く動いてゐたと思はるる。

(官軍猶心をはげまして男山に陣をとりしはらく合戦ありしかど、朝敵しのびて社壇を焼拂ひしより事ならずして引退く) これより前延元三年三月十三日に北畠顯家の弟顯信、男山に據り、足利の黨と對抗してゐたが、顯家戦死の後には、中將源持定と源家房、春日顯國等殘兵を集めて、男山に據つた。六月十八日に朝敵高師直、師泰等が兵を合せて攻めて來たが、よくこれを防いだ。七月五日に再び攻め來り、其夜賊軍が石清水八幡宮の社に放火してこれを焚き、なほ合戦が有つたが、十一日に終に兵糧盡きて官軍引き退いた。

(北國に有りし義貞もたびたびめされしかど登りあへず、させる事無くて空しくさへなりぬときこえしかば云ふばかりなし) 新田義貞は延元元年十月天皇京都に還御の前に北國さして行き、越前國金ヶ崎城に據つてゐたが、延元二年三月六日に金崎城陥り、皇太子恒良親王捕へられ給ひ、尊良親王自殺したまひ、一條行房、新田顯房等死し、義貞はその前に出でて柚山城に在つた。それより後所在を攻めて、合戦の絶え間がなかつた。天皇は宸筆の勅書を下して義貞を召されたが、北國にての攻戦に暇なくて、上京することを果さず、延元三年閏七月二日に斯波高經と越前藤島で戦ひて討死してしまつた。かやうにして官軍の勢力漸々に衰ふる有様であつたによりて、著者は「云ふばかりなし」(言語道斷の意)と慨歎してゐる。

さてしもやむべきならずとて陸奥のみこ又東へむかはしめ給ふべきさだめあり。左少將顯信朝臣中將に轉じ、從三位に叙し、陸奥介、鎮守將軍

「あらはさせ」底本「さ」なし梅本による。

「こえさせ」底本「こさへさせ」による梅本による。

「ただよはれ侍りし」底本「タ、ヨハセシ」による他諸本による。

を兼ねてつかはさる。東國の官軍悉く彼節度に隨ふべきよしを仰せらる。親王儲君にたせ給ふべきむね、申しきかせ給ひ、道のほどもかたじけなかるべし、國にてはあらはさせ給へとなん申されし。異母の御兄もあまたまし〜き。同母の御兄も前東宮恒良親王、成良親王まし〜しにかくさだまり給ひぬるも天命なれば忝し。七月の末つかた伊勢にこえさせ給ひて神宮にこのよしを啓して御船のよそひし、九月の始、ともづなをとかれしに、十日比の事にや、上總の地近くより空の氣色おどろ〜しく海上荒くなりしかば、又伊豆の崎と云ふ方にただよはれ侍りしに、いと浪風おびただしくなりて、あまたの船行方しらず侍りけるに、御子の御船はさはりなく、伊勢の海につかせ給ふ。顯信朝臣はもとより御船にさぶらひけり。同じ風のまぎれに、東をさして、常陸の國なる内の海に付きたる船侍りき。方々にただよひし中に此二の船同じ風にて東西に吹き

「わけける」底本「亂ケル」に作る梅本青本による。「ぞ」底本「コソ」に作る他諸本による。

「侍りにき」底本「に」なし。他諸本によりて補ふ。

わけける、末の世には珍らかなるためしにぞ侍るべき。儲の君にさだまらせ給ひて、例なきひなの御すまひもいかがとおぼえしに、皇太神のとどめ申させ給ひけるなるべし。後に芳野へいらせまし〜て御目の前にて天位をつがせ給ひしかば、いとど思ひ合せられて貴くも侍る哉。又常陸はもとより心さす方なれば御志ある輩あひはからひて義兵こはくなりぬ。奥州野州の守も次の年の春かさねて下向して各々國に付き侍りにき。

（さてしもやむべきならずとて） かやうな事情になつたとて、それでそのままにさしおくべきでなく、善後策を講ぜねばならぬとの意。

（陸奥のみこ又東へむかはしめ給ふべきさだめあり） 陸奥のみこは陸奥太守義長親王である。この親王又東國に下向せらるべき事に評定があつた。

（左少將顯信朝臣中将に轉じ、從三位に叙し陸奥介鎮守將軍を兼ねてつかはさる） 顯信は親房の第二子で、兄顯家の職を襲いだのである。この任官叙位はその月日は明白ではないが本書を據とすべきものである。

（東國の官軍悉く彼節度に隨ふべきよしを仰せらる） この勅は延元三年閏七月廿六日に下されたのである。「節度」の語義は既に（六四一頁）のべた。

（親王儲君にたせ給ふべきむね申しきかせ給ひ） これは義長親王の皇太子にたせ給ふべき由の勅説があつたのを記したのであるが、本書は、その點に於いて根本の史料である。

（道のほどもかたじけなかるべし、國にてはあらはさせ給へとなん申されし） 彼の國に降ります道中にこの事を公にせら

れむことは憚る故、姑く、これを秘密にせられ、陸奥國に降り着き給うてからこれを發表せられよといふ勅諭であつたことを示す。

(異母の御兄もあまたまし〜き、同母の御兄も前東宮恒良親王成長親王ましましに、かくさだまり給ひぬるも天命なれば忝し) 異母の御兄は尊良親王、宗良親王、護良親王、世良親王等である。(僧になられた方は除く)而して尊良親王は金崎で自殺せられ、護良親王は直義に殺され、世良親王は早世せられ、宗良親王だけががれ給うた。この親王の御母は新待賢門院で、御兄弟は三人ましましたが、恒良親王は成長親王と共に京都に幽閉せられて給うたが、足利高氏に毒殺せられ給うた。かやうに多くの兄の親王があらせられたうちからこの親王が、かやうに東宮にさだまられた事はこれも天命であるといふ意。

(七月の末つかた伊勢にこえさせ給ひて神宮にこのよしを啓して御船のよそひし、九月の始ともづなをとかれしに) この時には著者親房が御同行申しあげたのであるから、この記事はこれを第一の證とすべきものである。

(十日比の事にや、上總の地近くより空の氣色おどろ〜しく海上荒くなりしかば、又伊豆の崎と云ふ方にたゞよはれ侍りしに、いとど浪風おびたしくなりてあまたの船行方しらす侍りけるに御子の御船はさばりなく伊勢の海につかせ給ふ云々) これも本書を第一の史料にすべきであるが、元弘日記裏書にも見ゆる。「八月十七日解纜、九月十一日於伊豆崎」

遇大風、數船漂没、親王顯信卿等船歸著勢州、上野入道々忠(結城宗廣)巖此御船云々」とある。
(同じ風のまぎれに東をさして常陸の國なる内の海に付きたる船侍りき) この船は著者親房の乗つたる船である。それ故にこれ亦これを第一の史料とすべきであるが、元弘日記裏書には上の文のつゞきに「入道一品(親房)船著常陸國記。尊澄法親王(宗良)尊良親王第一宮著御遠江國、井伊城。花園宮著御四國、牧宮同著御四國、可有御下向鎮西ことある。

(方々にたたよひし中に此二の船同じ風にて東西に吹きわけける、末の世には珍らかなるためにぞ侍るべき) この事實につきて著者は一種の奇蹟と信じてゐたものであらう。その意を次にのぶる。

(儲の君にさだまらせ給ひて、例なきひなの御すまひもいかとおほえしに) 皇太子に定らせ給うた方が田舎に住ませ給ふといふ事は古來例もなく、又あるまじき事のやうに思はれていかゞであらうかと恐れ多く思つてゐたがといふ意。
(皇太神宮のとどめさせ給ひけるなるべし) 即ち皇太子の田舎に住ませ給ふことあるまじい事として天照皇太神の御とど

めあらせられたのであらうといふこと。新葉集神祇歌に前大僧正頼意の歌の詞書にこれに同じ意を記してゐる。曰はく「延元三年秋、後村上院かさねて陸奥國へくだらせまし〜けるに、いく程なく、御船伊勢國篠島(今、尾張國知多郡とす)といふ所へつきたるよきこえしかば勅使としてまゐりたりけるに、このたび大風なのめならずして、御ともなりける船どもおほくそんじけるをおなじ風のまぎれに御船ばかりはことゆへなくこの國へしもつかせ給事しかながら太神宮の御はからひたるよし神つかさどもよろこび申ければ、やがてこのよし奏し侍ける次に」とある。

(後に芳野へいらせましまして御目の前にて天位をつがせ給ひしかば、いとど思ひ合せられて貴くも侍る哉) 下文にこの親王、翌年三月に芳野に入らせ給ふと見ゆる。而して、後醍醐天皇崩御の前に御讓位あらせられ、後醍醐天皇の御目前で天皇として即位されましたのである。これによりて思ふに、このやうに暴風の爲に芳野に引きかへされたのは天位をつがせ給ふべき爲であつたと、後に至りて思ひ合せられて貴く思ひ奉つたといふのである。それは延元四年三月に芳野にかへり入らせ給ひ、その年の八月に後醍醐天皇崩御の事が在つたので、若しこの時に、親王が東國に在しましたならば、後醍醐天皇大漸の時如何なる事になつたかも知られなかつたと思はれて、甚だ際どい事であつた。著者が「貴くも侍る哉」と思つたのは眞實ほつとした心持をあらはしたもので今に於いてもその意を推して共鳴しうる所である。

(又常陸はもとより心ざす方なれば御志ある聲あひはからひて義兵こはくなりぬ) 親房の船は常陸國の内海とあるから霞浦の或る湊についたのである。烟田文書によると東條庄についたとある。ここに「常陸はもとより心ざす方なれば」とあるは親房の強がり云つたのではなく、眞實に常陸をさして船出したのである。それはかの顯家が再び陸奥國に下向した時に、「本の兩國に常陸下野を賜ふ」といふことが保曆間記に記してある。これはこの二國が陸奥に隣りしてゐるから便宜その支配にうつされたのであらう。されば海上よりしてはこの常陸に着することが目的であつたのである。この意味を考ふれば、上に「この二つの舟同じ風にて東西に吹きわけらる」と云つた語の本義が考へらる。かやうに本來の目的地に親房が着いたからして勤王の兵が力を得た事は當然である。これを「義兵こはくなりぬ」といつた。
(奥州野州の守も次の年の春かさねて下向して各々國に付き侍りにき) 次の年は延元四年である。奥州の守は陸奥守であるが、この時太守義良親王おはしまし、陸奥介が北畠顯信であつた。されば嚴密な意味にての陸奥守は當時任命のかつた事であるが、太守の任せらるる時には介が守としての實務をとるので往々通俗的にその介を守と唱へたのであ

るが、こゝも恐らくはさうであらう。さうすると顯信が、延元四年の春にその任國に下つた事と思はるるが、その事は本書以外にはその證を見ぬ。元弘日記裏書には興國元年五月十九日に「顯信卿下着白河城」とある。この裏書を正しとすれば、本書は誤となり、本書を正しとすれば、裏書は誤であると見らるる。然るに、結城文書に收むる親房の六月廿九日(興國元年と認めらるる)の書狀に去十一日將軍被向奥候ける云々とある。これは顯信が、この日に多賀國府に向つた事を示したものであつて、その前に東國に下向してゐたことは思はざるを得ない。結城文書に見ゆる延元四年二月廿二日に親房が結城親朝に與へた書狀の中に春日中將といふ人の下向を告げてゐるが、更に三月廿日の同様の書狀にはその春日中將が、下野に入りて諸城を陥れたる由を報告して奥州の路を開くべき事を請求してゐる。關城書考にはこの春日中將を顯信であるとしてゐるが、それは誤で、恐らくは顯信であらう。顯信を春日中將といつた事は北畠系圖にも太平記にも見ゆる。而して、顯信がこの時に中將であつた事は明かである。然らば、春日中將は顯信であつて、この年の二月に常陸に下向し下野常陸に轉戦して、翌年五月十九日にその鎮所たる白川城に入つたものであらう。然らば、本書も裏書も誤を傳へたものでないといはねばならぬ。次に野州の守は下野守の事であるが、その人は誰であつたか。結城文書に某年十一月三日に左中將道世といふ人が、結城親朝に贈つた書狀がある。それには「下野留守事云々」と見ゆるが、關城書考には、この文書についてこの人を「下野國司にいま下向せず吉野に在りし人に見えたり」といつてゐるが、その文書の文面がかやうに解釋するを當つてゐると見るが、その日附をば大日本史料に延元四年としてゐる。さうすると本書にこの年の春に下野守が下向したといふ文と一致せぬ。恐らくはこの書は延元三年十一月に吉野から發したので、この人と顯信と相伴つて延元四年の春に下向したのであらう。本書の著述が、延元四年の秋に成つたのであるから、すべてはその前の事ではなければならぬ。

さても舊都には戊寅の年の冬改元して曆應とぞ云ひける。芳野の宮にはもとの延元の號なれば、國々も思々の號也。もろこしにはかかるためし多けれど、此國には例なし。されど四とせにもなりぬるにや。大日本島

「の」梅本白本
によりて補ふ

根はもとよりの皇都也。内侍所神璽も芳野におはしませば、いづくか都にあらざるべき。

(さても舊都には戊寅の年の冬改元して曆應とぞ云ひける)

舊都は平安城で、これは建武の年號のまゝで進んできたが、高氏の擁立した光明院が、元弘日記裏書の如く高氏の取計によりて延元三年八月二十八日に改元して曆應とせられたのである。然るに本書には冬とあるのは、著者が、反對してゐる側の事で、しかも常陸で傳聞した事であるから、かやうな誤もあつたであらう。かやうな誤はかへつて著者の立場を正しく推量する材料となる。元弘日記裏書には「十月尊氏卿改建武五年爲曆應元年」とある。されば、この書も冬と認めて居た譯である。

(芳野の宮にはもとの延元の號なれば、國々も思々の號也) 即ち、芳野朝廷の正朔を奉ずるもの、足利氏の鼻息を窺ふものとまち／＼になつたのである。

(もろこしにはかかるためし多けれど、此國には例なし) 支那には主權者と稱する者が、あちこちに争ひ立つて年號がいづつも行はれたといふやうな事も度々あるが、わが國には先例のない亂國となつたのである。

(されど、四とせにもなりぬるにや) かやうな状態を呈して甚しい混亂の世となつたが、それもはや四年になつたといふのである。

(説) これは吉野に入らせ給うてから四年になつたといふ事であらう。然すればまさに延元四年の秋に草した事となる。さてかく吉野におはしまして四年になつた事をここに述べたのは、この年に後醍醐天皇崩御の事があり、今まさにその事を叙せむとして回顧して感慨に堪へぬのであらう。それ故に筆は一轉して次の言になる。

(大日本島根はもとよりの皇都也) 大和國は神武天皇以來奈良朝までの舊き皇都のあつた土地である。されば吉野もその大和國のうちであるから皇都とするに何等の憚る所が無いといふ言を含めてゐるのであらう。

(内侍所神璽も芳野におはしませばいづくか都にあらざるべき) これは天皇が内侍所神璽を帶しておはします所ならばいづくでも都でないといふ所はないので、いづくでも都である。今天皇もおはしまして内侍所神璽も芳野におはしませば、芳野は正しい帝都である。何人がこれを否定しうべきものであるか。といふ意を語を簡にして言つたのである。

さても八月の十日餘六日にや、秋霧にをかされさせ給ひて、かくれましましぬとぞきこえし。ぬるが中なる夢の世はいまにはじめぬ習とは知りながら、かずかず目の前なる心地して老の涙もかきあへば、筆の跡さへとどこほりぬ。昔仲尼は獲麟に筆をたつとあればここにてとごまりたく侍れど、神皇正統の横しまなるまじき理を申し演べて素意の末をあらはさまほしくて、しひて注しつけ侍る也。

「いまに」底本なし。他諸本によりて補ふ。「して」底本「ノ」とす。梅白二本による

「皇」底本脱す。他諸本によりて補ふ。

(さても八月の十日餘六日にや秋霧にをかされさせ給ひてかくれましましぬとぞきこえし) これは親房が天皇の崩御を常陸の軍陣内で傳へ承つた事を述べたのである。「秋霧にをかされさせ給ふ」とは八月の下旬より御病に冒され給うたことを言つたものであらう。天皇は延元四年八月十六日に吉野宮に於いて崩御あらせられたのである。

(ぬるが中なる夢の世はいまにはじめぬ習とは知りながら、かずかず目の前なる心地して老の涙もかきあへば筆の跡さへとどこほりぬ) 娑婆世界は寝ぬる中に見る夢の如き世であることは佛教のいひふらした事で、その事はいまさら驚くべき事ではないといひはするものの、この天皇御在世の間の種々雑多の事が、いづれも目の前にある如く思はれて追憶の念に堪へず、老の涙(時に親房四十六歳か)もとどむることが出来ぬからして、文字さへ書き得ぬ程になつたといふ意。

(昔、仲尼は獲麟に筆を絶つとあれば) 仲尼は孔子の字である。孔子が春秋を記して魯の「哀公十有四年春西狩獲麟」といふ所で筆をとどめて、あとを書かなかつた。その心もちでいへばの意。
(ここにてとごまりたく侍れど) この天皇崩御の事を記した所で記事をとめたいとは思ふけれどもの意。

(神皇正統の横しまなるまじき理を申し演べて素意の末をあらはさまほしくてしひて注しつけ侍る也) 神皇正統といふことは本書のはじめに述べてある。その神皇の正しい位が、横しまであつてはならぬ道理を十分に申しのべて、自分が、もとより思つてゐることの結果の點までを明かにしたく思つて、進まぬながら心を勵まして、しひて注しつくるのでありますの意。

かねて時をもさとらしめ給ひけるにや、まへの夜より親王をば左大臣の亭へ移し奉られて三種の神器を傳へ申さる。後の號をば仰のままにて後醍醐天皇と申す。天下を治め給ふ事二十一年。五十二歳おましき。

(かねて時をもさとらしめ給ひけるにやまへの夜より親王をば左大臣の亭へ移し奉られて三種の神器を傳へ申さる) あらかじめ崩御になるべき時日をさとつてゐらせられたのであらう、崩御の前の夜即ち八月十五日の夜からして、左大臣近衛經忠の邸へ皇太子義良親王を迎へ奉られて、御讓位の事があり、従つて神器を傳へられたのである。

(後の號をば仰のままに後醍醐天皇と申す) 遺詔に依りて後醍醐天皇と申し上げたのである。本書にはここに明に天皇とあり、又この天皇の條の最初にも後醍醐天皇とありて、さきくの某院と申し奉つたとは趣が全く違ふことを注意せねばならぬ。これを輕々しく見すごすやうでは、この天皇の卓識又親房のこれを奉承した忠誠の心を認めぬやうになるであらう。

(天下を治め給ふ事二十一年) 文保二年二月二十六日の踐祚から、この崩御まで滿二十一年をこゆること約六ヶ月。その間はじめ十五年間は、鎌倉幕府の在つた時で、その後の六年間は建武中興の一年を除き他は全國が戦亂の巷と化した御世であつた。
(五十二歳おましき) 御齡には異説はない。

「さり」底本
「ナリ」とす
他諸本による

「さだめ」底本
「サメ」に作る
他諸本により
て補ふ。
「なき」底本
「ナク」に作る
梅本による。

昔、仲哀天皇熊襲を責めさせ給ひし行宮にて神さりましたしき。されど
神功皇后程なく三韓を平げ、諸皇子の亂をしづめられて、胎中の天皇の
御代に定りき。此君聖運ましましたしかば、百七十餘年、中絶えにし一統
の天下をしらせ給ひて、御目の前にて日嗣をさだめさせ給ひぬ。功もな
く、徳もなきぬす人世をとりて四とせあまりが程宸襟をなやまし、御世
をすぐさせ給ひぬれば、御怨念の末むなく侍りなむや。いまの御門又
天照太神よりこのかたの正統を受けましくぬれば、この御光にあらそ
ひ奉る者やはあるべき。中々かくてしづまるべき時の運とぞ覺え侍る。

(昔、仲哀天皇熊襲を責めさせ給ひし行宮にて神さりましたしき) この事は上、仲哀天皇の條に見ゆる。ここにこれを説くのは、同じく賊徒を討たうとして行宮で崩御あらせられた例と見てあげたのであらうが、下にその崩御後天下定まつた事をあげてあるのは微意があると思はるる。

(されど、神功皇后程なく三韓を平げ諸皇子の亂をしづめられて胎中の天皇の御代に定りき) 仲哀天皇は行宮で崩御になつたが、神功皇后はその後をうけて、間もなく三韓を平げ、虜奴忍熊二皇子の亂をしづめられて、胎中天皇即ち應神天皇の御代に確定したといふのであるが、今も、亦そのやうに、御聖運が後にひらくであらうといふ微意を示してゐる。而してこれはこの段の末の「中々かくてしづまるべき時の運とぞ覺え侍る」に照應する意があると見ゆる。
(此君聖運ましましたしかば、百七十餘年中絶えにし一統の天下をしらせ給ひて) この天皇の一統の天下をしらせ給うた事

はここに「聖運ましくしかば」とあるが、それだけではなく、實際英明で在らせられた事は疑がない。北朝の臣下もこれは十分に認めてゐたことは中院一品記に、この天皇崩御の報を傳承して記した語に「天下之重事、言語道斷之次第也。公家之衰微不能左右。愁歎之外無他事。諸道再興偏在彼御代。賢才卓犖于往昔、衆人不可不悲者歟」と云つてゐる。

(御目の前にて日嗣をさだめさせ給ひぬ) これはかくの如き英主が天命を受けていらせらるる。その英主が、目前に定められた天日嗣であるからして、これ即正統の君であるといふことを強調したのである。

(功もなき徳もなきぬす人) これはいふまでもなく足利高氏をさす。
(世をとりて四とせあまりが程宸襟をなやまし、御世をすぐさせ給ひぬれば) さやうなぬす人高氏が世の大政を私して、四年餘の間天皇の御心をなやまして御一期を終らせ給うたからといふ意。

(御怨念の末むなく侍りなむや) 天皇の残念に思召しなされたその御恨の結果は無いといふ事はなからうといふ意。太平記にこの御意中を記して曰はく「只生々世々の妄念とも成べきは朝敵を悉く亡して四海を泰平ならしめんと思ふ計なり。(云々)玉骨は縦南山の苔に埋るとも、魂魄は常に北関の天を望まんと思ふ。若し命を背義を輕ぜば君も繼體の君に非ず。臣も忠烈の臣に非じと委細に論言を殘されて左御手に法華經の五ノ卷を持せ給ひ、右御手に御劍を按じて八月十六日ノ丑ノ刻に遂に崩御なりけり」とある。即ちこの御怨念のはる時が来るであらうといふ意。

(いまの御門又天照太神よりこのかたの正統を受けましましたしぬれば、この御光にあらそひ奉る者やあるべき) いまの御門は後村上天皇をさす。後村上天皇は本書に述べ來つた如くに天照太神からの正しい皇統をうけて、正しい道理によつて皇位につかせられたのであるから、この皇位の御威光に何人が争ひ得るであらうか、さやうの事の出来る者は一人も無い筈である。

(説) この一句が、本書最後の斷案である。即ち天照太神の正しい皇統をうけて、皇室の正統にましまして、正しい道理に従つて三種の神器を受けましますことが、大日本國の皇位の根本である。而して後村上天皇はこの根本條件を完全に具へてゐるからして、神皇の正統はまさしくこの天皇に傳はつてあるといふことが、この正統記の結論である。而してこれ實にわが國體の根本である。この一句を眼目と考へずしては神皇正統記の結末は無いことになる。讀者に三思を希ふ所である。

〔中々かくてしづまるべき時の運とぞ覺え侍る〕「中々」は却りての意。「覺え侍る」は「思はれます」の意。かやうに唯今は亂世のやうではあるが、かへつてこれが世の治るべきやうになる時運として一時かやうのさまになつたのであらうといふ意。

〔説〕著者はここにかやうに前途を祝福するやうな言を述べたが、實際は何人も知る通り容易に天皇親政の時代を實現しえずして、爾來五百年の間武家專權の世を實現した。これは、上、二條院の條に「保元平治より以來天下亂れて武用さかりに王位輕くなりぬ。いまだ太平の世にかへらざるは名行の破れそめしによれる事とぞみえたる」と論じた通り、徳教地に委した結果がここにかやうな世相を實現したのであつて、これを一朝一夕の政治で恢復しようとする事は不可能であつたのであらう。而して徳川氏執權のはじめから文教を盛んにして、以て自己の政權を永遠に傳へようとした事が、わが國體に對する自覺を復活せしめて、その結果として天皇の親政がはじめて實現した。名教の興廢は遠く三百年五百年の末をも支配するものである。而して明治の皇政復古を指導した原動力のうちの最も著しいのはこの書である。然らば、著者のこの著は、當時に於いて直接の效は無かつたかも知れぬが、やはり、後醍醐天皇の中興の御精神をよく後世に傳へて、終にその貫徹を致したものとといふべきであらう。

「させ」梅本によりて加ふ。

第九十六代第五十世の天皇、諱は義良、後醍醐天皇第八御子。御母、准三宮藤原の廉子。此君は生まれさせ給はむとて、日をいたくとなむ夢に見申させ給ひけるとぞ。さればあまたの御子の中にただなるまじき御事とぞかねてきこえさせ給ひし。元弘癸酉の年、あづまの陸奥出羽のかためにておもむかせ給ふ。甲戌の夏立親王。丙子の春、都にのぼらせまし

「天日嗣」底本「天ノ日嗣」とす。梅本青木其他による。

まして内裏にて御元服、加冠左のおとど也。即ち三品に叙し、陸奥の太守に任せさせ給ふ。同戊寅の年春、又のぼらせ給ひて芳野の宮にましまししが、秋七月伊勢にこえさせ給ふ。かさねて東征ありしかど、猶伊勢に歸りまし、己卯の年三月又芳野へいらせ給ふ。秋八月中の五日ゆづりを受けて天日嗣をうけ傳へおまします。

〔第九十六代第五十世の天皇〕ここに天皇とのみあるは、當今の天皇でましますによつてのことである。後村上天皇と申すは崩御後のことである。

〔御母准三宮藤原の廉子〕廉子は右近衛中將藤原公廉の女、太政大臣藤原公賢の養女である。後醍醐天皇の後宮に入り、皇太子恒良親王、成良親王及びこの天皇を生み奉られた。建武二年に三宮に准ぜられ、正平六年に新侍賢門院の尊號を上られた。

〔此君は生まれさせ給はむとて云々〕この事は本書以外には見えぬが、本書は偽をかく筈がないから信すべきである。

〔元弘癸酉の年あづまの陸奥出羽のかためにておもむかせ給ふ〕この事は上に述べてある通りで、元弘三年冬の事である。

〔甲戌の夏立親王〕建武元年五月に親王の宣下があつた。

〔丙子の春都にのぼらせましまして内裏にて御元服、加冠左のおとど也〕延元元年陸奥より上京して高氏を討ち退けられた際の事である。その三月十日に内裏で元服せられたのであるが、加冠の役は左大臣藤原公賢がこれを奉仕した。これは御母廉子の養父である。

〔即ち三品に叙し陸奥の太守に任せさせ給ふ〕この事は上(六八二頁)に述べてある。而して、再び陸奥に下向あらせられたのである。

(同戊寅の年春又のぼらせ給ひて芳野の宮にましましが) これは元弘三年に顯家がまた京に上つた時の事であるが、この時顯家が奈良に着いてから所々に轉戦したが、その間、芳野の宮にましましたものと見ゆる。その事は元弘日記裏書にも見ゆる。

(秋七月伊勢にこえさせ給ふ云々) この事も上に述べてある。

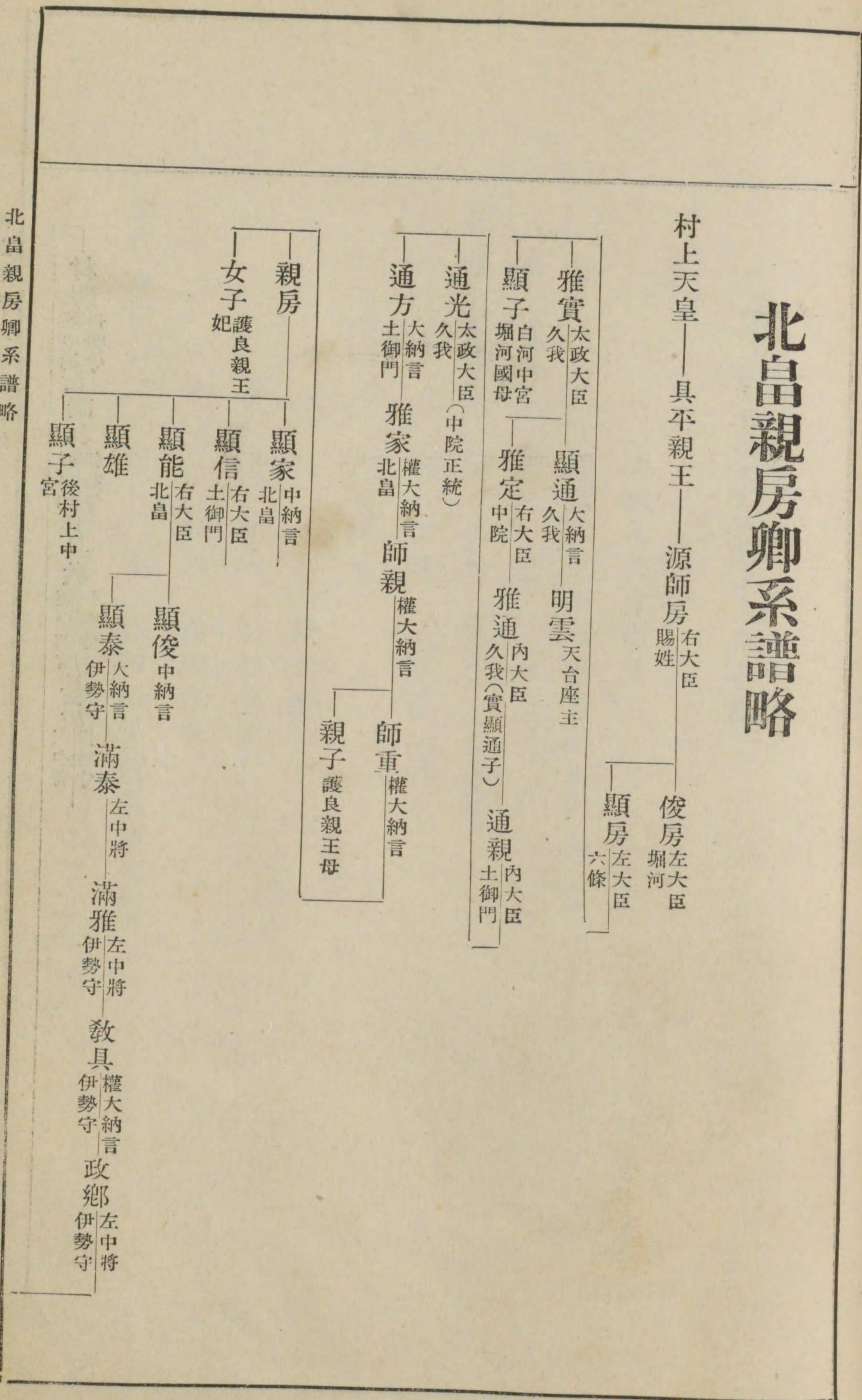
(己卯の年三月又芳野へいらせ給ふ) 延元四年三月に伊勢から芳野にかへり入らせ給うたのである。

(秋八月中の五日ゆづりを受けて天日嗣さうけ傳へおまします) 延元四年八月十五日に受禪ありて、天皇の位を踐ませ給ふ。その事も上に述べてある。

丁帖

附録

北畠親房卿系譜略



北畠親房卿系譜略

材親權中納言伊勢守晴具權中納言伊勢守具教權中納言伊勢守具房左中將伊勢守

北畠親房卿年譜略

大納言師重卿長男。母は入道左少將藤原隆重朝臣女なり。
祖父入道權大納言師親卿養ひて子となす。

(天皇) (年號) (月) (日)

(年齢)

伏見 正應六、正、廿九 生る。(准后傳)

(一)

(永仁元) (八、五、改元)

二、正、六 從五位上

(二)

五、二、廿八 正五位下

(五)

六、五、廿三 從四位下

(六)

後伏見、正安二、正、五 從四位上(新院當年給)

(八)

閏七、十四 兵部權大輔 元服(准后傳)

後二條、嘉元元、正、廿、左近衛少將 (十一)

十二、十七、正四位下

十二、卅、右近衛中將

三、十二、卅、權左少辨(父師重權大納言を辭して申し任す。十三(月日、准后傳による。師重の辭任に符合する故)

德治元、十二、廿二、左少辨 (十四)

二、七、廿八、家督に立つ。(父師重出家に因る。准后傳) (十五)

十一、一、左少辨を辭し、彈正大弼に任ず。(賴俊朝臣、辨に加はる間腹立之餘云々)

花園、延慶元、十一、八、從三位 (十六)

三、三、九、正三位 (十八)

十二、十一、參議に任ず、彈正大弼故の如し。

四、正、十七、兼左近衛中將 (十九)

三、卅、彈正大弼を止め、備前權守を兼す。

(應長元) (四、廿八改元)

七、二十、兼左兵衛督を兼し、檢非違使別當に補す。

十二、廿一、權中納言に任ず、別當督故の如し。

二、三、十五、別當督を止む。 (二十)

(正和元) (三、廿改元)

八、十、從二位

四、四、十六、服暇(祖父入道權大納言師親卿薨す、父喪に) (廿三) 准じて籠り服解す。(月日は尊卑分脈准后傳による)

四、十七、權中納言を止む。

五、正、五、正二位 (廿四)

後醍醐、文保二、十二、十、權中納言に還任す。 (廿六)

(此歳)

世良親王を養君として預けらる。准后傳

元應元 八、五

中納言

(廿七)

二、十、廿一

淳和院別當に補す。

(廿八)

元亨二、正、十三

父入道大納言師重卿の喪に遭ふ。

(三十)

(但、亡祖父の命に依り、重喪の儀に非ず、然而五旬中籠居)

三、六

除服出仕宣下。

四、五

右衛門督に任じ、檢非違使別當に補す。

三、正、十三

權大納言に任ず、淳和院別當故の如し。

(卅一)

五、

弊學院別當に補す。

六、十五

陸奥出羽按察使を兼す。

六、

中殿詩御會、詩人卅餘輩を召す、親房卿其隨一なり。(准后傳)

十二、廿三

拜賀答陣に大納言七人を越えたり。(准后傳)

四、三、廿

八幡行幸、親房卿事を行ふ。

(卅二)

大納言に任ぜられし事此年に在らむ。(公卿補任此年佚す、而して明年既に大納言としてありて任日を注せざればなり。)

(正中元) (十二、九、改元)

二、正、七

内教坊別當に補す。

(卅三)

三、二、九

按察使を辭す。(息顯家を右左衛中將に申し任す)

(卅四)

(嘉曆元) (四、廿六、改元)

二、閏九、卅

法勝寺上卿。

(卅五)

元徳二、二

中殿歌御會、親房勅を奉じて和歌序を書く。(卅八)

題は契花萬春(准后傳)

九、十五

太宰帥世良親王薨す、親房卿之を歎いて出家せんとす。天皇其の志を感じ給ふ。(准后傳)

九、十六 從一位(准后傳) 諸書、親房卿の一位に叙する年月を記せず。されど出家のまゝ、叙位の事あるべからず、必ず出家前にあるべきなり。故に准后傳によりてここに掲ぐ。

元弘元、八、廿四 官を辭して出家す。法名宗玄又覺空 (卅九)

二、四 (北條高時、天皇を隱岐に遷す) (四十)

三、五 (北條氏亡ぶ) (四十二)

六、五 (天皇京都に還幸、親政あり)

十、二十 顯家を陸奥守に任じ、義良朝臣を奉じて、陸奥出羽を鎮せしむ、親房共に赴いて之を輔す。

建武二、十一、 (足利尊氏叛す) (四十三)

十二、廿二 顯家、親王を奉じて陸奥を發して行々賊を破りて鎌倉に入り、遂に尊氏を追うて西上す。

三、正、十 (尊氏京都を侵す、天皇東坂本に幸す) (四十四)

正、十三 顯家、親王を奉じて行在に詣る。親房卿行を俱にして至る。(梅松論による、准后傳は十月に親房卿上洛とす。)

正、三十 (官軍尊氏を敗り、天皇京都に還幸)

二、十二 (尊氏、鎮西に走る)

(延元元) (二、廿九改元)

三、十 顯家再義良親王を奉じて任國に赴く。

五、廿五 (尊氏東上し、官軍この日兵庫に拒ぎて利あらず、楠正成戦死し、新田義貞退いて京都に入る。)

五、廿七 (天皇再山門に行幸)

時に親房卿病みて宇治に在り。(准后傳)

六、 親房卿伊勢國に赴き、次男顯信以下従ふ、愛洲矢野等を催して山門を援けんと欲す。(准后傳)

十、十

(天皇京都に還幸あり、尊氏花山院亭に幽し奉る。)

十一、二

(尊氏、天皇に逼り、神器を其の主の手に授けしめ奉り、強ひて太上天皇の號を上る。)

十二、廿一

(天皇神器を奉じて吉野に潜幸す。)

二、正、一

親房卿、伊勢光明寺をして祈禱せしむ。

二、正、一

親房卿、書を結城宗廣に與へ、天皇の南狩(四十五)を告げ、且つ陸奥の事を囑す。

春

天皇親ら年中行事三卷を撰し、又親房卿に命じて延元禮節三百六十箇條を撰せしむ。(准后傳)

八、十一

(顯家、親王を奉じて陸奥靈山を發し、後鎌倉に入る。)

九、廿六

親房卿志摩の軍勢を催す。

三、正、二

(顯家、親王を奉じ、鎌倉を發し西上す。)(四十六)

二、廿一

(顯家、奈良に入る賊軍逆へ撃ち、顯家敗れて廿八

日河内に走り、義良親王吉野に入り給ふ。)

五、廿二

顯家、和泉に戰死す、年二十一。

閏、七、廿六

顯信、陸奥介鎮守府將軍に任じ、義良親王を奉じ、往きて陸奥に鎮し、親房卿をして之を輔けて行

を俱にせしむ。

八、十七

義良親王、宗良親王、伊勢を發して東國に航せらる。親房、顯信等從ふ。

九、十一

海上颯に遇ひ、義良親王、顯信は共に伊勢に還り、宗良親王は遠江に、親房卿は常陸に著く。(月日准

后傳)これより後親房卿、常陸小田城に在り。

四、春

(義良親王吉野に歸り、東宮に立ち給ふ。)(四十七)

八、十五

(天皇讓位)

八、十六

(後醍醐天皇崩す。)

秋

神皇正統記を著す。(常陸小田城に在りて草す。)

五、二 職原抄を著す(同上)

(四十八)

(興國元) (四、廿八、改元)

五、十六 親房卿、奥方の諸氏の請に依り、一重將をして己に代りて赴かしむ。

二、六、十六 (高師冬、小田城に逼る、爾後屢戦あり) (四十九)

十一、十 小田城主小田治久、賊に通ず、親房關城に移る、高師冬轉じてまた之に逼る。

四、八、十九 是より先、親房卿小田城に入りてより屢 (五十二)

書を結城親朝に贈り、その父兄の功勳を告げ、來り援ふことを促ししかど、親朝依違して應ぜず、ここに於いて終に賊に通じて叛す。

七 神皇正統記を再び修治す(關城に在り)

十一、十一 常陸關大寶の二城陥る。親房卿以下伊勢に還る。(但その月日未詳)

五、春

(この頃吉野に還るか、准后傳には准三宮 (五十二) の宣旨を下し和州宇陀郡を領せしむとあり。

されど、この後興國七年の日本紀正平三年の願文に儀同三司(准大臣の唐名)の自署あれば未だ准后たらざること明かなり。而して准大臣の宣ありし年月また明かならず、恐らくは准后傳、准大臣と准三宮とを混同せしならむ。然らば准大臣の宣或はこの時の事か。

是歲 元元集七卷を撰す(准后傳)

六、是歲 熱田本記一卷を撰す(准后傳) (五十三)

七、十一、十三 日本書紀を寫して顯能に授く(宮内省藏 (五十四) 本奥書)

(正平元) (十二、八、改元)

是歲 東家祕傳、神教祕傳各一卷を撰す(准后傳)

二、春

天皇、親房卿に命じて古今集新注二卷を（五十五）撰せしむ。

三、二、廿四

（高師直、吉野を侵し行宮を焼く、天皇紀伊（五十六）に幸し、尋いで大和賀名生に遷幸して皇居とす。

八、廿二

願文を觀心寺に納めて興隆を祈る。

十一、十一

（花園法皇崩す）

五、

河内國網代莊地頭を領せしめらる、十二（五十八）月にこれを河内教興寺に寄附す。

六、四、四

醍醐寺僧房玄、賀名生に參り、親房卿に面（五十九）して事書を進す。此事書は蓋し南北講和の條件か。

五、十五

朝廷、足利氏進する所の事書を卻く、親房卿等の之を非とするに依る。和親の議止む。

十、廿四

（尊氏、義詮の降を許す）

十一、七

（北朝の天皇及皇太弟直仁親王を廢す、延元元年より十五年にして天下一統す）

十二、廿三

（北朝の神器を賀名生行宮に收む、親房卿この事に關る）

（准三后宣下この前にあるべし、園太曆この時の記事に准后と記す）

七、二、廿八

（天皇、住吉に幸す）

（六十）

閏、二、十九

（天皇、八幡に幸す）

二、廿四

親房卿、京都に至り、顯能に代りて京都の事を行ふ

四、一

安藝海莊地頭職を高野山に寄附して祖考及子顯家の冥福を祈る。

五、十二

（是より先、義詮反し、八幡を攻むること急なり、此日八幡陥り、官軍退き、天皇賀名生に還幸す）

冬

親房卿に勅し、先帝御撰の年中行事を書寫せしめ、親ら校合し給ふ。

八、六、九

(官軍京都を復す。)

九、二十一

尊氏義詮率兵京都に入る。

是歲

賀名主行宮千首和歌御會、親房卿亦詠進す。

九、九、十五

大和宇陀郡福西莊灌頂寺阿彌陀院に閉 (六十二) 居して薨す。准后傳(常樂記に四月十七日……於

紀州賀名生圓寂と記す。然れども、此書尊氏の母の死を二月も先だちて記せる如き、杜撰往々あれば、必ずしも信ずべからず、ここにも賀名生を紀州とせる杜撰あり。

右年譜、北畠准后傳に據る所少からず。この書、その時代を明かにせねど、室町時代の著なるべく、中に親房の日記などを材料とせるあり、悉く信ずべ

からずと雖も、全然無稽のものにあらず。この書傳本稀なりといふ、余が藏するものは故男爵北畠治房氏の特に手づから寫して余に與へられしものにして、その原本は田中勘兵衛氏の藏書といふ。その福西莊灌頂寺にて薨すといふ傳の如きは無稽の語にあらざらむ。この寺と親房卿との關係は珊瑚璣集の奥書にても推知しうべし。又卿の著書に就いて偽書説行はるれども、確證なき限り、漫然否定するは學者の道に非ず。故に、今これを収録して後の研究に待つ。

昭和七年四月十二日

山田 孝雄

神皇正統諸本解説略

今ここに述ぶる所は、本述義著述の際に實査せしものを主としたるものにして、余の實見せざるものは、ただそれを略述し且つその由を明言しおけり。

第一 白山本

一 白山比咩神社藏本(國寶) 四冊(完本)
美濃判袋綴にして、竪八寸八分横約六寸。墨書片假名交りにして宣命書に似たる所少からず。一頁八行に書く。

第一冊は表紙に(これらの表紙は後に加へしならむ)

神皇正統記一

と記し、内題なし。紙數三十六枚。神代にて終る。第二冊は表紙に

神皇正統記二

とあり、次の紙に

神皇正統諸本解説略

神皇正統記皇世第一

と記し、その紙の末行に

神皇正統記二

と記し、次の紙より本文を書く。本文は四十五枚、文武天皇にて終る。第三冊は表紙に

神皇正統記三

とあるのみにして、次の紙より直ちに本文を書く。本文は四十四枚、堀河天皇にて終る。第四冊は表紙に

神皇正統記四

とありて、本文は直ちに書きつゞく。五十七枚ありて、鳥羽天皇よりはじむ。かくて第五十枚裏四行にて後村上天皇の條を終へ、次の行より、次の文を書く。

此記者去延元四年秋爲示或童蒙所馳老筆也。旅宿之間不審。一卷之文書纔尋最略皇代記任彼篇目粗
勒子細畢。其後不能再見。已及五稔。不圖有展轉書寫之輩云々。驚而披見之處錯亂多端。癸未秋七月聊
加修治。以此可爲本以前披見之人莫嘲哂聞。

この文は徳富氏應永本、梅小路本、清家本の巻首、藤田氏青蓮院本の巻末にあると同じ文にして、一二字の異同あるに止まるものなり。かくて、この文よりかきつづけにして次の文あり。

右本兩帖者北畠源准后法名宗玄御筆也。延文元年之比大和國信貴山居住之時以彼家僕瀧口左衛門尉基

邦之本令寫畢

とあり。この延文元年は北朝の年號にして著者親房卿の薨ぜし正平九年より二年の後、正平十一年なるが、正統記寫傳の奥書としては現今知られたる中に於いて最も古きものなり。加之北朝側の人の早くもこれを書寫し傳へたることは本書の歴史上の位置を考ふるものにとりては重要な事實たり。本書にはなほこの次に行を改めて、

第九十六代光嚴院云々(三行)

第九十七代後醍醐還着云々(二行)

第九十八代光明院云々(二行)

第九十九代崇光院云々(三行)

第一百代後光嚴院云々(三行)

第一百一代後圓融院云々(三行)

第一百二代後小松院云々(三行)

第一百三代稱光院云々(三行)

の記事ありて終る。この増補の部は續神皇正統記の源をなせるものと認めらる。本書は上述の如く四冊に分ちたれど、その内部には卷を分つこと九なるが、その分ち方は何によるものか詳ならざるのみならず、その境目の不明瞭なるものあり。

本書には處々に奥書の如きもの又樂書に似たる記入あり。その文を見れば頗る無稽の語を弄するものあり。今憚る所あれば、一々これをのせず。ただその書寫の年代を知らむ料として數個をあぐべし。第一冊の末の文には二行の文ありて、

永享十年初夏書寫之

同校了

とあれど、その筆者の名なし。第二冊の末にも

永享十年孟夏天書寫之

同校合了

と記し、第四冊の末には

享祿十年五月 榎原親王御子孫

白山神主

と記せり。この榎原親王とあるは第四冊の將門亂の邊の記入に

葛原新王十五代後胤

上道氏

とあるを以て見れば、葛原親王の末なる上道氏といふが白山神主たりしものありて、その某が、永享十年に書寫せしことと考へらる。本書には、この外に又第一冊の末に、上の奥書の次に、

享祿二年三月廿五日行年五十九歳

白山西神主上道氏榮

の識語ありて、これを抹消せり。而してこの筆蹟を以て本文に比するに異筆とすべからざるに似たり。恐らくはこれ永祿の傳寫本にあらざるか。なほこの外第三冊の内部の「神皇正統記六」と記せる次に
寛政六甲寅年五月下旬受之

上道相傳東建氏

と記せり。これは本書の傳來を語るものならむ。卷末に嘉永元年七月廿三日の森田良見の跋文三枚を加へて、その傳來を考證せり。本書には本文に假名をつけたれど、杜撰多し。而して全體にわたりて誤脱頗る多く、學術上の價値多からず。ことに花園院の條に

第四十九代花園院……五十一歳ヲマシクキ

と書ける如きは決して原本のまゝにあらすして、正平三年花園院崩御の後の改竄なること著しきものなり。されどその延文の奥書は本書の爲に重要な史料たりといふべし。

第一應永本

一 徳富氏藏應永本

二冊 (完本)

美濃判袋綴、上、六十五枚、下、五十八枚

神皇正統諸本解説略

一面十一行、漢字片假名交りにて書く。
 各冊卷末表紙内面に「登壽院藏」とよまる、朱長方印を捺す。
 上冊は第一枚に「神武天皇乃至陽成天皇の御名を記す。蓋し目次ならむ。第二枚に
 一本奥ニ有之

此記者去延元四年秋爲示或童蒙所馳老筆也。旅宿之間不蓄一卷之文書。纔尋得最略之皇代記。任彼篇目粗勒。子細畢。其後不能再見。已及五稔。不圖有展轉書寫之輩云々。驚而披見之處。錯亂多端。癸未秋七月。聊加修治。以此可爲本。以前披覽之人。莫嘲駭可耳。

自天祖至地神五代爲甲帖
 自神武至淳和爲乙帖
 自仁明至安德爲丙帖
 自後鳥羽至當一爲丁帖
 の文をその表面に書き、第三紙より本文を記す。そのはじめは第一行に
 神皇正統記一甲帖

とあり、次行より本文となる。

上冊本文はその目録の如く陽成天皇の記事を以て終れるが、それは第六十四枚の表第二行にて終り、その次一行空白にしてその次に

日本紀八仲哀云々(四行)
 又云筑紫伊都縣主祖云々(六行)

愚案云々(一行)

伊勢御祭 九月十六日外宮 熱田大神事 十一月廿日
 同十七日内宮

の文を載せ、次二行空白にして、その次に

日本紀云々
 續日本紀云々
 日本後紀云々

の文を記し、最後の一行には四行にわたりて

續日本後紀云々
 文德實錄云々
 三代實錄云々
 外記番記云々

神皇正統諸本解説略

の文を記し、以下空白なり。その裏に貼紙ありて、それに

「勞ヲツミテ云々より常ノ官位上ルニ」までの下巻の末つ方にある文を記せり。

下冊第一枚には上冊の如く、目次として「光孝天皇乃至後村上天皇の御名を記す。第二枚に

神皇實錄云々(三行)

神皇系圖云々(三行)

天口事書云々(三行)

の文ありて、以下空白なり。第三紙の第一行には「神皇正統記」とのみありて、第二行より本文をかく。その次第は目次に一致す。本文は第五十五枚表第九行にて終り、以下空白なり。第五十六枚には「關白始事」とかきはじめ、その文は第五十八枚表第二行までつづく。その裏に

應永四年^{丁丑}十二月上旬書之。此本少年之時書

寫僻字落字等可在之。此記者北畠大納言親房

卿於南方書進 後村上院云々深秘于函内輒勿出

四句老士實位

の奥書あり。本書には往々誤寫ありて、これを朱にて訂せると墨にて訂せるとあり、又藍にて訂せるあり。朱にて訂せるには、ただ訂せるものと「イ」と注せるとあり。

この書、下冊第四十二枚の表第七行より第四十八枚裏第一行までの間錯簡たり。その復舊せるさまを

記せば次の如し。

自四十七枚裏十一行「勞ヲ積テソ理運ノ……」

至四十八枚裏一行「……位ノ外ニ」

自四十七枚表八行「勳位ト云シナヲ……」

至四十七枚裏十一行「……ニハ義朝左馬」

自四十六枚裏五行「頭ニ轉シ清盛……」

至四十七枚表八行「……檢非違使ニテヤ」

自四十六枚表二行「範頼カ參川守……」

至同裏五行「……諸社ニ……箭ニモ其日」

自四十五枚表十一行「イケル箭ニモ……」

至四十六枚表二行「……才用ヒトシケ」

自四十四枚裏七行「レハ勞效アルヲ……」

至四十五枚表十行「……上古ニ及難キ事ヲ恨」

自四十四枚表四行「ヤカラモアレト……」

至同裏七行「……大上中下ノ四ノ功ヲ立テ」

自四十三枚裏一行「田ヲアカテ給キ……」

(約十二行)

(約十四行)

(約十五行)

(約十四行)

(約十四行)

(約十四行)

(約十五行)

至四十四枚表四行 …………… 此費ヲキカセ]

(約十四行)

自四十二枚裏十行 「給テ記録所ヲ……………」

(約十三行)

至四十三枚裏一行 …………… モ競申ケリ]

自四十二枚表七行 「トソ納マラムトテ……………」

(約十四行)

至同裏十行 …………… コトワサニハ]

自四十八枚裏一行 「一タヒ軍ニカケ……………」

今これを以て考ふるに、その錯簡は十箇にわかれ、それが後より次第に逆に連絡する所を以て見れば、これはその原本胡蝶装の本なりしならむが、そのうちの五紙一折木口十枚をば逆に折り違ひて綴ぢたるものをば、復寫の際に、そのまゝ書き延べたるが爲にかゝる姿を呈せしものと考へらる。ここにこの應永本の原本は胡蝶装のものなりしこと疑なき事となる。

二 池田龜鑑氏藏青蓮院本 三冊 (殘闕)

美濃判斐紙袋綴丁子引紙表紙。外包の疊紙あり。それに

青蓮院尊純法親王奥書

神皇正統記 三冊

と記す。然れども、然見ゆる奥書は無し。或はこの本の原本にありしものか。

本文は行草體漢字平假名交りにて書く。上卷には

神皇正統記自神武至 (ここに稱徳の二字あるべきなれど、字形頗缺く)

の外題簽ありて、その下に「上」の文字を記せり。この題簽は本文の同筆と見ゆ。禮紙一枚、次に目次一枚、この目次の表に「青蓮王府」の朱方印あり。本文は初行より

人皇第一代云々

と書きて内題なし。目次にある通り稱徳天皇の條にて終る。本文終りて後附録として

日本紀曰云々(これ徳富應永本の附録十二行の文に略同じ)

の文一枚、

當帖篇目條々事

と題する文二枚ありて次に禮紙一枚あり。その附録第一枚の餘白に徳富本附録の

伊勢御祭云々より

〔外記番記光孝以後〕まで

の文を記し、「イ本」と肩書せり。又末の禮紙に

イ本神皇實錄曰云々

の記入あり。末に朱にて「一校了」と記す。又「源隨印」の朱方印を捺す。

神皇正統諸本解説略

中巻も體裁略同様にして、これには外題に「自光仁至安德」と記し、本文これに一致す。目録の紙に青蓮王府の朱印あり。末には

當帖篇目條々事

と題して記せるもの二枚あり。禮紙一枚、その表の端に近く

寛永第七臘十有七校合了

の朱書及び「源隨印」の朱印あり。

下巻も略同様にして後鳥羽天皇の記より後村上天皇の記に至る。はじめに禮紙一枚、目録一枚あることと上に同じ。但し、この目録には印なし。本文第一枚の表に「青蓮王府」の朱印あり。本文の後に

當帖篇目條々事

と題しての記入一枚、次に奥書を記せるもの一枚。これには表面に、徳富氏應永本の上冊第二枚にある

此記者……………莫嘲呀耳

の文を記す。これは最略之皇代記「書寫之輩」の「之字なき」と披覽之人の「覽字が見字になれる」と末の「耳」の字が正しく書かれたるとの異あり。次にその裏面に徳富本の下冊の末にある奥書と同じ文を載せ、それに「本云」と肩書せり。その文は略同じけれど、これには末を

勿出圃外

と記せり。蓋しこの「圃外」は「圃外」の訛寫にして、徳富本は書寫の際に、これを脱し、この本はこれを誤れる

ものならむ。この次に禮紙ありて、これには表の初に

或本イ

押昏云親房卿制作伊勢國司先祖也神風和氣同作

本云

清外記以本朱點校合等畢後伏見院以後不見又神代之儀今度寫之加之也

慶長十二年七月九日

と記し、このうち「或本イ」と「本云清外記云々」以下とは朱なり。又表の端に稍近く

寛永七年臘月十有一校合了

と記し、前の奥書の下に近く「源隨印」の朱印あり。これによれば本書は後にいふ清家本を以て寛永七年に校合せしものたること明かなり。本書は上の如く神代巻を缺けるものなり。慶長の奥書にこれを寫し加へたる由に見ゆれど、今存せず。本文には朱にての校合と墨字にての校合とあり。朱にてのは慶長の時の清家本との校合ならむ。本文はこの校合の外に誤字脱行ある點まあり。

この本は正統記研究史上名高き本にして、明治時代に出でし正統記の善本と目せられしものすべて本書を准據とせり。されど、そはいづれも秘閣に存する寫本よりの傳寫によれるものなり。しかもそれらの寫本は決して善本とたたへつべきものにあらずして吾人をして、失望せしむること久しかりしが、偶池田龜鑑氏の藏にその原本の存するを知りて、はじめ、ここに青蓮院本の正しきものを見得たり。この本は徳富氏本と略一致するものなるが、徳富本の如き錯簡の存せざるを見れば、その源とする本は、

同一にあらずして、應永以後各別の傳本ありて各それらより傳寫せしもの如し。

三 彰考館藏應永本 四冊 (完本、未見)

袋綴 漢字片假名交りにかく。

第一冊 神代より允恭天皇まで

第二冊 安康天皇より陽成天皇まで

第三冊 光孝天皇より四條院まで

第四冊 後嵯峨院より後村上天皇まで

二種の奥書は青蓮院本に同じ。而して後醍醐天皇の條の錯簡は德富本に一致す。なほこの本には六藏寺本を以て校合せし朱の記入あり。

(右文學士永井行藏氏報を略取す。)

四 平松家本神皇正統記(京都帝國大學圖書館寄託) 二冊 (完本)

德富本に略一致し、後醍醐天皇の條の錯簡も一致す。(永井行藏氏報告)

第三 梅小路本

一 德富氏藏梅小路本 三冊 (完本)

本書は卷頭上部に「梅小路府」の方形朱印及び下部に「定福」の白字朱印あるによりて名とす。

大美濃判紙袋綴。外題なし。本文一頁十二行、漢字片假名交に記す。上卷には先禮紙一枚、次に德富氏應永本の第二枚にある

此記者……

自後鳥羽至當一爲丁帖

と記せるもの一枚あり。これには明かにその文の末を「莫嘲呀可」と記せり。本文は初行より書きはじめ、その初行の上旁に

神皇正統記イ甲帖(朱)

と小さく書けり。宣化天皇の條にて終り、別に一枚の紙を加へて、

諸神秘抄之事

熊野神靈驗新ニ坐ス……

の文を記す。

中卷は禮紙一枚、本文四十枚。欽明天皇にはじまり、堀河院に終る。下卷は本文四十枚、鳥羽院よりはじまる。終に禮紙二枚、その初の禮紙表に次の奥書あり。

官本云

此記上中下三卷北畠大納言入道親房卿建武三年叡山臨幸時於行宮叙一位出家之後云々其後於南朝芳野殿蒙准三宮宣旨云々於南山述作之この本には墨のかなつけあり。朱の校合あり。誤寫と思しきものまを見ゆ。

神皇正統諸本解説略

本書下巻の禮紙に徳富蘇峯氏が昭和三年一月二十日御進講の際にこの書を用ゐし旨の識語あり。

二 猪熊氏藏聖護院舊藏本 三冊 (完本、未見)

この本は内容及びその體裁すべて梅小路本に同じものなれど、書込みなく、書寫は室町時代の中期頃ならんといはる。「聖護院藏書記」の文字ある圓形朱印あるによりてその舊藏者を知るべし。この本には別に樟陰山房の朱方形印あり。卷末の奥書には

本云

の肩書のみありて、「官本云」の肩書なし。これを梅小路本に比するに時代の上よりしてもこの奥書の上よりしても梅小路本の原本にあらずやと疑はる。(永井行藏氏報告)

三 なほこの外に同じ系統の本新しきものとして京都伏見稻荷神社に委託せられたる森本本 (袋綴四冊ありとこれも永井氏の報告にあり。)

四 宮内省御藏神宮八神主舊藏本 五冊 (完本)

これは伊勢神宮八神主の藏せしものを宮内省に獻ぜしものといふ。

卷五の末に

此一二之卷足代草春寄附也北畠准后御筆下三札後に書加 度會朝臣朝貞書

とありて、一二の二冊は「北畠准后親筆」といふ一樂軒の極札ありといふ。その一卷は神代にして二巻は齊明天皇に至るといふ。

その卷頭に應永本などの卷頭にある文あり、それ即ち著者の自筆の序文なりといふ。これは佐伯三木兩氏の標注神皇正統記の卷頭に模刻を載す。北畠治房氏はこれ親房の筆に非すと斷ぜり。恐らくは然らむ。

本書は未見の書なれど、故井上頼因氏が、群書類従本にその異同を注記しおかれしもの無窮會に藏す。今その校合によりて推考するに、この書は群書類従本白山本の系統にあらずして、應永本梅小路本の系統に屬し、特に梅小路本に最も近きものと思はる。この故に姑くここに附説す。

第四 清家本

一 村岡典嗣氏藏清家本 壹冊 (殘闕)

美濃紙袋綴。中味八十八枚。澁紙表紙。

外題に

(慶長二年十月寫)朱書

神皇正統記 全

とあり。第一枚に應永本白山本梅小路本の首書と同じ文を載す。但そのうちの「癸未」の文字を「癸未」に作れり。

一頁十三行漢字片假名交りに書けり。但雄略天皇の邊には平假名をも用ゐる。さて第一枚初行に

神皇正統記一甲帖

神皇正統諸本解説略

と記し、第二行より本文を書きつづく。處々假名付あり。又朱にて傍に書き入れたる部分あり、墨にての異本の校合あり。第十八枚裏にて神代を終る。その第十二行に

甲帖終

と記し、諸神秘抄之事と題し、次一枚半にわたり、梅小路本第一冊の末の文と同じ文を載す。その次半枚空白。第二十枚初行に

神皇正統記二乙帖

と記し、第二行より神武天皇の條を記す。孝安天皇の條中注文、説文云々の末、若取此義歟の次に

快賢云、从大从弓者、夷此文字之、夏窮之、了見者、僻案也

とあり。この快賢といふ人は本書の傳來に關係ある人ならむ。第五十四枚裏第六行にて淳和天皇の條を終ふ。その六行と七行(仁明天皇の條)との間の上欄に

丙帖

と記せり。それより三枚(第五十七枚裏五行にて陽成天皇の條を終へ、以下空白。次の一紙に應永本第一冊の末にあると同じ文を記す。この次に白紙一枚ありて半面空白なり。これを以て推すに、以上は應永本上冊に大體一致するものなり。かくて上の白紙の裏面に

神皇實錄云々

の文あり。これは應永本下冊第二紙なると同じ。第六十枚第一行に

神皇正統記

とのみありて、三とも丙ともなく、次行より光孝天皇の條をかきはじむ。この點も應永本に似たり。第七十七枚裏五行にて安徳天皇の條を終へ、六行より後鳥羽天皇の條にうつる。その五行六行の間の上欄に

丁帖

と記入せり。第八十七枚裏第九行は

第九十二代後伏見院諱ハ胤仁伏見第一ノ子御母以下五六字分空白)

と書きさしてその下は書かず。(この紙、以下四行分空白、これ即ち本書を殘闕と目する所以なり。最終の紙の第一行に

押帟ニ云親房卿制作伊勢國司先祖也神風和氣同作

と記し、その裏の第一行より

右一冊青松軒之御本於神護寺令書寫畢

慶長二年十月 日 少内記賢好

と記せり。その墨消の下を透し見れば、國賢朝臣とよまる。これは蓋し清原國賢をさせるならむ。國賢は慶長十二年十一月廿七日從三位に叙し、廿八日に薙髮の爲高尾に登山する由慶長日件録にみえ、慶

長十九年十二月十八日に歿す。時に年七十一歳。この筆者少内記賢好といふ人は系統未だ精査せねど、國賢の一族なるべし。本書を書寫せし慶長二年の頃は國賢は五十四歳にして從四位上たり。この時にその藏書を高尾山神護寺に於いて書寫せしとは如何なる事情によるか。國賢が薙髮の際に高尾山に登りしを見れば、この寺と國賢とは特別の由緒ありしこと推察せらるべきが、その最も著しく見ゆるは國賢の弟眞海が、高尾山法身院權僧正としてそこに任せしことなり。或はこの書の原本がその眞海の許に保管せられてありし時に書寫せしにあらざるか。

この本に、後伏見院のはじめを記して以下を記さざるは如何なる理由なるか、今にしてこれを知るを得ざる次第なれど、これにつき考へらるべき事情は二あるべし。一は以下が原本に缺けてなかりしか、一は以下が錯亂ありて、書きつづくるに堪へざりしか、この兩者の一を出でざるべし。若し、その錯亂の爲とあらば、これはその原本が、徳富氏應永本の如き錯亂ありし爲なるべきか。しかも徳富氏本の錯亂は後醍醐天皇の條の中頃よりなれば、その錯亂によりて、この邊より書寫を中止すべき理由なし。然るに徳富氏應永本は恰もこの邊の處より筆蹟を異にして、他の本を以て補ひしかの疑あり。かたぐゝかの本とこの本とは或る種の深き關係ある本なりといふことを知らる。

本書の奥書は又池田氏青蓮院本とも關係深きものなり。彼の本の奥書にある

或本
押帔云々

は本書の「押帔云々」の同じ文なり。而してその次の「本云清外記以本云々後伏見院以後不見云々」とあ

る慶長十二年七月九日の奥書に見ゆる清外記の本といふものは、本書若くはその原本たる青松軒本をさせること明かなり。而して、本書を以て、青蓮院本の朱字の校合に照すに、多少齟齬する所あれど、大體一致するなり。即ちその齟齬は校合の粗漏より生じたるものと推せらる。本書と同じ性質の本は從來花山院本と稱せられたれど、本書が最も基礎的のものなれば、今清家本の名を以てよぶこととせり。

二 靜嘉堂文庫藏清家本 壹冊 (殘闕)

美濃紙袋綴

この本、大體一の村岡氏藏本におなじ。ただ、最後の奥書は

押帔ニ云親房卿制作伊勢國司先祖也神風和氣同作

とあるのみにして他になきことのみなり。この書には卷首に「高崎文庫」の印あり、末に「瑞乾家藏」の印あり。書寫は村岡本より下らず、或はやゝ古からむか。

三 無窮會藏花山院本 壹冊 (殘闕)

美濃紙袋綴

この本、大體村岡氏本におなじ。

この本には次の奥書あり。

右冊者以花山院殿之本於城都令書寫畢但後伏見以下者以異本可寫者也一校合畢

慶安元年三月吉辰 加茂清雄(花押)

即ち、その慶安の書寫本なり。原本たる花山院家の本今ありや無しや。その原書の如何を知らず。この故に、今、同系統の本をその來歴の明かなる本によりて清家本と稱し改めたり。内容に於いては三本同一といひても差支なき程度のものなり。

この本井上頼園氏の舊藏にして世に名高き本なるが、今無窮會に藏せり。

四 久原文庫本 二冊 (完本)

五 刈谷文庫本 二冊 (完本)

この二種は未見。永井行藏氏の報告によりこの種なるを知る。

第五 小槻本

一 帝國圖書館藏小槻本 四冊 (完本)

この本は末に續神皇正統記を併載す。

第一第二冊は二卷本の上卷に當り、第三第四冊は下卷に當る。第四冊の後村上院にて終り、次に

神皇正統記終

と記し、次に

古語拾遺記云第七伊弉諾陽神云々

の文ありて、末に詳在師鍊師釋書と記し、次に

神皇實錄曰云々

神皇系圖曰云々

天口事書曰云々

の文あり。これらは前述の諸本のおなじ。次に

第九十六代光嚴院云々

の文より

第百代後花園院云々

の條までを書き、末に

當今

と標記せり。これらの部分は即ち續神皇正統記の文なりとす。かくて最後の奥書は

神皇正統記至

後醍醐院令錄之全部也

光嚴院以來繼嗣奉加載之爲老後之忘氣也

匪敢番續集矣 小槻宿禰判

右慶長壬子夷則下濬以仙洞御本令謄寫者也

中大夫 清原朝臣

とありて慶長書寫の實物と考へらる。慶長壬子は十七年にして中大夫は從四位下なり。而してこの時清原氏にして從四位下たる(秀賢この年正月に叙す)ものは秀賢なれば、この人の書寫と認めらるべきものなり。

この本の小槻宿禰の奥書は本書と續神皇正統記とにわたりたるものにして、その原本たる仙洞本の奥書なり。これによりて考ふれば、この本の原本は既に小槻家に傳へしなり。續神皇正統記は後土御門天皇の御宇に著したること著しく、その著者は三條西實隆公記には小槻宿禰晴富作とせり。今本書を見るに、原本以外の文の記入と覺しきもの少からず。たとへば各天皇の記事の末に往々「或本云」と題して帝皇退位御出家崩御等の年月、山陵の所在等を注するが如し。而して文章も稍亂れて確證とはしがたく見ゆ。

本書は又後嵯峨院の條よりして世數をかぞふることを除き、亦曰云々として天皇の名の下に世數を加へたり。これを摘出すれば次の如し。

第八十七後嵯峨院(第四十六世を除く)

第八十九龜山院亦曰第四十七世

第九十代後宇多院亦曰第四十八世

第九十五代後醍醐天皇亦曰第四十九世

第九十六代後村上院天皇

即ち、これは南朝の正統なる由を著者が世の次第にて示さむとせるを北朝の正統をいはむとて、試に除きしが、さりとて除きも了せずして「亦曰云々」として加へしものにして、本書が、著者の原本のままのものにあらざること火を睹るよりも瞭かなり。なほこの外に

第九十四代の天皇

とあるを

第九十四代萩原院

とし、

第九十六代第十五世の天皇

とあるを

第九十六代後村上院天皇

とせるなどは、いづれも後人のさかしらなり。本書の正しからぬことは其の他の點にも少からず存す。然れどもなほ古體を存し、群書類従本の如き甚しき杜撰はなきものなれば、参考とする價值あり。

二 故北畠治房氏藏中原本 二冊 (完本)

美濃判袋綴。

外題は各

「北畠一畝乾」「北畠一畝坤」

神皇正統諸本解説略

と記し、禮紙に一畝と記す。卷首に^{納世}の印と、中原の文字ある歎防あり。卷末に^{納世}の印あり。即ちこれもと中原職忠の所藏たりしこと知らる。職忠は萬治三年に八十一歳にて歿したる人なるが、この本の書寫の時代はそれよりも古く、慶長以前かと思はる。

この本は文章を省略せる所少からず。村上天皇の條中の「皇孫にはあまたあり」より「慎み思ひ給ふべき事也」までの文、冷泉院の條の末の尊號論の文章、後三條院の條の天皇の賢明にまします事、鳥羽院の條の大部分、後白河院の條の大内の事等、土御門院の條の「太弟にゆづりて」より「玉石ともにこがれて」まで、後堀河院の條の異例の院政の事、後嵯峨院の條の御生立の事、政道論の部分末の院政の記事、後宇多院の條の帝皇の學問の論、伏見院の條の記事の大部分、後醍醐天皇の條の政道論の後半「人をえらびもちゐられし日云々」より「有かたきならひなりけんかし」まで、臣道論の末の「又直實といひけるものに云々」より「都の中はえくくしくこそはべりけれ」までを脱せり。これらは決して原本に無かりしものにあらずして、この本に省略せしものなることは疑ふべからず。

この本は應永本以下の諸本に似たる點少からねど、帝國圖書館藏の小槻本に最も近きものと認めらる。その宣化天皇の條を終へたる後に應永本の卷首にある文をば、

寫本云此記者云々

と記しはじめて載す。然らばその本はここを以てある卷の末とせるものにして、梅小路本のここを以て卷上の末とせるに一致す。この本が小槻本の一類なる事はかの後嵯峨院以下の世數を除きたる點

なり。而して少しく異なるは

第九十六代後村上院天皇 ^{亦曰第五十世}

とある點のみなり。且つ又第九十四代荻原院、第九十六代後村上院天皇とある點も一致せり。なほその他の仔細の點に於いても二本一致せる點にして上述の他の諸本になきもの少からず。この故に、この本は小槻本の一類と認むべきものなり。

三 朝事片玉所收大慈峰本 二冊 (完本)

これは帝國圖書館藏朝事片玉と題する叢書中に收むるものにして上下二卷の本なり。

上卷卷頭に序文あり、これは應永本等にあるもの、二三の異同あれど同文なるが、それには

神皇正統記序

と題せり。奥書には

延徳貳庚戌夏五廿有三於防州大慈峰書之

此本上卷之端五六枚定林寺昏湖西堂之墨跡也其餘當國之僧侶書之以證本再三令校合而已

延徳二年季冬日

とあるなれど、その書寫は寛文頃のものなり。

この本は北畠家中原本と甚しく似たるものなれば、その系統に屬すべきものなり。下卷の終りに「父母兄弟」等の文字凡二十一語を記してよみ方をつけたり。

四 故大澤清臣氏藏本（未見）

この本實見せざれど、佐伯三木兩氏の標注神皇正統記の例言に

大澤清臣氏の所藏に係る古寫本なり。奥書なし。故に其年代を詳にする事能はざれども頗る善本なり。

といへり。故男爵北畠治房氏曰はく、大澤本正統記は壬生官務の本にして同氏藏本に似たり」と。これによりて思ふに、北畠家の中原本に似たるものならば、小槻本の系統に屬すべき筈なり、而して壬生官務家は即ち、小槻氏なれば、かの續神皇正統記の著者の家に傳へたる本なること明かなれば、この類に入るべきものなり。

第六 群書類従本

一 群書類従本 参冊（完本）

この本は塙保己一編の群書類従卷第廿九に收めたるものにして世の熟知せる所なれば、ただ必要の點のみを説く。

この本に注意すべきは、その奥書なり。曰はく

明德五年甲戌三月十二日於坂本田中宿所書寫畢點校了輒不可流布之敢不可處聊爾者也

法橋春全四八判

大永八季子戊六月廿三日書之惠潤廿三歳

とありて、その末に

右神皇正統記以常陸國六段田六地藏寺本書寫校合

とあれば、この群書類従本はその六地藏寺本を刻せしものと見らるるなり。然るにその六地藏寺本の原本は今存否を知らずといへば、本書が六地藏寺本のそのまゝなりや否やを詳かにすること困難なり。この本如何なる理由を以て群書類従に收めしか明かならずといへども、蓋し善本と認めしが爲なるべし。然れども、本書には杜撰なる事少からず。その最も甚しきは後深草院を

第八十八代第四十七世後深草院

と記し、龜山院の第四十七世を削りて、單に

第八十九代龜山院

と記せることなり。若しこれを追ひて行かば、後宇多院の第四十八世後醍醐天皇の第四十九世及び第九十六代の天皇の第五十世の文字を削り、伏見、後伏見の御世數を記すべきに、かゝる事をもせず。然らば、何の爲に龜山院の世數を削り、後深草院の上のみ世數を加へたるか殆どその理由を知るに苦むものなり。これ恐らくは、小槻本と精神同じくして方法反對に出で、北朝の正統を世次にて示さむとて先づ、その源たる後深草院の條に世を加へたれど、その次々を動すこと能はず、そのまゝにせしものなるべし。次に杜撰なるは白山本と同じく

第九十四代花園院……五十一歳をましましき

とあることにして、これは白山本と同じく後人のさかしらなり。その他の杜撰は一々あぐることをせず。世人のこの本を善本と信ずるは痛ましきことなりとす。諸傳本中の最も悪しき本なり。

第七 慶安版本

版本としては慶安本を最も古しとす。群書類従本も版本たれど、既に述べたれば、これを除き、その他のものをあぐ。

一、慶安二年風月宗知行本 六冊

誤脱少からねど、群書類従本の杜撰なるにはまされり。

二、^{標註}校正神皇正統記 川喜多眞彦注 六冊

慶安本を底本として評注を頭に加へ、慶應二年九月に出版したるものなり。この本は美濃判なるを明治十五年に半紙判六冊に複製せるものあり。大阪人の伊藤猪次郎といふ者の翻刻なり、以上の外に

守矢氏藏本 神代卷のみの殘闕 一冊

阿刀氏藏本 神代卷及神武天皇までの殘闕一冊あり。

これはいづれも室町時代の古寫本にして、零本なりといへども、神皇正統記の研究上重要なものなり。これが寫本は永井行藏氏の好意によりて見るを得たれど、實物は未見のものなるのみならず、本述義には参照せざりしものなれば、説き及ぼさず。

神皇正統記論

神皇正統記の如何なる書なるかは世の熟知する所にして、ここに事々しく論ずるを要せざるもの如し。然れどもその本旨と特色とについてはなほ論ずべき餘地ありと思ふが故に、ここに管見を叙して世の教へを請はむと欲す。

世には本書を以て、歴史の一なりと説くもの少からず。如何にも國家創生のはじめより當代までの天皇を標出して、その時代にかけて意見を述べてあるが故に、その體裁より見れば歴史といはばいはれざるものにあらずといへども、これを歴史として見る時は頗る粗略にしてしかも往々誤謬あるものなり。その誤謬の點は著者匆卒の起稿なれば記憶の誤に出でたるものにして深く咎むべからざるものなるべしと思へども、歴史といふものの性質より見れば、かくの如きは看過し得べからざるものなり。かくの如く粗略にしてしかも誤謬あるものは果して歴史として十分の價值を與へうべきものなるか。然るにも拘らず、本書の信用と價值とは依然として千古に輝くものあり。これは單に歴史たりといふ事の爲にあら